

天正十五年十月十三日 關部美濃守康綱同

元龜二年六月織田信長種々神寶ヲ白山上下ノ祠ニ寄セ柴田勝家亦之ヲ寄ス其中鱒口ハ今尙大師堂ニアリ

〔鱒口銘〕(一)元龜二年辛未六月吉日 奉寄進御鱒口白山別山大行事權現御寶前 信心大施主 平信長 奉行菅屋九左衛

門尉 新願白山社家石徹白源三郎胤弘

(二) 永正十五年六月吉日 白山別山奉寄進願主尾州小弓庄犬山郷住人豊田九郎左衛門

(三) 尾州春日郡牧郷住人史馬六郎左衛門勝家新願成就敬白天正四年六月吉日

此頃朝倉景鏡モ此社ノ事ニ關シケム文書尙存ズ

就神職之儀爲禮義島目二十かん到來喜入候猶尙與右工門より可申入候 謹言

六月 七

(景 鏡) 華押

櫻井福下世との

其他十二月九日付石徹白彦右衛門宛美濃大根禮狀(沿革の章(寫出))

卯月廿日付 同 人宛 岩 鷓 祝 言 禮 狀

八月廿四日付 同 人宛 舞 荷 之 禮 狀

其頃亦社人或ハ札轡セシヤト祭セラレ文書アリ

於大野郡佐々木兵庫助領知之内百石爲新恩令扶持上者知行不可有相違狀如件

天正二年卯月十一日

櫻井平四郎殿 信 鏡

於當郡櫻井平右衛門領並二宮知行之内山中六ヶ村檢住錢之事爲新恩令扶持之上者彌忠節肝要候依而不可有相違狀如件

天正二卯月十一日

櫻井平四郎殿 信 鏡

從信鏡爲注進飛脚汝子平四郎上下之處於途中石徹白杉本勘解由同子並兼空申談生害之由無是非次第候本意之上右社黨水可爲成敗候彌對信鏡忠節肝要候

四月十四日

信 長 櫻井平右衛門

百七代後陽成天皇ノ時豐臣秀吉其臣ヲシテ武運長久ヲ祈ラシム

立願狀ノ事

一關白様 御年 五十四歳

一大政所様 御年 七十四歳

一若君様 御年 二歳

右御祈禱ノ趣意ハ御武運長久家門安全息災延命寒ノ内並ニ節分ノ御祈禱也仍テ立願狀如件

天正十八年十二月吉日

伊藤加賀守秀盛列

慶長六年遠州濱松領内ニテ三十石寄進ノ狀アリ

寄進被申白山領之事

疊拾石者

右於末代相違有間敷候但在所著遠州濱松之内上仙川を寄進被申候者也依如件

下編 町村誌 石徹白村

慶長六廿十一月二十三日

堀 勘兵衛重 □
(松平左馬允忠頼)

一〇二八

徳川家康公天下ヲ總テ給フヨリ慶喜公ニ至ル迄年々御代參アリタリ傳ニ曰フ徳川家康公ヨリ代々御祈願ト相成年々御代參相
立定日ハ七月三日石徹白神社ニ御祈禱有リ四日ヨリ白山へ御登山五日天嶺ニテ御祈禱アリ六日ニ石徹白下山ニ相成リ上下三
日間石徹白社家將軍權御武運長久ヲ祈願シ其神靈ヲ御代參へ奉ル古例ニ御座候
享保十八年三月十八日正一位ノ官職ヲ被任萬延元年八月二日大神宮號ヲ被任

以て維新に及べり維新以前に神社へ奉仕ノ狀態ハ(役々ノ家稱定マリアリテ)大要如次

幣司 大幣ヲ奉シ祭禮ノ司頭ナリ(現今ノ社掌櫻井家はナリ)

神頭 神ニ奉仕シテ御給仕ヲ司ル(今上在所區ナル杉本真之助其家ナリ)

神主 寶曆(沿革)後ニ年番ト改メ本村ニ頭社人ト曰ヘルモノ十二人アリテ一年交代ニシテ一人づ、年番トナリ十二人ノ
頭社人ハ村全般ニ涉リテ行政ヲ司ル(時ニヨリテハ頭社人格ヲ都合上讓與スルコトアリ今尙其人存シ其家傳ハレリ)

神樂司 音樂ヲ司ルナリ(今上在所區石徹白銀之助ハ其後ナリ)

〔神頭免許狀〕 越前國大野郡白山麓正一位白山中居現權神頭職杉本上總中臣永宜着衣風折鳥帽子紗袴衣專守恒例神式可抽

太平精祈者

神道裁許狀如件

文化元年二月二十七日

〔頭社人免許狀〕 越前國大野郡白山麓正一位白山中居權現

神祇管領長上三位侍從卜部顯良連判
頭社人 石徹白長門藤原胤貞

社職之進退須專守神祇道規範年中之祭式着風折鳥帽子紗袴衣專守神事者神道之狀如件

安政三年十二月十日

神祇管領長上卜部朝臣判

〔社人免許狀〕 越前國大野郡白山麓正一位白山中居大神宮社人

上村大學源正重

社職之進退須專守神祇道規範年中之祭式着風折鳥帽子紗袴衣專守神事者神道之狀如件

文久元年十一月廿八日

神祇管領判

斯ク寄附ニ依リテ維持シ來リシモ維新後ハ其事止ミシ故現今ハ共有千二百町ノ取得ヲ以テ維持シ居レリ

〔日本地名辭書〕 此里に白山神社あり崇敬ヲ堂宇亦古雅なり

〔本朝神社考〕 林道春撰白山草 白山明神者伊弉諾尊也、初奉澄法師、棲越前洲越知峯、常望白山曰、彼雪嶺、必有靈神、我

當登彼乞願應、靈龜二年、夢天女瑠璃殿身、出紫雲中曰、靈感時至、蚤可展養老元年、四月一日、澄往白山麓、大野隈宮河

東伊野原、乃專心持誦、時前所夢天女、現身曰、此地大德母產穰之所、非結界之地、此東林泉、吾所遊止也、師移彼、言已形

隱、迨到彼持念如前、天女又來曰、我雖在天嶺、恒遊此林、此林爲我中居、上護一人、下撫萬民、云々

〔明治二十四年 明細帳〕 紀元七百三十八年景行天皇十二年壬午六月十五日創立雄略元正兩朝の祈願所ナリ

〔越前名蹟考〕 長瀧寺に下品下生の鳥居あり建長五年と有て今清水石徹白の額同筆なり石徹白を白山中宮と稱し長瀧寺を下

宮と稱す

明治四十年五月三日、村内に散在せし左の七社を合祀統一せり、皆養老元年六月の創立と傳

ふ。

無格社 神鳩神社

祭神

猿田彦大神
天鈿女命

字水無に在り。

下編 町村誌 石徹白村

一〇二九

同 小谷堂神社 同 彦火々見出神 字上山口に在り。
 同 水香神社 同 鶴草葺不合神 字二ノ峰に在り。
 同 神明神社 同 天照皇大御神 字神明に在り、
 同 美女下神社 同 磐長媛神 字宮ノ尾に在り。
 同 今清水神社 同 瓊々杵神 字川ウレに在り、
 同 一ノ瀬神社 同 久那戸之神 字一ノ瀬に在り、
 次で、四十三年十月一日、下穴馬村内の左の二村社をも合併せり。

村社白山神社 祭神 伊弉諾尊 朝日前坂村の内に在り九年六月廿五日 列村社
 同 同 同 角野前坂村の上に在り同

本年五月、勅令第九十六號に據り、神饌幣帛料を供進し得る村社に指定されたり。
 寺院は二寺二道場皆眞宗大谷派なり

威徳寺 眞宗 大谷派 字城山に在り、

威徳寺 圓周寺 眞宗 大谷派 字小澤に在り、
 〔明細帳〕 養老二年戊午六月泰澄大師創立天台宗文明六年甲午九月嘉念坊明信改メ眞宗

名勝舊跡 大師堂

〔明細帳〕 養老二年戊午三月泰澄大師創立天台宗文明六年甲午四月嘉念坊明信改メ眞宗
 名勝舊跡 石器時代の遺跡たる本村としては餘り多からず。
 大師堂 中在所の小高き丘腹に在りて、境地閑雅、眺望絶佳、堂内には、右に錫杖、左に獨鈷
 を持てる泰澄大師三十六歳の時の自作の木像を安置し、且、大師の從者たりし臥、淨完二行者
 の像あり、古來諸名流寄附の重寶珍什不尠。

〔此堂は原中居神社境内にありしは(名蹟考)「若越寶鑑」に徴する事を得〕

長者屋敷 上在所の對岸、下島川端に在り、傳ふ、中居神社の始祀者の山宇斯の居り處なりと、
 石斧石鏃等を掘出し得るのみならず、土器の破片石器の半製品をも獲可しといふ。

大師腰掛岩 上在所中居神社境内に在り、泰澄白山へ登れる折休憩せし遺趾なりと云ふ。

〔類聚國誌〕 泰澄腰懸岩郡の東石徹白に在り又同所不動堂に舟岩あり

城山 中在所に在り、獨立の小丘にして、南は斷崖峭壁なれども、三面には塹壕などの趾を今
 も認むる事を得現今小學 校建てり之は、中居神社神主の始祖石徹白小河合が、正長年中築きし所中居神社に 條參照に
 して、當時、小河合は、威穴馬全郷に振へりしとぞ、夫より、林阿彌、源阿彌胤弘、胤任人物 條參
 照と父子相傳ふこと五代、胤住後破壊せり、其後裔なる石徹白家藤之助には、當時の槍、突棒、

刺股等現存す。

首無塚

首無塚 中在所の路傍に在り、小石碑存せり、之は、石徹白胤弘胤住傳天文中、美濃の遠藤家を助けて、彼國木越城に入り、朝倉家に抗せし際、母と妻とを城に残し置きしが、朝倉氏屑とせず、懸賞して胤弘を獲んとす、後數年、天文十四年七月十七日、胤弘母を省せんと竊に歸り、乳母の家に到りて酌む、村人偵知し、急に胤弘を斬り、首を朝倉氏に呈しぬ、されど賞なし村人悔恨、死骸を此地を瘞みしなりとぞ一名首無おテン、乳母の家現存す。

母御石 白山路に在、秦澄大師の母、大師を退ひ來りて、遂に逝きし遺趾なりと傳ふ。

其他長短の瀧泉、鐵石、鳩居、三番瀧、四十八瀬等多くの名名蹟考に見ゆ。

人物
石徹白胤住

人物 石徹白胤住越前人物志 胤住通稱彦右衛門大野郡石徹白源三郎胤弘の養子なり、家祖は藤原宇合の後藤原高光より出づ。後小河合と云ふ人あり、始めて白山神主となり石徹白に城を構へ、依て石徹白を以て姓とし紀伊守と稱す、四世源三郎に至り郡上の城主東常慶の女を娶り二女を擧ぐ長住見といふ、即ち胤住の室たり、胤住初名長住武勇あり金森長近飛彈征伐の時胤住江島經正鍋山忠晴牛九重近川尻備中守等を召集して三木軍屬を尋ね、天正十八年秀吉相州小田原を攻む、長近金森奮擊の時胤住大に軍功あり、後奥州に轉戦す、秀吉征韓

の時又肥前名護屋に従ひ伏見に歸て病卒す、高野山に納む、時に慶長元年九月なり、室住見養子藤十郎若年に付自諸般の事を理し後見上村某が石徹白家を押領せむと謀りし事の曲直を北庄藩邸に争ひ大坂陣の時家康公の爲に武運を祈願し爲に上京する等節操貞烈の名あり、慶長五年七月十七日歿す、法名妙意、土人尼公と稱す。代々白山中山居神社の神職を勤む。

〔高山照蓮寺記〕 法印有肺腫臣號石徹白彦右衛門長澄、當時之英傑也故明了其親切也平日相語以移日、其爲慟篤不可勝言一日長澄來於明了寓舍、時出茶菓備酒肴點待叮嚀坐定從言將看守於城猶爲呈其情實以一封神文屬於可重法印大忻昵不憚即命報誓於我故我代法印而書盈金之字以驚神明佛陀照靈人焉廣設仍自杖中出一封以與明了其文曰「互取替起請文事。」長澄則承法印命而自呈其字。誰謂至誠耶、明了不得止、因事書誓答數行寄長澄以呈無說神云々。嚮所謂長澄者越前國石徹白産也。此地是北陸白山麓也、有當時末學也即威德寺與圓周寺是、故此地社職累代當寺地越而修念佛、長澄爲人好勇入武門莫切踏軍場是以將軍秀吉教隊四輩於群士中而號御朱印衆被付法印所謂阿波賀藤四郎飯白九八郡里村治兵衛尉石徹白彦右衛門尉也。是皆其實而死于簡之臣也、就中法印征飛州時長澄先陣戎功宥密也、爲其勳賞、天正十六年戊子春以内島舊領小島白川賜千五百斛、長澄勳銓銜慶長元年丙申秋於城州伏水死矣云々、長澄無子故死後沒收一跡於於可重云々、

〔岷江記〕 (に彦右衛門病死云云子なき故に妻女に百石を賜はり餘は金森家へ取上られたり)

〔櫻井家文書〕 三月二十日今度息平四郎此方へ罷越候處於六呂御御朱印留置剩平四郎殺害の段無是非次第に候、則彼在所悉令放火候張本之者爲籠者候間可加成敗候父子忠節神妙候、於屬本意者一廉可與恩賞候、彌可被抽忠節事專用候、猶向河内守石徹白彦右衛門尉可申候、恐々謹言。

信親

下編 町村誌 石徹白村

〔金森家譜〕 天正十八年庚寅、秀吉公擊相州小田原長近與可重從之、大奮擊而不遺餘力、其家人田島勝太、根尾莊三郎、遠藤頼母、大塚左吉、岩田彌助、大野宗左衛門、今井利左衛門、石徹白彦右衛門、藤俣五郎左衛門等皆有軍功、云々

〔石徹白家文書〕

一對貴方毛頭不可疎略致入魂可申事

一雙方間に彼此申さまたくる儀候共たかひに可申預事

一於何事も貴所御爲惡事承候共不可入事

右之條々於爲申者如來上人御罰可被蒙者也仍如件

天正十五年八月四日

照蓮寺明了華押

石徹白彦右衛門尉殿 參

〔石徹白家ノ傳〕

天正十五年八月上旬金森長近飛驒へ打入り先手ハ飛驒ノ士鍋山右近大夫廣瀬長陣川尻備中平丸又左衛門石徹白社家石徹白彦右衛門等案内ス彦右衛門ハ白川口ノ案内ニテ御上尾越ヲ通りメ摺手ハ郡上長龍寺ヲ本陣トセルニ寺僧

金森のめしたる袴は麻袴コシがたればヒゲもとられぬ

胤弘ハ信長ノ命ニ依リ天下泰平ヲ祈リ又先是天文三年八月朝倉家郡上攻ノ時出兵スメク朝倉刑部ヲ使トシ案内ヲ頼ミシモ胤弘ハ郡上東家と重縁アレバ謝絶シテ東家ノタメニ木越城ニ三ヶ年間居リ

胤住ノ子藤十郎ノ時上村五郎右衛門ナルモノ未亡人妙處ノ代理トシテ白山祭禮及年賀ノ爲江戶へ登城セシヨリ藤十郎長ズルモ後見ヲ解キ引渡スコトヲ拒ミ福井侯ノ裁許トナレリ 沿革草寫出シニ不幸早世五郎右衛門又去神主職ヲ繼ギ妄ニ石徹白氏ヲ稱セシガ寶曆年中の大騒動後年番交代トナリタル後モ藤十郎ノ子孫ノミハ頭社人(十二人中)ノ上席トナリテ雄新ニ及ビシモノニテ明治ノ初年内侍所守衛ノ神威隊ニ勤仕セシ胤貞ハ實ニ其裔ナリトゾ

聖無動院
運亮

聖無動院運亮 大僧正運亮字は雲照越前大野郡石徹白村白山中居の神職杉本某の次子なり姓は

三神岡崎亞相國久の猶子となる貞享三年丙寅二月八日生る、天資聰敏にして毎に佛乘を慕ふ元

祿十年江州大津古市西坊法印胤將の家に寓す、胤將深く愛して子となす、名を虎丸と

云ふ時に年十二翌年長等山に登り三藏坊法印亮央和尚の附弟となる、二月和尚寂す、十二年十

一月十四日薙髮して寶昭院大僧正運雄大和尚を拜して、戒師と爲す名を治部卿公運亮と改む其

室に入り胎金兩部の大法護摩蘇悉地の秘法及び諸尊の儀軌次第等を傳授し復授決集を稟承す十

六年三月權律師に任じ法橋に叙す、尋て大僧都に任じ、法印に叙す時に十八歳なり常に學を好み

日夜倦むことなし賀山瑞師の所に住て諮詢す、師深く其篤志を感ず。又圓滿院覺尊親王の命に依

て四教儀を講ず、後業務を停めて靜室に牖を閉て學ぶ事殆ど二十年、享保二年三十二にして

權大僧都省盛に從て悉曇を傳授す、此年七月承業の師運雄和尚寂す。七年九月廿六日靈鷲院前大

僧正舜定和尚を拜し、傳法阿闍梨と爲り唐院に於て灌頂壇に入り胎藏界清淨金剛の尊位金剛界

智遍金剛の尊位を得たり、十年賀山の瑞師三井北院の地に於て法名律院を建立す此時専門の住

僧肯ぜさるもの多く亮泯眞舜の二師と勉勵衆の共許を請ふ故に大衆甘心共に地を割き瑞師に與

ふ、是に於て法明院落慶す、十一年學頭代に補す、年四十有一、翌年正月一日山の總代となり、

江府に參し大樹公に拜謁す、十五年學頭代を辭す、翌年長吏義周親王の命に依て圓宗院に轉ず九月住心院大僧都晃珍等の十餘輩唐院に於て灌頂す、圓山の請に依て大僧都鎮忍と法會の奉行となる二十年義周親王の命に由て善法院に轉住し法光院を兼ぬ元文二年五十二歳十一月六日學頭の員數に入る、六月四日勅して法華會を行はしむ。題者は寶昭院僧正延清堅者南松院權僧正實光なり、時に第一の問者に當れり、然れども享保十六年冬より沉痾身を侵して未だ息まず故に辭す、則大僧都諱映第一問者となる三年六月四日勅して法華會を行はしむ。初め探題南松院權僧正實光の第一問者圓宗院大僧都忍玉にして暹亮堅者となる十二月權大僧正に任じ參内して天顔を拜す、翌年探題に捕す、六月法華會の初探題となる、八月護摩の秘法を圓滿院門跡祐常大君に授け奉る、五年金剛會の大法及び諸尊の儀軌次第を祐常大君に授る、十月二十九日智證大師八百五十年の遠忌法會を一七日間修す、二十七日合行曼荼羅供、二十三日朝座講師と爲る、二十四日より三日間朝座の證義となる寛保元年滿山住僧の第一薦となり別當に補す、延享二年三月十三日詔を奉じて唐院に於て灌頂壇を開き傳法阿闍梨位を法印永尊及び定綱に授く。翌年十月詔を奉じて唐院に於て再び灌頂壇を開く。四年三月授決集を祐常大君に授く。寛延二年七月四日大僧正に轉任す、時に年六十四歳なり、三年櫻町上皇崩す、勅して般舟三昧

院に於て御退福法會を七七日の間執行す、時に唱導師となる、四年齡六十六歳四月十一日寅刻右脇入寂す聖無動院と號す、其平生氣稟質素にして衣食を貪らず意志仁慈にして温順和雅且宗祖大師の高躅を追ひ、聖無動尊に歸依して屢靈驗を得る事あり故に廟に名づく。〔聖無動院前大僧正略譜〕弟子和譯撰

傳へ云ふ此僧竹筒を切るに巧なりしかば曾て切りて櫻町天皇に獻りしに御嘉納あらせられ左の御製を扇下に親書し下賜せられしと

さひしきななにとへむをしかなく太山の里の明かたの空

天澤庵隱山

〔越前人物志〕 諱は惟琰字は隱山、大野郡伊野原の人、姓杉本家世白山神祠の祝人たり、先世は泰澄大師より出づ、師甫めて九歳美濃興徳寺禪規香を白山祠に進む、群兒方に魚を小溪より捕ふ、師傍にありて睇を凝らす、規之を異とし其夜此家に宿し父母に勸めて出家せしむ曰く此兒素風塵中の者ならずと遂に規に屬す、則ち携へ歸つて老山和尚に従はしむ是年十月五日落髮受戒、師訓を守り忤逆することなし因て深く愛せらる、年十六嘗て自ら念ふて曰く、生死事大、無常迅速、安得悠々、虛度歲月乎。と是時越前瑞昌寺萬國和尚盛に正眼國師の宗旨を唱ふ、師往て従ふこと三年を経て、得る所なし、年十九武州永田の月船和尚方に三春の高

乾院に住し門風最も疎なりと聞き往て教を受けむことを請ふ。寺中の掌事曰く、今制來集の禱子甚だ多し是れを以て其後に至る者は皆是を辭す、且つ子の年二十に滿たず、參禪未だ晚しとせず他師に就て學ぶに如かずと、師固請する七日涕泣流血に至る、掌事其至誠の他なきを見て月船に告ぐ、乃延見して曰く何をかなさんと欲するか、答ふるに生死事大無常迅速の故を以てす曰く我這裡生大なく死大無く復何ぞ迅速か之あらむ曰く唯死生無きことは小子が從來疑を懐く處請ふ幸に哀憫を賜へ、船曰く汝後世雜僧果して修禪に意あり去て參堂して可なりと。是に於て晨參暮請懈怠有ることなし、二十一歳始て入制接心微しく所得あるを覺ゆ、室に入て將に所見を呈せむとす、船其狀貌の異常を見便ち云ふ不問有謂不問無言、試に道ひ來れ師口を開かむと擬す、果然情識の裡に墮在せりと、言畢て遽かに竹篋を打す、恍然堂に歸て日夜涕泣するのみと衆以て狂と爲す一夕定中忽然として無生大無死大を見得し急に入て所見を呈す、船曰く、是則是なり願ふに暫時の岐路のみ以て足れりとせず、轉々進んで已ずんば他日自ら生涯あらむと、是より古人の機緣言句或は頌或は拈或は評以て進む船熟視之を左右に導き一も可否する所なし以爲らく佛語祖語通明せざるなしと、二十六の春儕輩と相伴ひて徧く都下及び關西諸大老に參し室に入つ宗旨を問ふ、老師皆愛撫亦毒螫を施すなし、以爲く扶桑國裡を盡し復明眼の宗師なし

と、歸て船に參せんとす、道を濃州に取り過て老山に見ゆ是より先き老山興福寺にあり鐵崖に命じて席を繼がしめ別に梅泉遺趾を嘗て自居十四年、又鳳嶺をして梅泉に主たらしむ、更に小庵を更に其傍に構へて閑居自ら養ふ已にして崖没す、鳳嶺又事に因て院を出づ、老山因て師をして梅泉に住せしむ、秋位を妙心寺第一座に轉ず、梅泉もと擅越なし、庄田無し師枯淡を守ること十餘年偶禪客あり來て云ふ、方今永田二世峩山和尚盛に鶴林の宗旨を唱ふ、實に天下第一の慧眼なり、師聞て即日菑を腰にし途に上る。既に都會に入り峨山天澤山に在り、結制碧巖集を講ず、緇徒講に侍する者六百餘人、其始て見ゆ峨山手を展べて曰く、因甚道手未だ答ふに及ばず又脚を展て曰く因甚道脚師口を開んと擬す、峩山手を拍て大笑す、師茫然として退く明日又入室す峩山曰く今修禪皆容易古人難透諸訛の因緣を過去し曾て着實の工夫を下さず或は頌或は拈、皆口に任せて亂道し去る、故に佳山後多く道心を失ふ、例へ無事過するも初より一箇半箇の師たる事能はず、眞に憫む可き也汝果して修禪を要せば從前の悟得盡く放却し去り單單究明更に乾峰和尚法身に三種病二種光有り是什麼道理と道ふを看得せしめば則ち可なりと蓋し師の病處に中る是に於てか涕泣して退く麟祥侯廟に入り刻苦精究二時の粥飯の外復出でざること數日、一旦忽然乾峰の醜面皮に撞着し疾走室に入り所見を呈す、峨山大に悦び是より日々入室

諸訛因緣盡く蘊奥を得たり、時に三十九、此年九月峨山に辭して梅泉に歸る、四十一歳二月又永田に至り室に初て入る峨山曰く巖頭道ふ大小徳山未だ末後の句を會せず汝試に道へ師一轉後を下す、更に子細にし去べしと又數十語を下す、皆以て然りとせず已にして師又曰く大風起分雲飛揚威加海内兮、歸故郷峨山大に罵て曰く這瞎禿奴恁麼見解堪作什麼用と竹篋を拈して打すと數下、氣息將に絶へんとす、師以爲く我道得て締當なる、何ぞ惡發此に至ると意深く憤懣を懷き、疑團釋けず、五月復梅泉に還る是秋峨山聘に應じて濃州清泰等に入り又梅龍寺に移り講筵を開くこと二十餘日師前後從ふて左右にあり乍ら竹篋下痛痒の處を知り便ち曰く大小巖頭徳山和尚總敗闕了峨山説て曰く須知佛教、譬如大海益入益深、豈得容易見過乎、別に望み書して曰く、「隱山座元研究功績不合撞着獨妙禪師發明底大事學海波瀾一夜乾今不堪歡喜書以爲證と後出入相從ふ者七年寛政五年峨山聘に應じて駿州蓮光寺に入る、亦從ふ是に於て江湖の雲衲師の不在を候ひ梅泉に就て勝會を舉げん事を謀る、官に請ひて僧堂及諸寮を構ふ師還り見て大に怒り、柱杖を擧て盡く衆僧を趕出す、仍留り挂搭する者七十四人、師日夕鞭策、誨勵怒罵衆皆勇進寢食を忘るゝに至る、九年師年四十七是春梅龍師を請て住持せしむ固辭す可かす已むを得ず遂に入る、碧巖集を講ず、雲衲來會する者三百人、是年峨山寂す、秋に至て師又明峰座元に命じて

梅龍の席を董せしむ、則東浦山暨相寺遺趾に就て草庵を結び優游自適、雲衲又之に踵て蟻集す其許を東浦に移すや衆に示す偈曰幾年孤鶴翹松頂忽看片雲過別山、去住雖然無先着、遲々引步碧溪間。驟歩師の偈を評して云ふ、師蓋父母の邦を去の道を云ふ、願ふに絶壁斷崖眞に攀ぢ易からずと師東浦に住し八年殿堂門廡及び鐘鼓皆一新を經、憐として叢林を成す、雲衲隨ひ居る者常に五十餘名、已にして其煩を厭ひ又經岳座元に命じて席を繼しむ。師聘に應じて制を江州總見寺に五ふ已に畢り悉く緇徒に遺を散ず、從者唯五人、播州鹿谷山中に至りて其幽寂を愛し包を解て韜晦終焉の計を爲す、衲子又來り集る者猶二十四人鹿谷に居ること三年、道俗皆徳に歸す、俱に殿堂を經始し將に以て演法の地となさむとす、是より先金寶山瑞龍禪寺年を經て荒廢す、諸老相與に議し、使を馳て請て云ふ、瑞龍開祖入寂以來宗風振はず門庭又寂寥其廢毀に就く坐視するを忍びず師寧ろ意無からむや是に於て師又止むを得ず其請を許す文化三年春將に還て瑞龍に入らむとす、仍留ること數日、京都森見某之を聞き使を遣して邀請すること三たび、五月師京に入り病を森見に養ひ、九月濃州に歸る。金寶山中瑞微庵に卓錫す、庵後に天澤と更む、始て庵室に至るに懸磬の如き上漏下濕、主伴復膝を容る處なし、日に衲子と荒を剔り、穢を除き勞劬百計、始て鼎新を得たり、又僧堂及び浴室を構へ門廡倉庫亦皆備る、此に於て祖風大に振ひ衲子の常

に住居する者七十餘人、五年夏京都嵯峨要行院の請に應じて虛堂錄を講ず、大覺法親王數來聽せらる、九月詔して紫衣を賜ひ正法山住せしむ、明年秋又京都に入り關西國師四百五十年忌齋を修す、十月關に詣り恩を謝す、

詔して復瑞微に居らしむ、八年六月與請に應じ鶴棲院を中興す、風川座元に命じて之が主たらしむ、十四年十一月微恙に罹る、二十九日遺偈を書して徒を聚め後事を屬す、蛻然として寂を示す壽六十四、法臘五十六、鶴棲西北の丘に火浴す八月に至て特詔正燈圓照禪師の諡を賜ふ、師の正宗を嗣ぎ化を一方に盛んにせし者大元、棠林、雪關、顧鑑等諸人とす、師の至る所雲衲常に堂に滿ち法規森嚴にして其後世に功を貽す者最も大なりと云ふ「近世禪林僧寶傳」相國承天禪寺退耕庵獨園運明治二十年六月京和譯

二年六月京和譯
都豐光寺校

〔怪石談〕明治四十一年三月發行、建仁寺管長默雷禪師談。美濃に齋藤秀龍が金華山に於て、城を築きて偉い豪雄であつたが終に信長の爲めに亡された、其時家來の末々までが僧に打死にした所千人塚と云ふが岐阜にある、之に就て種々奇怪な譚があるから話して見よう、來四月早々から岐阜に瑞龍寺に隱山和尚百年遠忌の爲め大會を執行するが、其近邊を瑞龍山と云つて最初隱山和尚が齋藤一族が打死した墳墓即ち千人塚を塚して逆的齋度せんが爲め其所に僧堂を建てられたのが、天澤庵である天澤庵といへば同國伊深の正眼寺と共に名高い僧堂だが其千人塚の墓石を僧堂の大衆等が毎朝洗面する手水盥を置く臺石として居た此塚に毎朝多くの雲衲等が痰唾を吐き棄て居たが地下の靈を侮辱したと想ふたものか、深夜になると齋藤の

娘が甲冑に身を固めて多くの者を率ひて幽霊となつて出て來た相だが、其幽霊はへば雲衲の邪鬼はせないが却て力量のある雲衲のすきを見て邪鬼をするので少しも油断が出来なかつた、それで根柢養成の爲めには幽霊が出て呉れるのが却て藥になつたと云ふことだし何分怪事であるから初心の雲衲等が恐ろしがるので僧堂の内外は鬼哭嗷々と云ふ有様であつた深夜になると妖怪が色々の邪鬼をするので、隱山和尚は何汝等は道力が足らぬからそんなものにつけこまれるのだ、どれおれが夜座をやつて見せてやらうと和尚が僧堂に徹夜座禪して王三昧に入居るゝとがたりとも云はさず何のこともないのでそれ見よ何も出てこないぞ汝等の力量が足らぬからだと云はれたが、しかし隱山和尚がそこに夜座をやつて居られぬ夜は必ず妖怪が出て來て大衆等の邪鬼をするので、和尚が一週間も引續て夜座をせられたが何にも出ぬ、そこで隱山和尚が座禪をして居る姿の木像をこしらへて、之れに和尚が開眼をして僧堂に置いてから以後は其僧堂に何も出ぬ様になつた、隱山和尚の徳が高いと云ふことが此一事でも分る、隱山の會下に告林あり告林が雪澤があつた、此雪澤下に波州和尚と云ふ者があつた此和尚は毎夜壁石に向て丁寧な經文を讀誦し回向をせられたが之は順的の方面で誠に穩和であつたか、何でも今から十四五年前の事であつたかと思ふが瑞龍寺の禪外和尚が、其向ふに見ゆる天澤僧堂を瑞龍寺へ合併せられんと主張せられた所が多くるものが多かつたにも拘らず此和尚は非常な逆的な方て一旦こうと決心した事ほどこまても仕舞ふと云ふ氣風であり、且天澤も瑞龍も此禪外和尚の主權下にあつた所から、何差間があるものかと云つて誰が何と云ふてもかまはず移轉合併を執行した所が此に椿事が起て來た禪外和尚は終に天澤僧堂を瑞龍寺と移轉合併したのみならず元千人塚のあつた所をうちこぼしてしまつた。しかも例の壁石をも瑞龍僧堂の前に移してしまつた。然るに僧堂の評席即ち時の主座が深夜に正念相續する時一寸の間油断したので齋藤の娘の亡靈の爲めにやられてあゝしまつた齋藤の娘にやられたと呼んで死んでしまつた、又其次の力量ある評席も同じく齋藤の娘にとりこぼされた、さうして居る内に師家の禪外和尚も大病となつて百日間も起つこと能はず

就中三十日間許りは實に絶大の苦を受けた、加之從來歸依して居た信徒の大部分は離れてしまひ種々の悪評が傳へられた、そこで和尚も之は到底助らんと覺悟したものと見え、本山の妙心寺に出養生して居たが死にたい死にたいと日暮にいつて居たが終に前田誠節が住職をして居た瑞泉庵に出て來られてそこで死なれたそうだ、隱山と禪外とは大分違ふ所があるだらう、何にも高徳な先輩がやつておいた事を濫りに破壊するに及ばぬことだ、千人塚の墓石であつたものは現今でも若し少しも是にふれるものがあれば忽ち震ひついて癪病を煩ふ者であるから土地のものは能くこれをおそれて決して之に接近せぬ、元氣のある雲衲等が其事を疑つてなにそんなことがあるか、もしあるとすれば一個の精神作用だ乃公がふれたればとて何の障りがあるものかとかから見識をだして故意に其石に觸れて熱病を煩つたものが澤山ある畑の水練的學者あり此石を實地に就て研究して見たがよい。

杉本義宣

杉本義宣 上在所杉本良之助の家の四代前の主人なり、本姓は伊野原氏、又は、三神氏とも稱す神祇道長上なる京都吉田家の門下たるを以て、殊に、同家より、中臣の姓を稱せしめたる事もありき、周防守と稱し、始め兵部卿たり字伯酋、林泉と號す、父は上總守示宜母は文子、大途見命の後にして、世々白山中居神社の神頭職なり、八歳の時、近江三井寺に入り、三藏坊某に隨ひ十九歳にして名古屋河村益根に學ぶ、後、山崎垂加翁の唯一神道を受け和歌は冷泉家に學び、前大納言入道等學を師とす、又醫を岐阜一水に受け其道にも通ぜしと云ふ、美濃苗木藤堂美濃守、木曾福島山村甚太夫、尾州成瀬、渡邊、生駒、九條、白河、西園寺の諸家、圓満院、青蓮院に出入せり、性篤實朴直、寡言沈着、敬神の念深く、克く人を容るゝも、温客の中に、威嚴

犯すべからざるものありしと云ふ、毎旦冷水浴をなし、嚴冬と雖も未だ一日も廢せず常に曰ふ、微恙の日と雖も、之を行へば神氣爽快に復すと、好んで人に交はり、天保九年三月、江州三井寺坊官西坊に於て病死す。

死に臨み、端座容を亂さず、且、遺言して唯一神道を以て葬儀を行はしむ。或時、郡上青山侯の老臣小出公純の宅に至る、其佩刀の製實に粗なりければ、小出心大に之を侮り、竊に其中身を檢せしに、一道の秋水、明晃々として、刀氣迸り滴るの觀あり、公純心に驚き、且、陳謝す著す所長澤詩稿、和訓考、神代正系考等あり。

〔社叢詩載〕尾張藤 益根編 「伊義宣」字伯酋伊野原氏稱杉本越州白山祠官號林泉壬申年二十六有長澤詩稿。

橋上北望 去國家鄉遠、長流第五橋、北山新露滿、歸思日蕭條。

泰澄大師の母

泰澄大師の母 杉本家より出でしなりと傳ふ、大途見彦命、即、伊野原の宿禰の七世孫を河武丸といふ、子あり、曰く此定和銅七年甲寅四月三日死年七十曰く、櫻姫〔杉本系譜〕櫻姫は亦名を伊野姫と云ふ、麻生津三神安角に嫁す、神融禪師の母也、養老三年己未四月死す。

從軍

從軍

明治十年西南戰役

出征者 一名

下編 町村誌 石徹白村

三十七八年
戰役死者

明治二十七八年戰役

同 一名

同 三十七八年戰役

三十六名内戰死者五名病死者一名

法名 釋 契 則

步兵上等兵動八等 上村 松之助

明治三十七年八月十九日

法名 釋

步兵二等卒動八等 上村 留之助

明治三十七年九月三日

近衛步兵一等卒動八等 石徹白駒 若麻呂

明治三十七年十月十三日

補充步兵一等卒動八等 上村 豐

明治三十八年一月一日

法名 釋 齊 入

豫備步兵上等兵動八等 上村 源三郎

明治三十八年二月二日

法名 釋 義 周

補充輔重輪卒 上村 廣助

明治三十八年十月六日

生存殊動者

生存殊動者

陸軍歩兵上等兵動八等功七級 堀内 長佐

陸軍歩兵二等卒動八等功七級 久保田 長吉

雜神事

雜神事 現今行はるゝものは、正月三箇祭、正月祈年穀祭、四月五穀桑蠶祭、四月晦日祭、六月千座大祓、九月八大神祭、並御神樂祭、十二月天神地祇祭、並晦日大祓祭等にして、古式の如くあらざれども、尙古昔の風を偲ばしめ、中にも、四月晦日祭、九月祭日には、神輿の渡御ありて非常に盛なり。

〔保安元年庚子 神社年中行事〕 正月三ヶ祭 自元日至二日而天神祭之先神籙之於大床云々自三日至四日而地祇祭之次第事同
〔六月吉日撰〕 前祭云々自六日至七日而炊杵神祭三神座三案等同前云々

正月種子祭(祈年穀祭云) 弘計天皇御宇丙寅年正月勅而令齋於種子神賜矣自中而七八而祭之於大床葉薦乎敷設壇立案而調神
座粟種種種種麥大豆小豆悉高杯盛之壇上置云々

三月桃花祭 豐標天皇御宇天平丁卯年三月爲防掃天下惡氣神勅而則伊弉諾尊之令仰祭神德焉上之自丑至寅而祭云々机上桃枝一本共置之云々

四月晦日祭 三日以前於大殿神籙之撰神座八重疊茵敷壁代幕共張之充例原以神飾之御殿云々

五月物忌 凡占相者從朝日入忌火也下之至八日至祓除於宮川上焉祭之葉薦六枚案一脚白和幣曹和幣各一本神壹本人形一枚散

下編 町村誌 石徹白村

供共置之云々

六月初日開 朔日至於上神社而賦幣先太御前殿大神布五尺金掛金櫛筒次太汝大神金銀櫛二枚茅二竿布五尺檜新宮布三尺云々此乎上之稱朝日開者也

六月千座大祓

中之自七至八行之七日先河上及岩窟前葉萬數設壇座青和幣白和幣各一本散米朝共案上置之云々此稱朝日祓者也九月八大神祭並神樂 夫以於諸祭中而爲此祀伊弉諾尊道伊弉册尊而已欲入於黃泉矣故爲奉留而因與此祭者也四月之祭者伊弉册尊之祭也九月之祀者伊弉諾尊之祭也此二者天下之大祭也云々

十一月縣祭

中之朝日祭之初十日庭中構舞臺注連張或神樂殿用之左右各庭火用意薪也一日子上刻獻神供神酒祝詞八平手如常神樂祝部卒懸巫女三人而出仕矣云々

十二月天神地祇祭

兼晦日大祭 下之自七至八而祭之兼而大殿葉萬乎敷建案二脚而設於天神座地祇座也七日到奉招禱於天神矣亥刻奉招禱於地祇矣次正月祭同事也晦日大祓者別祓神加四座及西下刻而三座大神地祇四神各獻於神供神酒云々

以上之祭祀者非於私齋天下之大禮而實祚長久之祝之也四海靜謐之祈念也

能思厚察慎而行之不可怠矣右兩度之祭典者養老天平勝寶字神護五朝之舊禮也送階增威者仁壽貞觀天曆三朝之御朝祓行之矣勅使先臨於宮川而身濯祓給矣云々再拜終而退出給六月以前者當年七月以後者明年上之神社行之

敬神思想

敬神思想の篤き事 本村の特殊にして、今尚、純信神徒佛寺も存ぜり、願ふに、歴史も、資産も敬神に基ける本村の此思想は當然なれど、佛道の調和成り、維新後一時相衝佛敎者の敬神も、他村に超絶せるは、山中の一仙境の可欽可喜一奇象と云はざるを得ず。

坂谷村

叙説

位置廣袤 郡の中央稍北に偏在し、東西約一里半、南北一里餘

境界

東は、經ヶ嶽を以て、五ヶ村上打波と境を分ち。南は、同村下打波、東勝原と、一帯の山頂に於て地を接し。西は、九頭龍川を隔て、富田村下唯野、七板、土打、新田、森目、新河原、土布子と相對し。北は經ヶ嶽、及び其支脈によりて平泉寺村平泉寺、小矢谷、大矢谷、岩ヶ野、壁倉、大渡と隣せり。

地勢

本村は經ヶ嶽南面の山地と裾野とより成り、概して、東南より西北九頭龍川に向うて緩に傾斜し、川畔の斷崖に到りて盡く、是れ坂谷或は坂田の郷名ある所以にして、對岸富田村に比し、土地高燥、臺地の觀あり。

經ヶ嶽

一に釋子嶽とも稱し、北境の赤鬼嶽より延ける郡内山脈中の最峻峰にして、東北境に聳立して、荒島嶽と對峙し其名世に高く、夏時雲霧を呼び驟雨を催さしむる奇景喧傳せらる

〔深山木〕坂谷の里にのみふるゆふたちはさかせのたけの雪のしつくか

夏の照日にこぼかりば日ごとに雨の降こと見ゆればことわきにわたくし雨とそいふさかせのたけは經ヶ嶽ともいひてあらしまにならべる高き山なり此山々の高くて前にたてれば名に高きしら山はこのあがたにありながらわがさとのあたりよりは

坂谷私雨

坂谷縣南大野二十

見えぬなり
奔雲斷續響雷霆、轟地坂谷欲渺冥、此雨彼晴眞似畫、前山如醉後山醒。

横田 秀

此嶽の支脈、村内處々に起伏し、所謂坂谷を形くり、湯ノ谷山、高尾山等稍秀て、坂谷道は西北支脈脚の九頭龍川に迫りし斷岸犬還坂を繋ち通じ、五箇村への通路は東南支脈の低所を過ぐ。

〔繪圖記〕犬還坂 勝山町への道に犬歸と云坂あり上は山下は大河にて一騎の切所なり此下に淵あり大歸の淵と云(花房)
〔越前名蹟考〕此邊坂谷郷の東端にて是より東は深山なり此山中に桃木峠といへる大山を越て上打波村へ行なり

西境を流るゝ九頭龍川は、上にては七板川、下にては宮川など稱す、五箇道は此川を横斷するものにて、東境より發する旅塚川、東北境より發し宿谷川を大月にて合する唐谷川は、皆之に注ぐ、かく村内に溪流多きを以て、飲用灌漑の便を得。

上谷野、六呂師、松丸、不動堂の入會坊ヶ市野森本、伏石、八町の入會向野同甲野伏石等あれど大ならず、谷野の池大小二は廣からざれども、冬季鴨の來棲する事多し、

地勢傾斜せる故、土地は多く段階的小形なれど、裾野の常とて、地味肥え、且鑛山兩三あり
小黑見鑛山 は同大字に在り、登録六八號二十萬八百五十七坪、吉田履一郎所有の金山にして

山
小黑見鑛

一時は盛に採掘せしが、收支償はざる故にや、幾多の建造物を頽廢に委かせ、現今休業せり。

此鑛山は、隣區の金山慶長頃盛なりしも、漸次衰へ、民は東勝原に移れり沿革條参照を再興せんとて、明治二十四年頃、加賀の遠藤秀景採掘を始め、次て京都の阿部眞正に譲りしを、現主更に引き受け、規模を大にし採業せしに本年遂に休業せしなり。

〔國繪圖〕(堂島)金山跡南に在り

其他、明治の初年、勝山の岡部温文試掘し、盛に銅鑛を出し、其鑛毒隣町六呂師を騒がし現今松原金吾の所有する大月銀

銅山 三一號 三八、二七坪大門徳兵衛等の所有する太尾金山 七四號、二六、七二あれども、亦休業中に屬せり。

區劃。伏石、柿ヶ島、八町、森本、松丸、萩ヶ野、花房、不動堂、石谷、大月、橋爪、養道、御領、落合、堂島、金山、小黑見、南六呂師。

戸口 當村本年六月末の調を掲げむ。

大字	戸數	人口
伏石	五	三二
柿ヶ島	七	四〇
八町	七	一五八
森本	三	一五七
松丸	三	四七
萩ヶ野	三	一八五
花房	三	二六八
不動堂	高	三三〇
石谷	一	九
大月	一	二七

土地

土地 本年六月三十日現在如左。

大字	橋爪	養道	御領	合堂	金山	山	小黑見	南六呂師	合計
人口	三六二	三三三	七三	三六	二四九	一〇七	二九六	五九二	一九〇七
戸數	三三	三三	七	三	二四	一〇	三三	一〇七	三三三

地目	田反		畑反		宅反		山林		其他		合計
	地	反	地	反	地	反	地	反	地	反	
伏石	三六四七	二六〇	七九三	二〇	一九四三	二〇	一五八〇	九四六	一四八	二〇	二六四七
柿ヶ島	三六〇〇	一五〇	六八〇	一〇	六二六	一〇	八九三	一〇	一〇	一〇	三六〇〇
八町	一七六五	一〇	六六五	一〇	四〇五	一〇	五七三	一〇	一〇	一〇	一七六五
森本	二六〇	一〇	七四九	一〇	四八〇	一〇	六〇	一〇	一〇	一〇	二六〇
松丸	四八三	一〇	一六八	一〇	七九三	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	四八三
株ヶ野	一七九	一〇	六三三	一〇	四三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一七九

下編 町村誌 坂谷村

地目	田反		畑反		宅反		山林		其他		合計
	地	反	地	反	地	反	地	反	地	反	
花房	一五二	一〇	四八六	一〇	三三三	一〇	四七五	一〇	一〇	一〇	一五二
不動堂	三七一	一〇	一三六	一〇	五七九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三七一
石谷	八二八	一〇	二九七	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	八二八
大月	一四六	一〇	四七	一〇	九二	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一四六
橋爪	二八五	一〇	九七	一〇	三三四	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二八五
養道	三〇	一〇	九六	一〇	五八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	三〇

合計	原野	林山	宅
地反	地反	地反	地反
價別	價別	價別	價別
三六三、三六〇	一、三三〇	三、七五〇	一、一八二
二、七四二、二一〇	八、七〇〇	四、五七〇	一、五七五
六、五二、八〇〇	三、五八〇	七、四〇〇	二、一〇七
一九三、三三〇	五、八〇〇	六、三〇〇	一、〇七〇
三、四二、二九〇	八、八七〇	七、四〇〇	一、七九三
三、九七、七三〇	七、九八〇	四、五八〇	一、七九三
五、二七、五〇〇	五、九七〇	四、五八〇	一、七九三
一、七〇〇、五〇〇	八、八七〇	四、五八〇	一、七九三

交通

五箇道

交通 地大野盆地の東北に飛在するも、道路能く開け、交通に便せり。

五箇道 甲種は、東五箇即ち松丸の釣橋により、富田村より本村に來り、松丸、森本、伏石、堂島を經、金山に達するものにて、其末端五箇村に達すべき計畫なるより此名あり、大路坦々、行人多し。

〔村誌稿〕 二十五年大野町下庄富田坂谷五ヶ共同して之を通し九頭龍川に船橋を伊藤淳幹架設せしに二十七年の洪水にて流失四十年釣橋架設之より本村人は大野町に出づること多くなれり

金山以東の五ヶ道は、小路曲々、東境の山脈を攀づるものにて、山頂を桃木峠といひ、巨杉東側に樹てり。

坂谷道

〔繪圖記〕 上打波へ越る坂の峠に杉の太木あり六圍許末にて五本に分れ高サ七八間許なり白山見渡しゆゑ神木の由なり泰澄てし杉著より、根を生ぜしなりと、里人は云へり。

坂谷道 甲種は、平泉寺村より、村の西端に入り、犬邊坂柏壁の嶮を懸ち、花房、萩ヶ野を經、松丸にて五ヶ道と合するものにて勝山町へ到る通路なり。此二道相續き、本村を横斷して交通の幹線をなせり。地勢條

〔村誌稿〕 享保十九年勝山郡上(青山)福井ノ三藩其主トナリ花房力ヲ加へ美濃ノ其内某ノ設計ニテ經壁ヲ切り開キ柏壁道ヲ開鑿シテ勝山坂谷間ヲ通ズ(按)に寶曆年間青山侯郡上入封の際にあらざるか。

〔越前名蹟考〕 (職倉)經壁坂〇(穴間谷)寶曆八年戊寅青山侯丹後宮津より美濃國郡上八幡へ御所替の節此道筋通行あり以來道路開て今往來の煩なしといへり

明治六年五十兩ヲ出シ萩ヶ野ノ米村藤四郎獨力改修ス其後二十年四本願寺法主駕ヲ坂谷ニ向ケシ時舉村修繕ス次テ伊藤淳縣會議員ノ時岩佐靜夫に測量セシメ縣道トナシ、カ一時里道トナリシヲ近者郡道ニ編入セラレタリ

森本にて、五箇道より岐かれ、八町柿ヶ島を經、九頭龍川を越え、美濃道に達すべき里道は、坂谷道と共に、二十餘年前、大谷光尊來錫を利用し、米村氏の幹旋開鑿せしものなり。同氏は、を續せり、全部光尊の歌踏交通章參看

〔繪圖面〕 (柿ヶ島)舟渡馬舟富田庄下唯野村へ渡〇川幅二十八間水壹丈八尺岸五間半

一〇五六

其他、六呂師より平泉寺村に到るべきもの、伏石より東勝原に達すべきものあり。
坂谷郵便局 伏石に在り、明治十七年七月一日の創設にて、初めは伏石郵便局と稱し、十八年十月一日より貯金、十二年十一月一日より爲替、三十三年二月一日より小包の取扱を開始し、四十三年十一月十六日より現名に改められたり、開局の當時は、一年間の引受千餘通、配達千五百通に過ぎざりしに、昨年にては、引受四萬二千、配達六萬九千に上り、其他爲替も六百圓より三千六百圓、貯金も三百圓より八千圓、小包引受も九十より五百二十、同配達も二百より七百五十に増したりとぞ、以て發達を卜すべし。開局以來の局長は如次。

自明治十七年七月一日
至同四十三年九月廿日

白 同 同 日

宮崎 四郎左衛門

同 朗 藏

沿革

沿革 不動堂の春日神社が、果して延喜式内社たるや否やは、未だ論定し難きも全部誌社寺章參照本村の開け始めしは、平泉寺草創の頃よりなるべし。「和名抄」の郷名には、何れに含まれしか、之も更に所見なし、源平の頃より、平泉寺領たりしは、或は眞に近からむも、僧親鸞駐錫の傳説は如何あるべき。

〔中村家文書〕 中村新右衛門定政と云本曾義仲の家臣當村に居住坂谷柳十七ヶ村並富田庄十三ヶ村を支配役として年々物成

を取立て平泉寺へ相納候（按に此文は百五十年前許に物せしもの如し）

〔歸雁記〕 伏石といふ里の邊に坊が市野といふ所有親鸞上人住たまひし所といひ傳へ

〔天文八年〕 「平泉寺賢聖院々領目錄」に坂谷村尻江、橋爪、大月、坊が市、柿ヶ島、大西、不動堂之前とあれば、郷名の行はれしことと、足利氏末造の狀とは推察するに難からざるべし。六呂師が、轆轤師の住み始めしより成りしは明かなれど、其時代は知悉し難く、金山が堂島より分れしは、徳川時代の初期なる事は疑なし。

〔古文書〕 坂本山王江爲新御寄進國中諸商買入（御役錢被仰付候然者五衛中之儀從母野助左衛門方松庵拙者爲承執沙汰之儀吉田新兵衛尉に申觸候處諸役無之候旨去天文三府中兩人以一札之旨理之條役錢有間數候由新兵衛尉に申付候依如件

元龜三壬申六月十八日

景勝 花押
權徳師中

〔享保元年山公事訴狀〕

乍恐書付以御訴訟申上候

越前國大野郡小笠原驛河守知行金山町

訴訟人

庄屋 市郎左衛門

典頭 兵右衛門

惣百姓

同國同郡松平中務太輔權御知行所小黒見村

相手 庄屋 次郎右衛門

一金山町慶長拾六年越前黃門様御代金山繁昌仕……家數千二百十六戸軒餘御座候處金山不繁昌に罷成山領共大半退散仕候處宰相様御代相殘り候者其似合之商賣職等如打聞等にて茂仕渡世に可罷成間立退不申様にと被仰付右屋敷跡打起家數四十軒斗居住仕候六拾貳年以前越前守様御代堂島村に御檢地被遊候節金山町四十五石餘御高被仰則御水帳以下置定メ登寸宛御定諸役御免被遊承應三年分金山可別格に御納取相勤申候云々

〔同十二月〕慶長十六年越前黃門様御代金山出來仕云々

慶長三年檢地の際は、合計五千四百四十七石二斗にして、柿ヶ島十三石九斗一升七合、堂島七十石三斗二升六合、御領二十七石三升三合の石高、文化頃より少きは、福井侯の檢地に依り打出されしものなるべし。伏石八町が、最初木の本領にして、一時福井侯に預けられ、次で、松岡領となり、復た福井領となりしは明かなれど、上庄村沿革。章參章。其他の大部分は、如何なりけむ、蓋し、福井侯の壓封後と大差なかりしならむ。

今〔越前名蹟考〕に據りて、各領地を擧ぐれば如左。

- 勝山領 三四九五、四六四 花房萩ヶ野不動堂森本落合六呂師 十二區
袖ヶ島大月金山堂島霞道橋爪
- 郡上領 一〇〇八、一九〇 石谷御領 三區
松丸

- 福井領 八八九四、六〇三 八町小黒見 三區
伏石

徳川時代を通じて、現今の猪野瀬村南半は坂谷郷に含まれ二十村と稱して維新に及べり。

維新後、明治五年二月より、六十八區となり、米村藤四郎、伊藤三郎左衛門(副)、戸長に任せられ、次で、二十八區 此時の事は全郡誌沿革章參看 十八區 二十三小區二十二小區に分たる 二十七區 同上 となり。

(七年四月二十六日)

(九年三月二日)

(十一年後)

- 二十三小區 戸長 山本權三郎 戸長 山本權三郎 岸本忠三郎
副戸長 岸本忠三郎 (副は各區)
- 二十四小區 戸長 巖教存 戸長 山川秀貞 多田六兵衛
副戸長 小野忠次郎 (同)

の任命を見しが、十七年八月二十六日、戸長の官選せらるゝや、本村は、

松丸村外十一ヶ村役場 戸長 山本權三郎 米村藤四郎

柿ヶ島村外十一ヶ村役場 同 飯岡彦兵衛 穴田吉左衛門 山内淡月 梅垣七郎左衛門

に分屬し、町村制實施の際より、現今の木村を成せり、實施以來の村長氏名は次左。

村長氏名

- 自明治二十二年五月二三日 丸山甫郎
- 至同二十三年十月二日 山本權三郎
- 自同二十五年八月十七日 伊藤藤淳
- 至同二十七年五月七日

下編 町村誌 坂谷村

自明治二十七年六月 七 日
 至同 二十八年十月 三 日
 自同 三十一年七月 二 日
 至同 三十二年七月 二 日
 自同 三十六年八月 十 日
 至同 三十七年八月 十 日
 自同 三十七年八月 二十九 日
 至同 三十七年八月 二十九 日
 自同 四十一年六月 二十九 日
 至同 四十一年七月 二十九 日
 自同 四十三年十二月 九 日
 至同 四十三年十二月 九 日
 自同 四十四年三月 十五 日

一〇六〇

飯岡彦兵衛
 山本權三郎
 岩本利兵衛
 大倉政右衛門
 藤堂作馬
 飯岡彦兵衛
 伊藏 牧夫

村役場と
駐在所

村役場 町村制實施以來伏石に在り

巡查駐在所 は伏石に在り明治八年十月巡查の稱生ぜし後間もなく松丸と柿ヶ島とに一舎を建て交代派遣を請ひ來りしに駐在所設置の制行はれしかば伏石松丸の二ヶ所に設け村内を分管したるも四十三年十一月一日^{告示九二}所を廢し坂谷村駐在所を伏石に置かるゝ事となれり

産 業

産 業 全村殆ど農業に従事し、他を兼業するもの八十、純粹の商家は三四戸に過ぎず、米は其主要産にして、麥豆類、其他雜穀之に次ぎ煙草の産額も少からず、されど、麥、豆、其他雜穀、及、果實類は、賣品を目的とせるもの少く、多くは自家用に供す、今、其概産額を擧

ぐれば左の如し。

年産額	種 類	産 額	
粳 米	六七五六石	糯 米	六〇三石
小 豆	四七石	豌豆	六三石
稗	五三石	黍	二二石
馬鈴薯	五八三七石	葡萄	四六二五石
春蠶繭	二五六(六一五)石	夏蠶繭	一七二(五九五)石
		大 麥	六六七石
		粟	二〇七石
		蕎 麥	二二三石

暗渠工事

暗渠工事は、本村特有の一事業にして、口碑に據れば、寛政年中、伏石の清六なる者、田區の改正を企圖し、自から計劃し、卒先實行せしを嚆矢とす。其方法は、田區の改正に伴ひ、横に深く排水溝を掘り、次に、之を縦溝に集め、更に他に導き、灌漑用に供するものにて、其敷設區域は、伏石、御領を中心として、八町、森木、石谷に及び、落合、箕道、橋爪、六呂師にて、多少之に倣ひ、通計約百五十町歩の田面に應用せり。以て、沼田を乾田となし得、其灌漑の不便を救ひ得、其澤本村田面^{四百五町}の三割七分強に及べり。

教 育

教 育 明治五年七月、太政官公布第二十四號を以て、學制を頒布せらるゝや、松丸外五大字協議し、翌八月、萩ヶ野飯岡彦兵衛宅の一部を假用し、松丸校を起し、伏石等は、伏石常興寺を假用し、伏石校を起せしを創始とす、翌春、松丸校舍を、松丸雲乘寺に移し、六呂師にて

は、雲乗寺を假用し六呂師校を起し三校併立する事となれり。(當時の學校費は兒童登人に付九錢三厘を徴せしのみ)同九年、三屋大五郎松丸校に來任、校舎を新築せしが、六呂師校も、此年新築せり。

同二十年、小學校令の改正と共に、第十八番小學區に編入せられ、松丸校に尋常科を併置され、伏石校十八年新築は御領校と改稱六呂師校と共に簡易科となりしが、同二十四年、御領校は、伏石校の名に復し、尋常高等併置の隆盛を來しぬ。

其後、同三十四年八月に伏石校を増築し、同三十八年三月松丸校に裁縫科を加設し、同四十二年二月、松丸校を新築せしが、同四十四年四月一村一校とし伏石校を坂谷校と改め、松丸に第一、六呂師に、第二の同校分教場を置くこととなり、現今の校長は山田安。

〔二十四沿革誌〕松丸校經費、十四年(生徒男六六)三四三圓八二五、十五年(生徒男六六)三三二、〇五八、十六年(生徒男八七)二六三、八六〇、十八年(生徒男六八)一九九、三一五、十九年(生徒)一〇一八三、八八一(現今の盛況と比し來りて、誰が今昔の感なからむ。)

社 寺

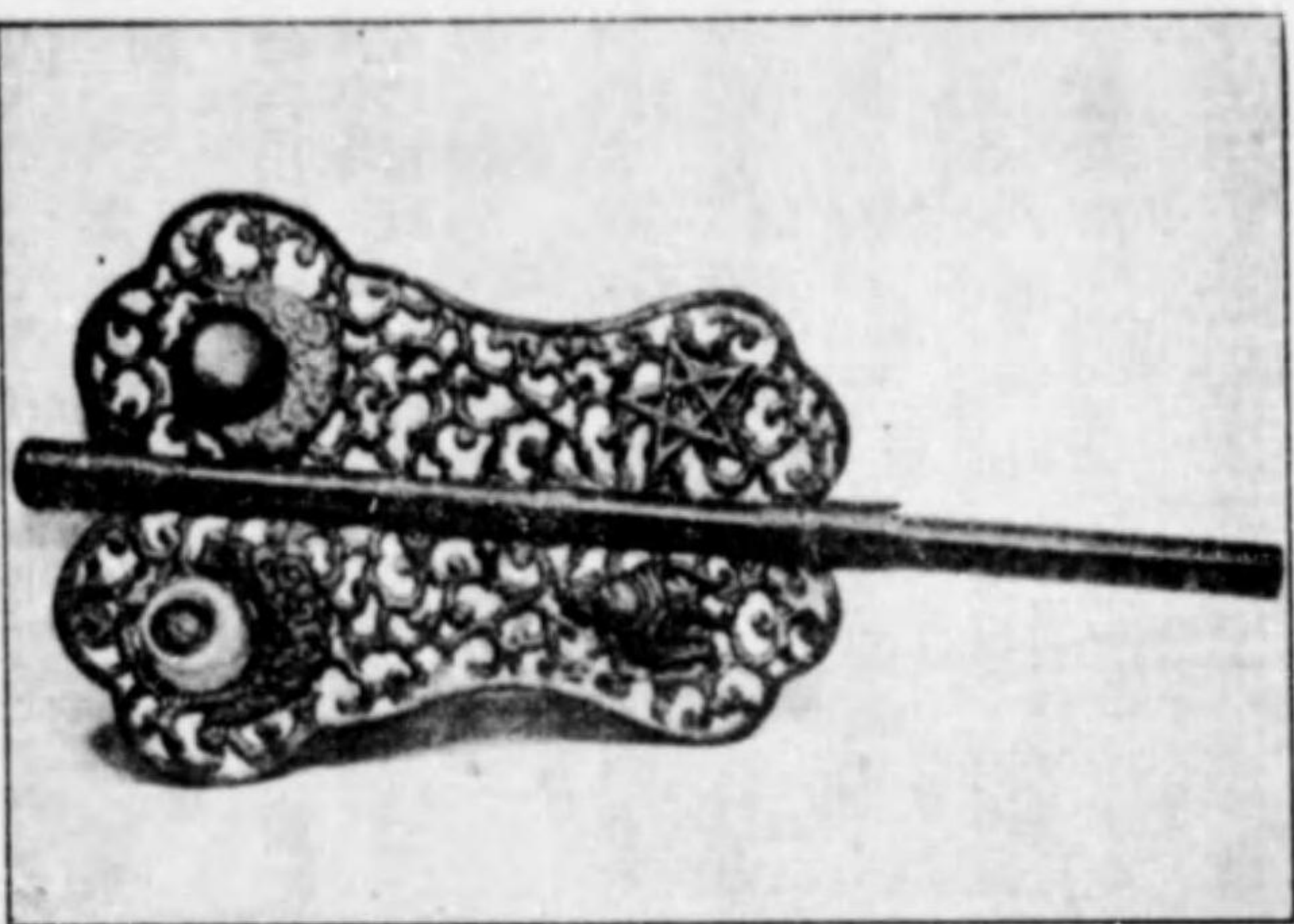
社 寺 村内に十四社七寺あり其神社中延喜式内社かと覺ゆるもの一社其他村社は概して明治九年六月村社に列せられしなり

春日神社

村社春日神社祭神天津兒屋根命 不動堂堂ノ南に在り原と不動堂として世に聞え其名は〔天文二平泉寺賢〕

聖院々領目錄)にも見ゆれば其創建の舊しきも知るべく式内風速神社なりとの説の早くより行はれしは「深山木」の文之を證せり〔全部誌社寺章參照〕此社に金屬製の軍配團扇を襲藏せり、柄朱の金物には菊花章を刻す、數十年前、叡山陽雲庵の寄贈に係り、淳和帝の御物と云傳ふ、かくは、古からざるも、數百年來の物たるは明かなり。

〔越前人物 福田源三郎手簡(前略)考古家の鑑定を經候處：…中古志著者 或は天文以後のもの、様式にして日月清明有之候等精巧品にして餘程古色も有之美作らしく…重寶としては申分無之との事に候(下略) 〔社藏不動明王の額は一公卿の手書に係れり〕



軍配團扇の寫眞

四十一年二月二十八日左の社を合併せり

- 村 社 白山神社 祭神 伊諾册尊
- 石 谷 字 北九(九年六月四日被列)
- 無格社 天滿神社 祭神 菅原太神
- 不動堂 字 上宅地

下編 町村誌 坂谷村

無格社 神明神社

祭神 天照皇大神

不動堂字 向大門

村社 白山神社

祭神 伊弉册尊

伏石字田畑に在り四十四年二月十六日左の三社を合併せり

村社 神明神社

祭神 天照大日靈尊

御領字 御石 (九年六月四日被列)

同 八幡神社

同 譽田別尊

大月字 八山 (同 前)

同 神明神社

同 天照大日靈尊

同字 神明 (同 前)

村社 白山神社祭神 伊弉册尊 堂島字堂ノ後に在りて落合堂島小黒見の村社なりしが四十三年九月二十三

日左の村社をも合併せり

村社 神明社

祭神 天照大日靈尊

金山字 村中 (九年六月四日被列)

村社 少名彦神社

同 少彦名尊

箕道丸山道に在り

同 白山神社

同 伊弉册尊

森本字白山堂に在り

同 神明社

同 天照大日靈尊

橋爪字上宅地に在り

同 八幡神社

同 譽田別尊

八町字登り着に在り

同 同

同 同

萩ヶ野字下久保に在り

同 白山神社

同 伊弉册尊

柿ヶ島字菜畑に在り

四十三年三月二十三日大字内の左の無格社を合併せり

熊野神社祭神 伊弉册尊 字熊ノ森 少名彦神社祭神 少彦名尊 字上島崎

同 氣多神社祭神 大己貴命 花房字山田に在り四十二年十月七日大字内の左の二無格社を合併せり

黒立神社祭神 白山嶺上此咩神 字黒立 庭ノ神社同 字上ノ田

村社 白山神社祭神 天忍穗命 六呂師字上ノ堂に在り、原と無格社なりしが四十一年十二月二十三日大

字内の左の三社を合併し四十四年五月勅令に據り神饌幣帛料を供進し得る村社に指定せらる

村社 野林神社

祭神 伊弉那美尊

池田字 (九年六月被列)

無格社 神明社

祭神 大日靈尊

神明山字 下ノ社 (同 天忍穗命 影ノ谷)

村社 白山神社

祭神 伊弉册尊

松丸字本村に在り

同 貴船神社

同 火國主命

同字貴船に在り

同大字には無格社白山神社祭神 伊弉那美尊 字貴船及蟹澤の二所に在り

德善寺 真宗 大谷派 柿ヶ島字小貝に在り

〔明細帳〕 創立往古天台宗龍泉庵三藏坊住職空善ト號ス本願寺第八世蓮如上人當國吉崎逗留

ノ際同人ニ歸依シ文明五年五月十日真宗ニ改ム

佛照寺

〔村誌稿〕平泉寺三千坊ノ一ニシテ三百石ヲ領ス…文祿年間太閤ヨリ御朱印地ニ石五合ヲ賜フ…
佛照寺 眞宗 大谷派 築道村字天上に在り

傳心寺

〔明細帳〕文明五年八月開基道信一字ヲ設立シ道場ノ名稱ヲ以テ爾來相續第十一世慶代明治四年七月本山本願寺ヨリ寺號ヲ受ケ明治十二年十二月六日道場ヲ引直寺號公稱許可
傳心寺 眞宗 大谷派 松丸村字森政に在り

常興寺

〔明細帳〕慶長二十年開基善智創立之此他不詳〔村誌稿〕開基ハ金西山下刑部卿トテ朝倉敏景ノ家臣
常興寺 眞宗 本願寺派 伏石村字三昧に在り

〔明細帳〕開基光圓ハ京都府山城國愛宕郡本願寺門前町常樂寺四代目光宗ノ子ニシテ緯如上人ヲ供奉シ北國へ下向シ光圓ノミ留錫シ則チ今地ニ一字ヲ建立ス

〔村誌稿〕開基圓光ハ覺如上人ノ孫光信ノ子…加賀能美郡鹽原ニ一字ヲ建テ常興寺ト號ス明應二年三月平泉寺衆徒大覺院ノ領地北市ニ五年居住文應元年四月此地ニ移轉百ヶ寺變動ノ際本派トナル

雲乘寺

雲乘寺 眞宗 大谷派 六呂師村字下出川に在り

〔明細帳〕天明二年四月當村大火ノ砌書類悉皆燒失ニ付不詳

〔寺傳〕平泉寺三千坊の一なりしが、蓮如に歸し改宗せるなりと、寺に、文應二年と記せる佛像と異様の法衣を藏せり

圓德寺

圓德寺 日蓮宗 堂島村字村中に在り

〔明細帳〕慶應元年乙丑七月十六日燒亡ニ付不詳

先請寺

先請寺 眞宗 本願寺派 坂谷村不動堂に在り

〔明細帳〕開基長洞ハ本村同大字出生ノ農民ニテ深ク佛道ニ歸依シ眞宗奧義ヲ究メ本山ニ隨喜シ得度ノ上木山ヨリ特旨ヲ以テ先請寺ノ寺號ヲ免許セラレ依テ文化十四年十二月本境内ニ一寺ヲ建立セリ檀徒四百五十人（其他、花房、橋爪、落合、金山、八町、小黑見、森木、楳ヶ野、大月に道場存すと云ふ。）

名勝故蹟 本村内に少からざるも、確たる、憑據あるは多からず。

向山 本村の東部の丘陵を云ひ、躑躅を以て名あり、相對せる學林との間に旅塚川の清流奔れり。

經ヶ嶽 平泉寺亡滅の際經文を埋めしといふ經塚山頂に在り、山名之に原づくると云全部誌地勢章參看
ふすへ巖窟 〔繪圖記〕（坂谷六呂師村）巽に窟あり口五間奥へ三間瀧あり漲一丈

〔類聚國誌〕六呂師村窟勝山ノ北ニヶ所ニ在一ハ狭間村ニ在徑リ五尺深サ六歩許

堂窟 〔同誌〕一ハニツ宿村ニ在窟ノ中ニ十一面觀世音ヲ安ス是秦澄ノ作ト云徑リ六尺餘深サ十

四歩許又大師堂アリ其下ヨリ水ヲ出ス諸病ヲ治ス故ニ堂窟ト云(按)に宿谷川は此ヨリ流出る故の名乎
(繪圖記) (同村)北にニッ宿と云堂窟の内に在り十一面觀音養老元年奉證開基の由窟口六間奥へ十二間大師堂有り堂の下ヨリ水出つ此水にて諸病平癒すといへり

坊ヶ市野 「繪圖記」(伏石)東に坊ヶ市野と云所往昔親鸞上人住居の跡と云

(村誌稿) 蓮如上人、野津又長勝寺と來錫、松丸の治郎兵衛、八町の孫十郎、六呂師の治右衛門に懇げれ、殊に、松丸とは上人名けしなり。抄

寺坊の趾 と認むべきもの此附近に多し、先づ前掲の坊ヶ市野、湯谷山の十光坊の如きは、邸趾を現存し、森本の字名には、辻堂、神堂、講堂、彼岸講、鐘撞殿、四名殿、五名殿、八幡堂などあり、伏石には、寺築、中寺堂島には、上寺下寺などあるのみならず、處々より、古き五輪を掘出し、山本權三郎里人間に、觸るれば祟ると恐るる習俗を存する杯を合考すれば、平泉寺の隆盛時代には、或は、此村にも、所謂三千坊薨を並べしもの乎。

松丸の城趾 今、尙、城と稱し、樹木鬱蒼、さもこそと思はしむ。傳ふ五郎丸の支城の故地と富田、平泉寺村章參看

(繪圖記)に(堂島條下)鎌柄原女夫杉を記するも、之は、上庄村鎌柄谷の錯誤ならむ。上庄村章參看

(村誌稿)に、(落合)とば。朝倉義景落ち來り、敵と鎗を合せし故に名つくとあれど、如何あるべき。

人物

人物 本村の出身者にて名高き者、または、篤行者、經世家少からず。

源翁和尙

源翁和尙 石工の必用具に、ゲンノウなるものあり、傳ふ、禪師玄翁、殺生石を碎くに、此具を用ひ削めしより名づく、其禪師、或は、本村出身にあらざる乎、考究の餘地、固より存するも敢て録す。

〔和漢三才圖會〕 源翁禪師諱心昭號空外姓源氏越前荻村人也初生日空中有聲云此兒爲最貴幼投陸上寺爲沙彌性敏秀七歲誦俱舍論十六歲薙髮染衣受戒涉獵釋典一千卷十八歲謁巖山參禪門究旨後深草帝實治年中奉詔到殺生石傍拈破窻墮機緣曰汝既是石靈何處來向何收題偈曰法々塵々端的底本來面目未曾藏現成公案大難事異類中行任度量舉杖卓一下石忽破碎其夜一女子現謝禮曰姫得淨戒生天言訖沒自此源翁名鳴於洛鄙平時賴以奥州會津利根川庄爲僧粥之資

(按)に我越前に、荻村なく、萩の字を冠する村郷なし、故に萩は萩の誤と認むるの外なし、その萩を冠するものは、丹生郡に萩原あり、本郡に萩野あり、又、羽生を、萩生と書せしも古記に見え、(類聚國誌)には、下秋生を下萩生と書せるも萩野村を萩ノ村と誤讀し、謬記せしと認むるを妥當と信ず、是れ本村に係る所以序に、陸上寺は、岡野上寺にて、今立郡岡野の一古寺歟と考ふるも、初入の寺坊は、難僧の所縁によれば必しもその遠近を論ずるの要なかるへし。

山本とめ

孝婦山本とめ 「孝義錄」とめは大野郡橋爪村の百姓權三郎が妻なり、姑にはさきにおくれ今は

嘉右衛門とて年たけ病多き身ありけるが、夫は農事に暇なくなにかにつけてたゞとめひとりのみ晝夜をいはず介抱しけり、めしおきし下部もあれど朝夕の食物はみづから調し好めるものは夜更ぬとともとみに進むまして次第におひぼれて朝のこと晝にはたがひ夕の事あくればかはる事多き中に或時見いひけるはわかふしとは床板の上にていぬるによるしからずとく板をはづせよといひければその言葉の下よりたゞちにうちこぼちてわらをあつくしきかさね、布團の下をやはらげてふさしめたり、一日二日もすぎぬればかかる所にふしむてはわが腰もひへぬ臺所なる大圍爐裏の上に板をしきその上こそよからめとありければとみに其言葉にまかせいかにもあたゝかにしつらひしが、是もまたしばしのうちに奥なる一間にうつせよかしといひやれば其まゝうつしあるは次の間にもかへ幾度となく其言葉にしたがひて心よくふさしむ、又ときときとなくありがたき法義を聞すべし下部までもよひ集めよなどいひければ、野に山に出でゐる者までめし集めて傍にゐしめ早くすべしといふまでは如何なるしけき事のあるとも更にだしもやらすあけくれ只其心を慰めんとのみ計りし事領主に聞えしかば、天明八年の十二月に褒美の米を賜はりぬ。

聞く、とめは壯時烟草を嗜みしに、男之を嫌ひしかば、直に止めて終生吸はず、自から姑となりし後にも、更に壯時の篤行

を慢らず、加ふるに、歌文の才ありしも新晦せりと。

又聞く、とめも、夫も、能く家政を治め、小笠原侯の大庄屋を勤め、効績少なからざりし故、天明年間、其屋敷の地子を免ぜられたりと。

又聞く、とめは、領主の恩を深く感銘し、其の法要を修し、子孫に遺命し、同家にては今も之を行ふと。

米村藤四郎

米村藤四郎 萩ヶ野の人、天保二年八月家に生る嘉永六年三月、勝山藩の大庄屋を勤め、廢藩の際に及び、維新後も、地租改正總代等に選ばれしが、三十七年二月家に歿す、享年七十四、資性公共心に篤く、道路改修に、資を吝まらず盡瘁せしは、人の知る所、金子、市平等の改良桑を輸入せしも此人なりとぞ。

飯岡彦兵衛

飯岡彦兵衛 天保十四年十月十五日、萩ヶ野の家に生る、其祖先は、九州の一豪族なりと傳ふ、又、其祖父は、百餘年前、花房の尾龍に築堤して、水利を治め、勝山藩より賞せられ、其土藏を藩に献じて、救貧の資とせしといふ、此可欽血液は、此人にも存じて、教育に、宗教に、政治に盡瘁せしは、世人の耳に熟せり、明治三十五年四月八日、壽六十にて家に病歿せり。

伊藤淳

伊藤淳 本村御領の舊家にして、代々徳望あり、父は即ち三郎左衛門なり、安政元年十月三日、家に生る、資性篤實、言行苟もせず、接する者信頼せざるなし、十八年、二十二年、二十八年、三十二年には縣會議員に選ばれ、其間、參事會員に互選せられ、三十五年には、衆議院

議員に選ばれ、解散の爲め、翌年再選せられしに徴しても、衆望の歸せしを卜知するに足れり、其年五月二十九日、突如病歿す、世人痛惜、數里外の者にして、殊に法會を修せし美談を存せり、蓋し、其公正と、其熱誠と、其懇切と、感孚せしむること深かりし故なるべし。

〔村誌稿〕に、六呂師の稻津彦右衛門、小林修右と大阪の役に秀頼に隨ひ、勇戦せりと傳ふるも、證據なし。

從軍

明治十年西南戰役 出征者 三名

明治二十七八年戰役 出征者十三名内戰死者一名病死者二名

二十七八年戰役病死者

陸軍歩兵上等兵 藤田重兵衛

明治二十九年七月二十七日臺灣臺中縣桶頭庄に於て戰死す

陸軍歩兵一等卒 石塚與三吉

明治二十八年七月十日滋賀縣坂田郡入江村米原に於て病死

三十七八年戰役病死者

明治三十七八年戰役 出征者九十一名内戰死者十一名病死者二名

法名 釋 陸軍歩兵一等卒勳八等 櫻田宇兵衛

明治三十七年六月十九日清國盛京省龍眼北方に於て戰死

法名 釋 陸軍歩兵一等卒勳八等 伴 豊吉

明治三十七年八月十九日清國盛京省角面堡二龍山に於て戰死

法名 釋 陸軍歩兵一等卒勳八等 山川利作

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 陸軍歩兵上等兵勳八等 林 治太郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 陸軍歩兵上等兵勳八等 石塚 一摩

明治三十七年十月十六日清國盛京省角面堡松樹山に於て戰死

法名 釋 陸軍歩兵上等兵勳八等 川端 京松

明治三十七年十一月一日清國盛京省角面堡二龍山に於て戰死

法名 釋 陸軍歩兵 勳七等 山田勘三郎

明治三十七年十一月十四日清國盛京省角面堡二龍山に於て戰死

法名 釋 陸軍看護長勳七等 小島 甚松

明治三十八年三月七日第九師團衛生隊本部に於て戦死

法名 釋 海軍二等機關兵動八等 佐々木末藏

明治三十七年對馬竹敷要港部病院に於て病死

法名 釋 陸軍歩兵一等卒動八等 榊井仁太郎

明治三十八年二月二十日清國盛京省角面堡阿會子舍營病院に於て病死

法名 釋 陸軍輜糧 細川惣太郎

明治三十八年九月十九日清國鐵嶺兵站病院に於て病死

法名 釋 陸軍歩兵一等卒動八等 山川藤作

明治三十八年九月三十日清國通江口兵站病院に於て病死

生存殊勳者

陸軍騎兵軍曹動七等功七級 中井成光

陸軍歩兵上等兵動八等功七級 馬場才一

陸軍歩兵一等卒動八等功七級 多田京藏

陸軍歩兵一等卒動八等功七級 黒田由藏

五箇村

叙説
位置廣表

叙説 位置廣表 本郡の北部稍東に偏し、荒島嶽、經ヶ嶽、前坂嶺の間に介在し、東西約四里、南北九里

境界

境界 東は、石徹白村と、白山々疊の支脈たる願教寺山、松烟山、枇杷倉山、松倉山、前坂嶺を以て相隣し。南は、下穴馬村朝日前坂、後野、下山と、山嶽重疊の間に於て、富田村蔵生と、荒島嶽の山脚に於て相接し。西は、經ヶ嶽によりて、北谷村小原、坂谷村六呂師、橋爪、箕道、堂島、金山、小黒見、伏石、柿ヶ島と境し。北は北境山脈三の峯の餘脈赤鬼嶽等ありて、石川縣加賀國江沼郡白峰村白峰との間を劃れり。

地勢

地勢 木村の地たる、大小の峰巒四境を遶り、山又山の間を、九頭龍、打波(支流に美濃俣、谷山亥向、嵐谷等の名あり)の二川、丁字形に流れて、沿岸の斷崖絶壁と、名勝とを形くれり。就中、ハシリは、本郡第一の勝地として、其絶景木曾の寐覺床に優り、鯨引の奇觀、夙に世に喧傳す。名勝の條参照其他、法善壁、鶉壁、三隈崎の巖巖、亦た行人を驚かせり。全郡誌交 通章參看故に、耕地少く、急峻なる谿谷より、土砂を流下する事多きを以て、近時、砂防工事村内各處

ハシリの絶景

に行はれ、全部地現に、其事務所を勝原に置かる、されど、寒水石、及び、鑛泉の名は、早く世に聞え、上打波小池の刈込池、山腹に在りて、水出入せず、周亦、人々に傳はれり、

〔續古事談〕 白山の四因上人談りけるは三所権現は阿彌陀勢至觀音十一面の垂跡也衆生の煩悩都魔をこの地にかりこむる故にかりこめの池と云也

〔大日本地名辭書〕 按に白山の縁池は泰澄が持師したる所なれば上古より已に火口池たりし也〔續古事談〕に之を刈込池と云ふ

かく、沿岸の地も平坦ならざるにより、住民各所に索居し、所謂、桑、又は垣内多^{カイツ}く、上打波の如きは、嵐、櫻久保、大野、鍋ヶ平、中村、鳩ヶ瀬、奥平、芋ヶ平、小池等に分所し、下打波には、池ヶ原、湯上あり、佛原には、葛が原あり、各數町乃至十數町を隔つ。

化石泉

化石泉 寒水石と通稱し、打波川の右岸 上打波地籍第百四十九號字古寒水石七番反別壹町八反壹畝貳歩に在り、唯見る、小丘の半腹

雜木下に小洞穴あり、徑數寸、盛に含炭酸石灰泉を湧出し、叢間を流るゝこと約十間にして、高さ二十五間許の急斜せる安山岩面に迸散流下するを、さて其岩面上に懸るや、陽光に因る水分の蒸發、其他の爲め、著しく石灰華を凝結せしむるものにて、左圖中、白く見ゆるものは、悉く石灰華なり。而して、所謂化石せしむるには、所望の物品に、此泉を引きて注ぐこと約二

白きは炭酸石華



(中央に見ゆるは木葉の凝固せしもの)

年なれば、能く凝固す、されど、其間に數回之を搖がし、下部の固着せざるべく注意するを要すと云ふ。今より殆ど十五年前より、石灰華を採掘して、之を西京に輸出する者あり、蓋し、諸處に於ける、所謂鑛泉の料に供せらるゝものにて、其輸出額は一定せず。

代價は、拾貫に付、五十錢許、本年は、五千貫を輸出すとぞ、其中次所は、勝山町の一間屋(八百五郎)採掘者は三名、持主大倉へ年々拾圓宛贈すと云。此泉は、寒水石を出すを以て、古來其名世に高く、載籍上に見ゆること多し。されど實驗しての記載にはあらざるが如し。

〔橋東遊記〕越前國大野領分(郡上領なり)の山中打波村と云ふ所に何にても石に化する溪あり、其邊の人に委しく尋ね問ふに大野城下より山道九里にして細き谷川あり其水の流に諸器物何にても半月或は一月程入れ置く時は皆石となる、筆、紙、下駄、草履、膳碗の類何にても石と成とぞ。余京にて先年木枝に雪の積れるが雪共に石となりたるを見たり、又半紙の束を

わらにてつかれたるがそのわら共に化して石となりたるを見たり、是皆此處にて作りたる物とぞ其頃思ひしは極陰の地故水中に寒氣の時久しく漬置て石に化するにやと考へしが左にはあらず夏日にても同じく石と成るとぞそれはいかにして化する事ぞと委しく尋ね究むるに谷川の水上より涿の如き物流れ來て漸くに其物に粘着し石となるなり。然れば其谷の奥に玉波有て流れ出て石に著て石となるにやと思はる。

〔歸雁記〕 穴馬山中……又此邊に誰にあり其水に落ち漬る物は悉て木の折枝草葉様の類までも其儘に固まりて是を寒水石と云ふ。氷りたるものを見れば種なれどもいと重し、皇月の末つかたまでも雪消やらぬ所なればかゝる事あり。

〔本草紀聞石髓〕 下野國安蘇郡ニ石ヲ得割テ水ヲ出ス、其水凝テ石ト成ル白色ナリ、越前大野郡寒水石モ亦此類ナリ。

〔類聚國誌〕 寒水川。此水底ニ漬ス所ノ萬物寒暑ヲ論セス一月ヲ過シテ石ニ化ス其品物ノ形狀ヲ失ハズ依テ化石溪ト云フ。

〔享保書上〕 穴馬川筋の下に打波村と云所あり茲に寒水石とて植木等根の付石ありて是に望の竹籠何にても籠口へ付置けば悉く水の泡付て寒水石となる、一説に凝水石とも云ふ、是は寒水の凝とて縷に細き谷の流れにて其水にうたせれば半年許にて皆石となり何なりとも形を作り付置けば其ごとくになるなり。

〔越前往來〕 穴馬山中稱打波干地有寒水川翠樹蒼蒼而陰涼徹心此流落入萬物化石妙々勿爭釋名曰有落星化石者風與石小陽之精爲同氣故歟浮石之化女者所成惟石非同日論

打波鑛泉

打波鑛泉 鳩ヶ湯と稱し、打波川の左岸、上打波字鳩ヶ瀬より滴出する炭酸冷泉を、竈にて打波川上を越えて、對岸の地、即、同大字六號小事鍋^{三番}に引きて温め、入浴用に供するものにて、嘉永六年、同村六左衛門なる者の發見に係り、現時は森島開造之を經營せり。地高深、氣



鳩ヶ湯浴會

清淨、打波川、泉源と浴室との間を奔流し、當面の峻嶺には、怪巖聳ち、奇石蹲り、盛夏にも蚊蚋を要せず、溪産の嘉魚、鮭魚の新鮮なるもの常に膳に上り、宿浴の設備淺酌の用意に缺くるなく、本郡唯一の避暑地たるのみならず、鑛泉が亦た療養の效著しきを

以て、境僻に、交通不便なるも、浴客常に充填せり。

〔發展小史〕 此湯を發見せしは、鳩の毎朝來浴するに心付きしにあり、湯名之に原づく、最初は、發見者及び、源右衛門、善兵衛、徳兵衛、治右衛門、清八、磯右衛門の七名、合資一日交替にて經營せしが、一ヶ年後は、銀二分宛づゝにて、六名より、諸般を買取し、發見者單獨にて經營し來りしに、浴客多く、漸次繁榮せしを見て、明治二十四年、堂本音松、石川源四郎、隣地に一浴舎を建設し、兩々營業せしが、二十七年の大洪水に共に流失し、一時發業の止むに得ざるに至りしに、二十九年、發見者の跡は、森島甚左衛門、隣地は、大倉高之助之を買取し、再び經營を開始したるか、三十一年、現經營者兩

者を買取したるなり、笈の長サ、川上三十五間、其他二十四間、最初は浴室を別棟とせしも、罹災後新建、現時の觀を成せり、會社の樂師堂は、尙經營中に屬せり。
浴客は土地の關係上夏秋に止れり、其數は

年次	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	計
四十一年	一九一	五四〇	六九四	一三八六	九二九	二六七	九七	四一〇四
四十二年	二三三	五四六	七五七	一四七二	一一一三	三四三	一一八	四五八二
四十三年	三一六	五八一	七四一	一四一五	一〇六三	三四八	一八六	四六五〇

其成分及び効能は左の二書類之を悉くせり

〔定性試験成績〕
 一、格管兒ナトリウム、多量。
 一、重炭酸マグネシウム、少量。
 一、重炭酸ナトリウム、多量。
 一、重炭酸カルシウム、少量。
 一、亞酸化鐵、少量。
 一、遊離炭酸、少量。
 一、矽酸、少量。
 一、礬土、少量。
 右ノ試験成績ニヨレバ本泉ハ含鹽性炭酸泉ニ屬スルモノトス。

〔證明書〕
 一、比斯的里、
 一、神經痛、
 一、子宮炎、
 一、白帶下、
 一、腹痛、
 一、腰痛、
 一、膀胱炎、
 一、痔瘡、
 一、痛風、
 一、黃疸、
 一、胆石、
 其他

魚歸鑛泉

魚歸鑛泉 亦、打波川の左岸、上打波地籍第二魚歸番に滴出する炭酸冷泉にして、永岡太兵衛之を所有し、明治二十九年、浴舎を創建し、三十七年迄經營せしも、家情上經營當事の女死亡せし爲廢業せり
(傳云、此鑛泉は、養老年、鳩ヶ湯は、同二年の發見に係れりと、湯の花は(赤色を呈し)、毎年數斗を輸出すといふ)
今、其成分と、効能とを略説すれば如左。

成分 宮廣藥劑師 三十年檢定
 微混濁 鹹味 微酸性 鹽酸多量 硫酸少量 遊離炭酸多量 化合炭酸多量
 伽留謨少量 那篤伽留謨多量 加爾叟謨少量 麻偏涅叟謨少量 鐵多量
 効能 金澤醫 僂麻質斯 肺病 比私的里 婦人生殖器病 皮膚病 氣鬱病 痛風等
 其他、下打波桂島より、近時炭脈を發見したるも、單に、試掘の許可を得しことニヶ所、一、九

九三〇七坪、昨年の探掘石炭三三、六〇〇斤に止まり、未だ盛に探掘するに至らず、探掘の登録されしものに金鑛二〇〇、八五七坪、銀銅鑛二六、九一八坪(東勝原)あるも、亦休業し、上打波奥中の水の崩壊せし山腹に、硫黄脈露出せるも、亦未だ探掘の運に至らず、とにかく幾多の将来を包蔵せるが如し。

戸口 區劃

區劃。上打波、下打波、佛原、西勝原、東勝原
戸口、本年六月末現在調如左、

大字	戸口		合計
	男	女	
上打波	一八〇	二二〇	四〇〇
下打波	五二	一八一	一六三
佛原	一七	二七	四四
西勝原	三六	二八	六四
東勝原	一八	二四	四二
合計	二九三	四〇六	七〇〇

土地

土地 本年六月三十日調如次。

地目	大字		合計
	西勝原	東勝原	
田	一〇、〇〇〇	三、九〇〇	一三、九〇〇
反地	二〇、二六〇	四、〇九〇	二四、三五〇
計	三〇、二六〇	七、九九〇	三八、二五〇

交通 縣道美濃

交通 本村中、九頭龍川沿岸は、縣道美濃道通ずるを以て、比較的便利なるも、打波川に沿へる兩打波は、困難の状見るに禁えざるものあり。

縣道美濃道 は、荒島嶽の北麓に於て木村に入り來り、西勝原、佛原を経て、下穴馬村に去る、其間更に、刈安谷、白谷の眼鏡橋、九頭龍上の琴洞橋架せられ、法善壁の隧道鑿たれ、且、荒島の巖谷の砂防工事、着々行はるゝと共に、益々改修の實舉がり、眞に、交通頻繁の絶好道路たり。 全部誌交 通章參照

地目	加反		宅反		山林反		原野反		其他反		合計	
	別	價	別	價	別	價	別	價	別	價	別	價
田	七、四六二	七、四六二	一、六五九	一、六五九	一、五三三	一、五三三	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇
反地	七、四六二	七、四六二	一、六五九	一、六五九	一、五三三	一、五三三	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇	一、四四〇
計	一四、九二四	一四、九二四	三、三一八	三、三一八	三、〇六六	三、〇六六	二、八八〇	二、八八〇	二、八八〇	二、八八〇	二、八八〇	二、八八〇

飛驒道乙種は、西勝原にて、美濃道より岐れ、九頭龍川の舟渡を越え、東勝原、下打波を経て、上打波櫻久保に達するものにて、本年の開修、最近の編入に係れり、將來、此道路によりて、兩打波も蘇息發展するならむ。

其他、上打波より、坂谷村金山に到るには、曩に開修せられし小豆坂を越え字嵐を經、桃木峠の險峻を攀ぢざるを得ず、石徹白村に越ゆるには杉尾峠、加賀に到るには小池越あり、下打波より上穴馬村朝日に出づるには、保登呂峠、桑湯上に行くには、釜峠あり、又、佛原より（美濃道開鑿前に）下穴馬村下山への通路には杉木峠上りか壘と云ふ、東勝原より坂谷村柿ヶ島に出づる勝原坂あるも、要するに、高山四塞、崎嶇登攀の苦を嘗めざるを得ざるなり、されど、之を交通開けざりし昔時に比し來れば、真に雪壤の感なきを得ず。

〔國繪圖〕（東勝原村）○佛原へ一里拾町馬足不通○酌子俣川 徒波 佛原道に在り

（佛原村）○徒波 下打波への道 ○杉木峠上りを壘坂と云下山村へ二里馬足不通

（下打波村）○一本橋 四方南山中の口へ出る道に一ヶ所東ノ方東谷の奥へ入る道に一ヶ所兩橋共に長さ十二間

更に、特記の要あるは、上下打波に於ける冬季郵便物集配の状態なり、かく、山間に介在するも、夏季は、幸に毎日一回伏石郵便局より、上打波櫻久保まで一纏にして遞送し來り、下受の者之を各戸に配達するも、冬季自十二月三月は、積雪數尺、山川家屋を埋め去り、行路塞がり、旅客

冬季間は郵便始んど無し

沿革

〔古事記〕和那美水河乎

絶ゆるを以て、郵便物の總てを村役場、及び、學校に於て中繼し、村役場は、局の纏めて配達し來るを預り置き、毎月二回宛、別に人夫を差立て、學校に送り、學校は、兒童より持寄りし郵便物を、其人夫に托し持ち歸りて局に致さしめ、人夫の持來りし郵便物を、兒童に托して各戸に配達せしむ、要するに、兒童が一種の集配人たるの奇觀あるなり。

沿革 山間僻在の小村なれども、記すべき事多きに驚かざるを得ず、先づ、〔古事記〕に見ゆる和那美水河は、恐らく打波川なるべし。

〔古事記〕 垂仁天皇御子譽津別皇子年及三十不能言一時觀鵲飛鳴問曰是何物自是始言帝遣山邊大鶴令取其島大鶴道尋其鵲自本國到針間稻羽且波多運麻淡海三野遂來高志和那美水河張網而取其鵲賦之或曰上流曰和那美水河下流曰追河

〔越前名蹟考〕 其章の意を熱考するに三野より科野に追尋れ古志のわなみ川にて取得たる山なり又和那美水門とも有て越後國の海邊にてもあらむかと思はる

〔按〕に沿道の國々の名を悉く擧ぐるも科野の字見えざれば彼方に行かずして穴馬より打波に到りしものにて和那美は打那美の誤寫なるべし且水河とありて水門とあらざれば海邊ならぬは明かなるに素長如何なれば此打波には想ひ到らざりけむ訝かし葛原部と連れて益々しか斷すべきか見るにあらざや

次に、勝原が太古の御名代なるべしとの説、夙くより世に傳はれり。

〔足羽社記〕 又此郡有葛原村也是豐城入彦命三世孫大御諸別命之後有葛原部者可並考焉

〔名勝誌〕 御諸葛原村私曰此兩所其間二里許も有へし或神書に依て是を記す故に一所に出ず彼書云々

〔越前名蹟考〕 素良按に名勝志に御諸葛原其間二里許も有べしと云は何れの村を御諸と意得たるにや彼書に云と引く所は即ち足羽社記の文なり此文をいかく見誤りしや不審なり

〔按〕に素良は運羽村崎に三室山なる地名あるに心付かざりしものにて芳契が御諸を三室と斷ぜしは其里數にて著るし運羽村の古蹟條

〔深山木〕 今勝原と書けど葛原とかくぞ古へなる右のみづがきの宮にはつ國しらしし天皇のみことよきいりひこの命のみのよむまこおほみもろわけの命のはつこに葛原部といふものありてこにすめりしかば名づけしなりといへり

中古の郷庄には、何れに含まれしか明かならざれど、史書にも佛原の名見え、平淨海の妾佛御前は、又佛原の産にして、謠曲佛原亦此地の事を作りしとの説あり。

〔長門本平家物語〕 (安元二年八月)六日佛が原金劍宮へ入らせたまふ

〔謠曲〕佛原 加賀の國佛原とやらむと申し候

〔同通解〕 今は越前の國に屬し佛原山月窓寺と云ふ寺ありと云ふ

〔按〕に今東勝原に即現寺あり或は月窓寺の後ならざるかとかく平語を引用して一察に供せむ

〔平家物語〕 又白拍子の上手一人出来たり加賀國の者也名をば佛とぞ申ける年十六とぞ聞えし京中の上下是を見て昔より多くの白拍子は見しかどもかゝる舞の上手は未だ見ずとて世の人もてなす事斜ならず……………或時四八條殿へぞ參たる……………入道總て出合對面し給ていかに佛……………先今様一歌へかしと宣へば佛御前承り候とて今様一ぞ歌ふたる……………番舞たりけり……………入道相國舞にめて給て佛に心を移されけり……………尼に成てぞ出来たる……………今年は纒十七にこそなりしか……………彼後白河法皇の長講堂の過去帳にも妓王妓女佛とち等が尊靈と四人一所に入られたり

平淨海の妾佛御前の關係

番所を置く

勝原が、穴馬口の要衝たりしは、地の形勝能く之を證すると共に、戰國時代には、城塞をも構へられ古蹟條、交戦の巷とも化したるべけれど、此の軍記は省略に附し全郡誌附、草章參照、徳川時代の初期は、大野領にして、此所に番町を置かれ、後、郡上領となりて後も、尙、大野藩の所管たりし記事のみに止めむ。

〔類聚國誌〕 四勝原口 石徹白關より西に入ること七里荒島嶽の東にあり三國嶺より四勝原の間道尤險也

〔越前名蹟考〕番所 此村當時郡上領なりと雖も大野より置るゝ所の番所也是は以前但馬守直良君大野在城の節置玉ひし番所其儘にて有り來る由也林小七郎と云者代々番を勤むと云

〔深山木〕かどほらにて この里はあが君のしらす所ならぬに此にも關を置かるゝ事は大野のあがたより山のひむかし美濃國に越ゆる山路三つあり一つにはわかうご路二つには笹又路と云ふこは皆しらす所なれば關を置きて守らせらるゝに今一の此のかとほら路に關なくてはあらじとて古くより置かるゝなり

名のらずばなれもゆるさじ時鳥こは葛原の關と知らずや

誰がいつ分ちしかは知らねど、兩打波は南山中東谷に、其他は同穴間谷に屬し、共に郡上藩領たり、蓋し、初めは大野領たりしならんか。

維新後は、常に坂谷村と軌を同らし、町村制實施の際より、現村名を稱して、坂谷村と組合ひ、今に至りし故、其記事は彼村に譲る事とせむ。

巡查駐在所 は、上打波櫻久保に在り、上打波のみを管せしが、三十八年六月十九日より、下

駐在所

下編 町村誌 五箇村

打波をも管する事となれり。現今の所舎は、四十二年九月十九日、山崎仁兵衛方より失火の際類焼せし故、翌年七月三日、新築落成せしものなり。

東西勝原、及、佛原は原と西勝原に在りし駐在所の所管なりしが、三十八年同所廢止後は富田村廠生駐在所の管區に屬せり。

(村役場も、坂谷村と組合の事として、該村伏石に在るなり)。

産業

産業 全村殆ど山又山なれば、住民皆農を業とし、漁商業を兼ねるものも僅に十餘戸に止まれり、其農業も、平地少なければ、上下打波、及、佛原の如きは、山腹又は山上の林地を開墾し、切替畑となし、稗、粟、大豆、小豆等の雜穀を作り常食とす、副業として、養蠶及林産物の採集加工をなし、其収入を以て米其他の費用に充つ、但、東西勝原は、人口の割合に地多ければ、主に之が耕作に従事せり、斯る山林開墾地は、此土にては田作といひて、毎年五月より、十一月に至るまで、一家族其地に移轉して、業務に従事す、普通の居宅地は、唯冬季の雪害を避くる所なり。産出品の主なるものは、繭、桑葉、楮皮を第一とし、其他、黄蓮、黄蘗、ネリ皮、ロート、桑、薇蕨、及、椋、栗、胡桃、蕎麥等にして、山葵は美と大とを以て其名遠近に聞ゆ、其他、厚紙、箔、木鋤、斧などの柄、麻布、細、蒲肝等の加工品、西勝原よりは、薪炭、及、

出作

年産額

魚類を出し、はしりの鱒、勝原鮎、世に喧傳せり、又、年々材木を輸出するも、其量多からず、今其産物の大概を左に擧げむ。

魚類	楮	牛蒡	甘藷	蜀黍	粟	大豆	米
一〇四、五〇〇	二二一、六二五	八九	四六〇	二、六二八	一七四、〇八七	四五、六九五	三五二、五二五
桑	葱	馬鈴薯	蕎麥	種	小豆	大豆	麥
七六九、二五〇	一三三	三七九、五〇〇	五九、八〇〇	四六八、一二五	四四、二四二	五、四〇〇	五、四〇〇
幅	胡	藤	玉	蜀黍	晚	小	豆
紙	麻	苧	蜀黍	一七四、一七〇	一七、一六〇	二、五七〇	六七、五〇〇
				三四五	二九		

蠶業

蠶業は、本村民の唯一財源にして、取引の如きも收購後に行ふを例とすといへば、大字別に之を擧ぐることにせむ。

合計	春蠶	夏蠶	合計
量	量	量	量
價	價	價	價
二〇五、三三〇	八、一九六	二七、四一〇	九〇、四五〇
四五七、六	二六二、五〇〇	一、二一〇	一八三、四〇〇
	六三、〇四〇	二、二八六	二〇、〇七五
	二、五七〇	七、五〇五	四六、五〇〇
	二六、六六〇	一三、九七〇	四〇、六三〇
	一五、八六〇	八、四五五	七九、八〇〇
	二四、一五〇	一三、九三〇	二四、三一五
	四九、八二〇	三、二四九	五五、八〇〇
	二四、一五〇	三、二四九	八二、三一〇

黄蓮は、從來輸出品の中にて、重要なるものなりしも、近年價格暴落の爲め、之か採收を見合せ居れり。

教育

教育 明治七年春、上打波櫻久保の道場を借受、打波小學を創め、七月東勝原即現寺を借受、勝原小學校を設けて、之を始めしが、十年五月、打波校を上打波上木野の民家に移し、翌年より、二十年まで、其冬季分教場を字嵐に設けぬ、十二年には、勝原校舎を新築し、次で、下打波に其分教場を設け、二十年五月より、二十六年八月迄は、打波校に二ヶ年補習科を附設せしが、三十三年には、打波校舎を新築し、三十六年三月、下打波に在る勝原校分教場を獨立せしめて、下打波校を起し、三十八年九月より、打波校の分教場を、字小池に民家を假用して設置し、三十九年、更に地を西勝原に卜して勝原校を新築し、七月下打波校を新築し、四十一年五月、小池分教場舎を新築する等施設は稍備はりしも、出作りの兒童は缺席がちにて、其成績を擧ぐるに術なかりしに、本年より向五ヶ年間、金貳百圓宛補助さるゝ事となりたれば、將來は見るべきものあるなるべし。

社寺

社寺 神社は、現今左の三社あり。
村社八幡神社伊那郡 西勝原字堂林に在り、明治九年六月四日、村社に列せられしが、四十三

年十二月五日、次の二社をも合併せり。

村社八幡神社伊那郡 佛原 明治九年六月四日列村社
字新林

按に此社或は(平語)に見ゆる金剛宮ならむ

無格社白山神社伊那郡 同 字山窪

村社白山神社伊那郡 東勝原字村中に在り、明治九年六月、村社に列せらる。

村社白山神社伊那郡 前 下打波字中開津に在り、明治九年六月、村社に列せらる。

村社白山神社伊那郡 上打波字上出に在り

明細帳 古老ノ口碑ニ養老三年六月勸請ト云フ明治九年六月村社ニ被列

寺 院 東勝原に、即現寺と稱する眞宗大谷派の一寺あるのみ。

明細帳 元祿年中開基秀壽道場創立嘉永七年五月本山ヨリ寺號免許即現寺ト稱ス明治十四

年一月二十日石川縣ニ於テ寺院ニ引直許可

名勝故蹟

名勝 故蹟 本村に於て、何人の注意をも惹き得るは、三隈嶂の絶景、琴洞の奇橋、法善の斷壁、霧降の瀑布、橋懸、谷口の目鏡橋、鶴壁の惟岩等なりとす、されど、是等は、既に、皆全郡誌中美濃道の條に記了したれば、今は、奇中の奇、絶景中の絶景たるハシリにのみ就いて述ぶ

ることしせむ。

ハシリ



ハシリ川の景

ハシリ 一名魚留 佛原の民家を離れ、九頭龍川を下ること數町、兩岸脚の奇巖相迫り、續かんとして距つること僅に拾間、全川の奔流此に堰かれて、珠玉を飛し、渦き下る壯觀、既に木曾峽の寢覺床に劣らざるに、附近の岩石の惟奇なる亦言語に絶し、加ふるに、特殊の鱒漁、實に珍奇を極む雜の章 參照

〔繪圖記〕 九頭龍川の水上也一段高く水瀧の如く落るなり岩の上に大木をふせて下より上る魚をせき留め淵に漂ふ所を手綱又は水潜して取るなり

〔越前名蹟考〕 (寶永の頃) 郡中の人よりの文通に是はもとほしりと申候て以前は鱒の外取申候申年大水の時分堰取れて今は鱒も取不申候近年堰心懸申候由申候○巖石の中川幅四五間許に流るゝ所へ大木を流し懸堰一丈許に落る由

窟觀音 〔越前名蹟考〕 佛原出村道より四五間

窟觀音

城迹

許上に岩穴あり其窟の内に鏡觀音あり往古故有て市布より流來ると云傳ふと迹部某の圖に載す
城迹 〔享保書上〕 朝倉家林淨惠、柴田勝家臣山路將監、西勝原の内山上に有大里より三里〔寺社創記〕 (洞雲寺の條) 間基……俗姓二宮某當郡穴馬谷勝原城主の執事にして朝倉敏景と力戦し……文正元年……井野にて討死す

番所迹 西勝原に在り沿革の條參照

從軍

從軍

明治十年西南戰役 出征者一名

明治二十七年戰役 同 六名内病死者一名

病死者

陸軍歩兵一等卒 福倉喜藏

明治二十七年十二月三日廣島豫備病院に於て病死

明治三十七八年戰役出征者 六十六名内戰死者十一名病死者一君

戰役死者

陸軍歩兵伍長勳八等 大倉喜代松

明治三十七年八月十九日清國盛京省二龍山に於て戰死

法名 釋 照 雲 同 同 上等兵同 乾 與 三 松

下編 町村誌 五箇村

明治三十七年八月十九日清國盛京省角面堡に於て戦死

法名 莊 桂 陸軍歩兵一等勳八等 白岩長松

明治三十七年十月二十五日廣島豫備病院に於て傷死

法名 釋 良 崇 同 補充歩兵二等卒 立藏乙松

明治三十七年十月三十日同省二龍山に於て戦死

法名 釋 道 清 同 補充歩兵二等同 小倉伊作

明治三十七年十一月二十八日同省第九師團第三野戰病院に傷死

法名 釋 憲 宣 同 補充歩兵一等卒同 勝矢藤市

明治三十七年十二月二十八日同省二龍山に於て戦死

法名 釋 忠 令 同 補充歩兵一等卒同 大川三太郎

明治三十八年三月七日清國奉天省造花屯に於て戦死

法名 同 歩兵一等卒勳八等功七級 高柳清八

明治三十八年同月九日同省郭三屯に於て戦死

法名 同 補充歩兵一等卒同 乾 忠吉

法名 釋 義 隨

明治三十八年三月十日同省東場上に於て戦死

法名 釋 良 隨 同 補充歩兵一等卒同 佐々木市松

明治三十八年三月十日同省同處にて戦死

法名 釋 勇 尙 同 補充歩兵一等卒同功七級 安川鶴吉

明治三十八年同月十九日同省秋家屯定立病院に於て傷死

法名 同 歩兵一等卒同 中村仁太郎

明治三十九年二月五日本村下打波の宅に於て職務に基因して病死

生存殊勳者

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 乾 治作
同 同上等兵勳八等功七級 川上市松
同 同 同 同 山上力松
同 同 同 同 原 利作

雜作 打波の出

雜作 上打波の出作 此區は、打波川の沿岸に、數百乃至數十戸部落を爲して點々散在し、四境

下編 町村誌 五箇村

は白山々麓の峯巒重疊殆ど平地なく、僅に字櫻久保にて貳百俵許を収め得る田圃あるのみにて、

打波川の支流も豁谷深く、斷崖險なるを以て、住民は、悉く、夏秋には岳腹峯頂等の山林を開墾して雜穀を穫ざる可からず、故に、各部落の家屋は、唯冬季積雪の害と、苦とを避くるに過ぎずして、毎年耕作期自五月中旬至十一月下旬には、一家を携へて開墾山地に移住するを常とす、之れ、所謂出作なるものなり。而して、其土地は、區内五六の者の所有にして、自作し得る者は、僅々十餘戸に過ぎざれば、殆ど全區民、小作に従事し、薪炭も其の五六の者に就き、僅かの報酬にて附與を乞ひ、小作卸も、山畑五町歩程(上等地ニシテ二十年作)にて、作受賃として、先づ、一度に五六十圓を納め、夫れより初穂といひて、年々粟白二升と、



上打波出作の景

金四十四錢程を納むるを通例とす、この期限終れば、更に契約をなすものにて、開墾地は、稗粟、小豆の三年か、又は、稗、粟、小豆、稗の四年にて廢地となし、更に、新地を開墾し、通例山下より漸次山上に及び、盡くれば又始に返り、開墾するものなれば、二十年位の作地あれば、この山に永住することを得。

出作中の貧困者に至りては、二三の食器と、古鍋一二を有する程のものもあり、一般に各人の夜具を有する者なく、甚しきに至りては、爐邊に衣を掛け、焚火にて暖を取り寝ぬるものさへあり、敷物用としては、中等位にて、上敷六七枚を有する位なり、床疊に至りては、區内中に殆ど無し、其他の家具什器に至りても、只自己の家族に使用し得る外、道具らしき者だになし、燈火は、大抵圍爐裏の焚火にて兼用し、燈火には、蠟燭、或はカンテラを使用す、ランプに至りては備へ置くもの少なし、初夏の候、全家、全農具家具などを、或は負ひ、或は提げ、續々出作に行く、初めて見しものは、其奇觀と奇習に驚かさるゝを常とす。

打波の普請 之は、此區民の屋根葺替を云ひ、其實其字に適せり、生活の度の低く、財産の少きに比し、家屋は贅澤にして、多くは、地家と、出作との二棟を有するを常とす、壁は土壁にあらず、總て板壁なり、床も板張なり、屋根は、多くは茅葺にして、葺替の時には、家の大小

に應じ、區の舊來の習慣上、各戸より男一人づゝ、又は男總出にて、一日に、山より茅草を刈り取り、葺替ゆることとなせり、此規約は嚴重にして、板屋の者にては辭するを得ず、又、其如何なる用事にては他行するを得ず、四十歳以上は、屋根葺役、其他は茅取役なり、其慰勞には、通例、粟の晝飯一飯を給す、然し、下の者はこの賄なし。此時使用の茅草は、所有者の誰彼の差別なし、其時期は、毎年五月にて、未だ出作上りをなさざる前に、葺替希望者何名ありとも、順次に之を行ひ、後、出作上りをなすことゝなれり、此葺替前は、所有者も、我地の茅草を刈り取るを得ず、この屋根葺替を、此地にて普請といふ、是れ貧家にして、大屋を支へ得る故ならん。

打波の盆
と冬

打波の盆と冬 當地は、從來、春蠶收繭時季に、年一回の取引をなし、其節期は、二百十日、若くは、二百二十日にして、毎年其都度之を定む、此時を盆といふ、盆は舊正月よりも盛に行ひしものと見え、盆の時に限り、小池にては、住民一同集まりて宴會を開く、此時笠踊りをなす、又櫻久保附近にては、神子踊りとして、右手に扇を持ち、鼓に拍子を合せつゝ、老若男女の差別なく、神社内に於て、歌ひ且つ踊るものとす、此の盆休も、一兩日の休業に止まり、其他には休み日なく、汲々として、所々に散在する我出作家にて日を送るも、冬期は、正月、祭禮

小池の笠
踊

等、休日多きのみならず、新嫁の里休心地にて、爐に大きな丸太を惜氣なく焚きつゝ、不規律の下に、男は藁仕事(秋仕事に坂谷より取り寄せし藁にて)其他の加工業、女は食事或縫芋績みをなし、香氣に消口す、されど、其生活の困難なるものは、毎年、冬期出稼として、一家族引纏め、他町村に移住し、大人は賃稼をなし、女子小兒は物賃をなす、是れ各地にて打波乞食と云はるゝものにして、近來其地の青年男女の冬季出稼者、年一年と多きを加ふ。

小池の笠踊 小池は、牛首の者の出作なりしが、其者等維新後、納税上の關係より、原籍を此處に定めしものなれば、風俗習慣皆加州的にして、此踊の如きも、牛首傳來のものに屬す、其歌詞は通常の俚謡にして、節は琉球節に類せり、今左に其踊様を略説せん。

(哥) かいな／＼／＼ 先笠の兩端をつまむ(笠の兩端をつまむは始終之を離すことなし) 而て體の前に笠の裏面を當て扇てる如くして、きりり／＼とまはしつゝ右足を前に出し小さくとんとんと踏み笠を元の如く體前に當て而して左足を出し同じ動作を爲し又右足に換へ同じ動作を爲すこと都合三度

まんせつかいな 腰を少しく屈め笠を左手に附着まともが如くに回轉し手を捻る様を爲し笠を塞いで左手の上に載せるが如す但兩端の手は元より離さず

打波の神戸踊 舞様踊状の静着古雅なる、覽者を驚歎せしむるものあるも、近時まで世に知られず、明治二十六年に、内務省、牛首の神戸踊を調査して此地に及ばず、蓋し、打波は、牛首と風俗習慣を殆ど同じうし、且、彼郷より來住者も多ければ、彼此之を踊るに至りしものか、其何地より踊り始めしかは不詳。踊は、三つ拍子にて、太鼓を腰にする者五人、扇を持つもの若干、扇を右に差出す時は、左に三星斜に歩み出て、左に差出す時は、右に三星歩み、之を鼓聲に和し、かく左右交互に歩み出て且進むなりとぞ。其歌詞は三章を存す。

(一)イヤコロドゥヤ、おし踊りかいや、うたうてまうて、よう踊れ、うたうてまうてよう踊られよ、伊勢街道にやかう踊る、伊勢街道と並の在所、なにとて、なか々わるかるや、なにとて、なかのわるいこは、ないわいの、よるとも、いはにや、よりもせにや、よりもいはいにやよりもせぬ、若らよりあふてあやがるまいか、あやもお、るはにしきらも、ふるワイノ、おらんものは、からにしき

(二)こゝろこそかよひ、身がかよわりよか、あの奥山のひとつ家へ、あのおく山の人ならずや、えんやとひけば手がされる、えんやとひけば手がされます、まんそろそろとやうひかれ、まんそろそろと、まないて、ひかれえんやは、うたのさんびよしや

(三)おふもひくかたおもひやれ、あわびの貝でかたおもひ、あわびの貝がふたつにわれた、これから加賀の、ろう人や、これから加賀のろう人なれば、わきざしや、こしにたやすまひ、わきざしや、こしにたやすまひ、とはゆうたがさらわがものか、かりものや

ハシリの鱒引 九頭龍全川の水、僅々十間に壑まり落る處に、一長網を張り、鱒の上り來るを待ち、兩岸に立てる漁者、之を撥上ぐるものにて、一尾又一尾殆ど間斷なく漁獲し得、岸上潑瀬轉する奇觀は、特に遊覽に値するを以て、觀者常に斷えず。又一法は、濫下の深淵中、鱒の通るべき點を豫知して、掛鉤を装置し、漁者は、鱒の淵裡に上り來るを覗ひ、水中に潜みて、鱒の鉤上を通行せんとするを計りて鉤を引けば、鮮魚は既に漁者の手中に屬するなり。之れ鱒引の稱ある所以にして、土地の一名物に屬し、漁期には、鮮を割き、瓢酒を傾け、脆美に舌を鼓するの遊客、巖上に三々五々たるを見るを常とす。

富田村

叙 説 位置廣表 本村は、郡の中央に位し、大野盆地の東北部を占め、九頭龍、眞名の二川の中島を成すを以て、古來島の内稱あり。

〔越前名蹟考〕 大野城下より東真那川七板川の間に在て塚原野及栗原野、引越す是を島の内と云ふ
東西約二十五町、南北約一里二十四町。

境界

境界 南は、郡の中央に聳然蒼空を摩する荒島嶽を負ひて、五ヶ村西勝原、下穴馬村下山と隣し、東北は、九頭龍川一名七板川を隔て、坂谷村柿ヶ島、八町、松丸、萩ヶ野、花房等の臺地と相對し、西北は、真名川を以て、上庄村友兼、猪ノ島、森政領家、北御門、吉、下庄村菖蒲池、中保、堂本、横枕、新在家、東大月、及び、遅羽村下荒井と境せり。

地勢

地勢 本村は、大野盆地の東部に位するが故に、地勢一般に低平なれども、南境に本郡内有名なる荒島嶽の高山を控ゆるを以て、地勢、東南部九頭龍川沿岸に高く、西北真名川沿岸に至るに従ひ低下せり、而して、この二大川の相圍める中央に、塚原、及、栗原の二原野を含む、其形恰かも木葉の如し、蓋し、本村は、荒島嶽の山麓、九頭龍、真名二大川の豁谷間の裾野に、展開せるものと見ることを得べし。河流は、地形狭長なるを以て、東西兩境の二大川を除くの外は、大川と稱すべきものなし、唯、この二大川より、灌漑の爲めに分派せる川流數條と、他に、内川と稱するものあるのみ、皆、北流して二大川に合す。本村の地勢は、この内川の沿岸に於て著しく低下し、以て真名川沿岸に及べり。

荒島嶽

荒島嶽 は、郡内山脈中の最高峯にして、本村の南境、五箇、下穴馬、上庄と四ヶ村間に屹立し、大荒島、小荒島の二峯に分れ、山姿峻峻、幽谷に富む、頂上に攀登する道二條あり、一は、本村巖生の大原よりするもの、一は、上庄村佐開の鬼谷と稱する谷よりするもの、前者は、豁間に沿ひ屈曲して進み、小荒島を経て、大荒島に至る、其間危險なる所少なからず。後者は、豁流を湖漸るものなれば、其峻峻更に甚し（嵐山紀行参照）半腹より下は樹木繁り、殊に、真名川に臨める半腹の傾斜には、樹木鬱蒼として、晝猶暗く幽邃の趣を呈す、夫より上は、葎竹の類繁茂して、足跡を認め難く、殆んど道と稱すべきものなし、頂上には、凡そ一反歩餘の平地あれども、凸凹あり芝草を生ず、其中央に、陸軍參謀本部陸地測量部建設の三角點あり、伏して眸を放てば、眼界茫として際涯なく、四方の連山脚下に雌伏し、日本海の波濤近く睨視を洗ふ、されど、雲霧常に蔽ひ易し、附近の俗、古よりこの雲霧を以て、天候を卜知するの便に供せり

〔深山木〕 あつまへまかりける人のもにつかばしける

荒島の峯のしろ雲ぬぬ日なく旅なる人をかけてしぬびつ

あらしまほこのあがたの群山の中にもともたふとくとり具ひて雨雲もいゆきはまかりてみれにたなびき白雪は非時ふりてたに、満めり

〔名勝志〕 荒島大野城下より丑寅に當りたる大山あり一書古記云々私云荒島の西麓に巖生と云村あり嶺西に巖生島村と云あり

り是も麻作の訛歟

「歸雁記」荒島嶽には殘夢と云仙人の住居せる山といへり是は常陸房が事なりと云者ありかゝる事もや侍りなん延喜式に荒島神社といふも今もあるにや

〔享保書上〕荒しまヶ嶽といへるは仙山なり昔殘夢と云仙人の住けるとかや元暦の古常陸坊といへる者也とぞ傳ける延喜式内に荒島神社と云は今も有にや又俗説に此山は宣化天皇の臣物部氏在山なり共云大野郡第一の高山にして渡海の船入津の時目當にする由中古此山へ登る事始り折々參詣も有

〔越前往來〕荒島嶽者形勢雄偉而林壑邃深也鎮物部氏之靈殘夢仙人之龍地

〔類聚國誌〕大野城ノ東南郡ノ中央ニ在延喜式ニ所謂荒島神社ナリ

〔越前拾遺錄〕荒島嶽物部氏ノ神靈座ス山地トマ是モ亦大野郡ニ在リ

嵐山紀行

嵐山紀行

横田 秀

予不特有勝情、又有濟具、以故近境之山川、可一日而遊者、足跡略無不到、獨嵐山則未也、今茲之夏、廣瀨子柔訪予家談遊涉嵐山、而子柔已遊二回、說其風景甚詳、於是俟秋俱遊、越八月廿四日子柔遣人來曰、明日前約可履也、值予漁于足羽川而不在家人與田子敬謀、報曰諾、蓋知子敬嘗與其約而予亦暇日也。哺時予至自漁處、家人告故、乃、戒筇鞋將就睡、子敬東曰何圖明日有事於武棚、不幸不得相隨、予答以遺憾不堪、既而伏枕、夢裏騰攀之想、勃々不已、卒然起行、從一家奴、時已寅夜、出郊、顧奴曰、今日陰晴如何、曰嵐山帶雨、今日晴可知也、坊東南有細運一條、雖委蛇無窮、然終不外於嵐山方位此之謂藤纏路々傍有小叢、古藤蔓焉纏雜樹、故有此名、其東瀧川鄰々、摩傍樹與月映於波心、波心因風生皺痕、月影碎爲千輪、與樹影相閃動、幽趣可挹、漸達友兼邑、先叩廣瀨氏之門、子柔尙夢裡矣、刮目且迎曰、曉難未睡、君來何遲也、因脫鞋入堂、有頃主人供飯、辭然後食、子柔之兄曰子謙、亦共此行者、其久二子行裝已畢、即發、奴二名隨焉、或把燭、或負行厨、皆

廣氏之奴、而非子謙所從者也、子柔使其一名道御給邑、誘某僧、僧廣氏之姻屬也、而吾儕直指東山邑、已至、其奴先在、報曰僧有事不至、亦遺憾也、進抵鵝川、先以足指浸水、水寒冷透骨、皮膚如割、子謙命奴肩吾濟而涉、乃乘其背、兩手擁肩、兩脚夾腰奴探淺處以進時夜向晨、月昏霧深濛不辨咫尺、時或踏虛而蹶、肩輿搖、欲墜者數、漸得達岸、味爽至佐開邑、訪五郎右衛門者、圍爐取暖、僑鄉導出、蘆叢蒼畦、稍入佳境、繞林左折、沿鬼溪而上、樵蹊逶迤、石尖磨牙、足指屢々見嚙、愈上愈峻、及路窮鬼溪即路也、溪流蜿蜒爲蛇行狀、左右亂流、而進、實有武陵源之趣、夾流兩山雙峙、每數百步、輒認澗流、澗各有名、名或奇或俚、不足悉記、往數町、亂崖可十丈、飛梯石磴危不可言、到底奇石無數、狼藉相倚、平者如坐如臥、險者如立如怒、有拜者、有笑者、有啼哭者、有欲墜不墜者、斜而懸經、鏡而劍立、至其最怪奇者、如巨蛇之飲於溪、如雙虎之相嚼於一窟、夜叉怒、鐘鬼立、千狀萬貌不可勝寫、忽值兩岸同屏處、懸瀑直下三千丈、魚自此不得上、其下爲般若潭、水清澄無底、又往百步、山環溪合、輻員數間、纔見天之方寸、詭所謂針孔瞰天也、仰看崖腹、距水十丈許、有奇草植焉、曰石長生、問導曰、能取否、導乃卸負擔、緣崖懸登、唯隻手援葛、兩足搖搖焉無所託、於是一身全力、唯在一草、一草即抽、一身齧粉、豈知命者之所能爲、觀者毛悚肌寒、莫不酸鼻、予戲曰、如渠者、可謂人其面而猿其身矣、導遂取數株至、顏色白若、葉敷實而去、有二溪、自雙峯左右、歧流會一處、沿右溪以步、未幾、命溪取山、路峻難登、捫草串行、前人足與後人頭比、足踏著地、纔指頭耳、已登、地平可方十畝、古杉轟列、有一株而幹者大幾八圍、下有前殿、殿安木佛、佛唯有面而已、其傍亦木佛文位、形模剝落、不辨口鼻、昔千年外物、不覺使人肅然合掌、石上設坐以喫團飯、自謂絕頂不甚遠、試問導曰、上山若干程、曰三分上其一、予以爲渠伴言使吾儕不久憩于此也、自殿背廻山、斜東、溪水衝石琮琤然遠在脚底而鳴、林木邃鬱、棘釘縫衣不可行、導剪蒙蔽而進、吾儕脫外套附奴、然後尾之、樹之垂者跨之、仰者攀之、有欲進而踟躕者、有懸枝欲飛者、有蟹行者、有匍匐者各自殊態、與演劇場同一般、下林得溪、自前到此概里餘、而峯尙聳雲表、始知導之言非虛誕也、時有水響響潺々斜瀉自兩懸際者、此爲橫溪、背後如聽大喝一聲、乍疑颯颯駭人、顧之人也、背草器、袒裼至、疾步如飛、問之、則佐開邑人某尾吾儕以來者也、乃俱立談、吹煙以憩、西北諸峯雙疊、澹淡如畫、

一隅又登、及橫溪將盡、始見太陽、而羅針驗方位、以測日影、尋已已矣、山之高且峻、可得推也、左轉穿蒼莽、遂出山背、四眺皆山也使導指說山川之勝、吾儕耳著其口、目隨其所指、其在良位、最遠最峻、突兀刺天者、爲白山、此二峯、爲駒嶽爲楡嶽、右之較高曰御嶽、在正南爲伊吹山、又右而甚近、爲三板嶽、爲蠅帽子嶺、環匝以至西南、其半嶺之間、巖然露頂者爲羅嶽、近之銀楓峯、高與此山相若、若夫飯降峯諸山、在脚底如蟻垤然、坤位諸峯皆卑、宛缺厥一面、其際北海涵天、一碧萬里、渺不見津涯、北而最秀爲志比嶽、杓子峯極近、呼欲應、此皆山之可觀者也、其自巽位、藥山間北流、爲七板川、其傍村落依稀、所謂穴馬淵也、又以發源白山爲濫觴、西北流、遂與七板川會者乃寒水川上下打波色枕焉、他如林澤原野之景、矚目之不遑、况筆之乎、北轉急登數町、始得達絕頂、有一小祠在焉、中安石壽藏、按古書、荒嶋神社祭種稜臣物部連、然年代悠遠、遺址不可知、今也爲佛氏所藏如此、真可慨哉、時將午、藉草爲席、團圍箕踞、開所齋行厨、且飲且食、及意適興闌、都忘却人間事、轉有羽化登仙之懷、此日好晴不風不雲、而嵐氣來浸、峭寒如十月之候、取外套裹之、且命奴聚枯柴焚焉、猶寒、衆皆強飲食暖、子謹獨不飲、子船曰、一飲取溫可乎、子謹曰、一飲加一倍寒、遂辭、話間暮移、直就歸路、路西北向、全與上路別、下眺、友兼等諸邑皆在衽席下、然亦不能辨誰爲人誰爲牛爲馬、山高故耶、抑醉耶、漸入林叢、樹多楓槲石楠花之屬、交枝連根、高倍人身、吟眸爲其所翳、導如說某方有勝地、輒非攀樹中最高者、則不能闢、路極險惡、佇立無所、况又暇吟呻乎、及林已窮、始得樵運、山亦空潤、無大樹、土人稱曰大原、或曰小嵐山、喚導曰、自絕頂幾里、曰僅可一里、子驚曰、午發自彼、未而至焉、費刻何久也、子嘗讀銀楓峯、以謂山之艱險、冠于吾鄉、今而後知其輸此山數等矣、時業皆渴、適山坳有小池、曰塘池、又以形名、欲就飲之、導云、水腐矣、因以酒潤咽然後行、細運迂直幾條、迂者、人馬往來所由、直者樵夫所轉薪處、由其直者以下、瞬間里餘、稍近嵐生邑、側有原野、形爲三稜、故名嶽野、顯路右、喬松爲林、子柔謂子曰、子先往、予且取松叢來、子笑曰、獲豐豈容易、與其徒勞、寧無勞、子柔強行、入林幾數步、遙呼曰、已獲、子曰、偶中耳、與子謹且語且步、歷嵐生邑、達鶴川、...

篠竹

此嶽の半腹に産する篠竹に加工せし洋杖は、大野町の特産として、鶴駕行啓の際には御買上の

榮を蒙れり。大野町産
業條参照

荒島風穴

原野

此山中鬼谷に、荒島風穴と稱する蠶種冷蔵庫あり、木村人歸山甚太郎の發見經營に係れり上村庄
榮看
原野 本村には、二大原野あり、一を塚原と云ひ、他を栗原と云ふ、蓋し往時は此二原野連接せしものならむ、地勢之を證して餘あり。

塚原野

塚原野は、荒島嶽の北麓に連り、周圍二里餘、地積二百六十六町餘歩、東九頭龍川と、西眞名川との間に擴りて、殆ど本村の南半を占む、其内に、高さ三四間、乃至十間餘の大小幾多の塚、所々に起伏し其數千に及ぶ。

〔越藩拾遺錄〕 塚原野 荒間の麓周圍二里餘の原野なり。

〔越前名蹟考〕 小高き所數百所有之故千塚野とも云其最高き所を館迹といふなり

栗原野

栗原野 は、原野の北凡を十餘町を隔て、南上野區より、北土布子區に至るまで、長サ二十餘町に亘り、東西狭く、廣き所も四五町に過ぎず、地積百拾餘町歩、地勢一樣に低平、秋草の名産地たり。

〔越藩拾遺錄〕 栗原野田野村の西に在り一里餘の原林木茂りたる所

〔越前名蹟考〕 是より南塚原へ引續なり

此二原野に繁れる樹木は、主に、松、猶、栗、杉其他の雜木にして、享和の頃栗原野の一部を

下編 町村誌 富田村

開拓したりしが人物條 明治三年、福井、勝山、青山、本保の吏立會の上、各村の石高に應じて分割し、爾後は各區の共有とせしも、同九年、更に各戸に、分割し、境界を改定し、所有の實を確めしより、樹木の保護も行はれ、松樹最も繁茂し、殊に、塚原は漸次底平の地を開き、四十餘町歩の田圃を墾成したり。本村は、此二原野の周圍に部落を成すものなれば、各大字の所在も、此にて大略を了するを得。

〔越前名蹟考〕 土布子森目新河原上麻生島下麻生島西島川島井ノ口田野富島土打以上は野より西北に在り七板下唯野は東に在り麻生木落は南に在り則荒島嶽の麓なり。

本村の三面を圍り流るゝ河流中、

九頭龍川

九頭龍川 は、荒島岳の東麓を遶りて、逶迤東境を爲して北流し、土布子の北を限りて真名川と合す、此邊を七板川、又は、大川と呼び、漁者は西足羽川に對し、單に東とも稱せり。真名川 は、荒島の西麓に沿ひ、西境を迂回北流して、上庄、下庄と境を分ち、土布子の西にて茜川を合せ、直に九頭龍川に注ぐ。

〔加越日記〕 昨日渡りし真名川の上つ瀬をあない人負ひて正沖ぬしを渡すを見るに瀬は早けれど深くもあらざればわれ老たれどかく淺き川に人をねさらばすべきかほと鶴はぎにて一瀬わたるに水は淺けれど此川上の山より落くる雪解の水なれば其つめたき足を切る心地してえわたりあへず中島に立みてわれも負はれて渡りぬ。

川水

此二川は、本村の全田面に灌溉して、農業上に潤澤を與へ、運搬上に便宜を増すのみならず、網に入る鮭鱒、竿に上る鮎、共に其脆美と肥大とを以て、縣下無比の聲譽を博し、殊に、鮎は、一昨年、鶴駕行啓の際には、特に命ぜられて玉膳に上ぼすの光榮を得、又近時は、年々初漁の物より氷詰となして、東京大阪其他の各地に輸出し、全國に喧傳せらるゝに至れり。下唯野の築は、狀觀奇景大に賞するに足り、漁獵亦た多く、噴々世に傳稱せらる。全部誌産業章參照

序に、本村の用水關係を左に示さむ

大字	用水	五ヶ	井ノ口	圓通寺	七ヶ	青島	田反別	殘反別
井ノ口	野口	四三〇	四三〇		一七〇〇		三三二	三三二
田島	島	四〇〇			一七〇〇		三三二	三三二
上島	島	一六〇			一〇〇		一〇〇	一〇〇
川島	島	一〇〇			一〇〇		一〇〇	一〇〇
下麻生	島	三〇〇		五六八	三二二	五〇〇〇	七五〇	一三二六
土布子	島					一〇〇〇〇	一七五〇	一三五〇
新河原	島						三三二	三三二
森島	島						四六九	四六九
富島	島						四六九	四六九
新田	島						一三六	一三六

上野	5,292
土打	5,070
七板	3,412
下唯野	2,900
下野	
唯生	

區劃

區劃。井口、田野、上麻生島、下麻生島、川島、土布子、新河原、森目、富島、新田、上野、土打、七板、下唯野、蕨生、木落。

戶口 本年六月末調如次。

大字	戶數	人口
井ノ口	30	189名男 86名女
田野	6	
上麻生島	19	
下麻生島	7	
川島	7	
土布子	4	
新河原	2	
森目	2	
合計	61	311人

土地 本年六月三十日現在を左に掲げむ。

下編 町村誌 富田村

大字	田反別	畑反別	田別	畑別	合計
井ノ口	3,333	1,040	1,040	1,040	1,040
田野	7,673	2,970	2,970	2,970	2,970
上麻生島	1,662	700	700	700	700
川島	1,006	380	380	380	380
下麻生島	785	310	310	310	310
土布子	1,708	500	500	500	500
新河原	3,690	1,000	1,000	1,000	1,000
森目	4,760	1,200	1,200	1,200	1,200
富島	5,780	1,800	1,800	1,800	1,800
合計	32,087	11,400	11,400	11,400	11,400

と、誰も推する本村が、却て、本郡地名中の最も古き夫かと、察せらるゝものを存せり、「古風土記」に見えしと斷すべき笑山、即ち巖生山全部誌沿是なり。

式内荒島神社が、荒島山頂にありしは、異論なき所全部誌社なれば、延喜の頃、既に、此山の開けしも明にして、其麓の巖生、麻生島の語源につきても説なきにあらず。

〔舊事記〕 物部荒山連公弟物部麻作連笑原連祖也

〔足羽社記〕 和瓦比婦者笑原訛也

〔越前往來〕 巖生者笑原連之靈地麻生島者麻作連之靈地歟

〔名勝志〕 麻生島村と云あり是も麻作の訛歟

〔深山木〕 舊事記に物部荒山の弟麻作連は笑原の祖なりとみゆ荒島山の西北の麓に巖生といふ村あるは笑原のよこなまれるなりといへり

〔和名抄〕 の郷名の何れに含まれけむ、「地名辭書」に資母郷の中なりと推論するのみにて、他に所見なきも、其幾部分が同郷に屬せしや必せり。

其後、富田庄の名ありしは明かなれど、何時頃より生じけむ、又、抱の庄といひし説も往々見ゆ。

〔地名辭書〕 富田は舊庄名なり今村名に轉ず

〔名勝志〕 此邊ヲ富田ノ庄ト云フ又抱ノ庄トモ云フ土人云昔御所五郎丸富士ノ狩場ノ御所ニテ曾我五郎時宗を抱き留メタル忠實ニ此郷ヲ宛行ハレケル故ニ云爾云々

〔越前往來〕 澁之庄者富士之狩場之御陣ニテ曾我之時宗爲抱留實難爲被下御所五郎丸所物換星移如麻姑桑海

〔享保書上〕 塚原と云野の内に御所ヶ馬場と云所有又だきの庄共いふ是御所の五郎丸所領とかや頼朝公富士の牧狩のとき曾我五郎十郎工藤左衛門祐經を討驍きし時五郎時宗を組留し恩賞に宛行けるに依て抱の庄と云此邊に五郎丸の墓あり

〔類聚國誌〕 此邊ヲ富田ノ庄ト云又抱ノ庄トモ云五郎丸曾我時宗ヲ執ヘタル實ニ此郷ヲ賜ハル故ニ抱キノ庄ト云〔按に此説は〔名勝志〕に皆原づきしもの、如し〕

〔按に〔歸雁記〕に木ノ木の内に抱の庄と云所ありとあるは何に據りしにや壁倉附近もしか稱すること〔繪圖記〕に見ゆれば考説の餘地あるべし御所五郎丸の正傳には此事所見なし蓋し土人の傳説に據りしものに過ぎざらむ又云村内に井ノ口に關する天仁上野に關する正慶の古文書と稱する物あれど證とするに足らず〕

〔大永洞雲寺田地目録〕に、富田、森目郷、井野郷、巖生郷内中野村ふか田、土打、唯野、〔天文二年七年〕に西田野村、〔天文八年〕平泉寺賢聖院々領目録に井口村と見ゆれば、足利氏末造の狀況は察するに餘りあるべし。

〔按〕に、富田は飛田、富島は飛島にして、最初は、對岸諸村の飛地なりしが、漸次開墾して部落をなせしにあらざるか、〔平泉寺院領目録〕に、堂本村分と見ゆる御所島は、御所五郎丸、御所が馬場杯と連想すれば、今の川島などにして、大槻村分に見ゆる島村は、麻生島の一部にもよと思はる、其他の大字名に徴しても、明かに新開地たるの感なき能はず、切に後賢の考説を俟つ焉。

徳川の初期には、新田、田野、富島、土打の四區は、木の本領にして、福井侯の預地となり、

一時松岡領となり、亦福井領となりしは明かなれど^{上庄村沿、}大部分は、大野領、又は、勝山領^{草草參照}たりしが、福井侯の滅封後に、諸侯の領地、犬牙錯綜し始しなるべし、今、「名蹟考」によりて各領地を擧ぐれば如左、

- 郡 上 領 二三四九、九三六 土布子、新河原、下麻、生島、川島、井ノ口、上野、 六 邑
- 福 井 領 二二〇四、九八〇 田野、富島、新田、土打、 四 邑
- 公 料 七九二、〇六六 森目、上、麻生島、 二 邑
- 勝 山 領 一七五五、二四四 七板、下唯野、藤生、木落、 四 邑

明治維新後は、第十八大区、第二十、及び、第二十一小區に分たれ、小林清吾、藤木伊八郎、松田太郎左衛門、林彦一、正副戸長となり、明治十七年、聯合戸長役場を置かるゝや、下麻生島外七ヶ村、及び、土打外七ヶ村戸長役場は設けられ、林西然、安田亥三、石藏五郎兵衛戸長に官選せられて、町村制實施に及べり、其後の村長如左。

村長氏名	自	至
林 彦 一	明治二十二年六月二十九日	至同 二十四年九月二十九日
梅垣七郎左衛門	自同 二十四年十月二十四日	至同 二十八年十月二十三日
林 彦 一	自同 二十八年十月三十一日	至同 三十八年十月三十一日

石藏五郎兵衛	自同 三十二年十一月二十三日	至同 三十二年十月十三日
松 原 次 松	自同 三十二年四月二十日	至同 三十二年五月十四日
佐藤善兵衛	自同 三十二年九月二十六日	至同 三十四年四月二十六日
常見彦右衛門	自同 三十四年五月二十日	至同 三十八年四月二十日
松 原 次 松	自同 三十八年八月二十日	至同 四十年八月二十日
松 原 五 十 三	自同 四十年九月二十一日	至同 四十四年九月二十一日
城 地 六 右 衛 門	自同 四十四年九月	

村役場と
駐在所

村役場 町村制實施と共に、位置を上野に定め、明治三十年十月迄、米村與兵衛の宅を以て之に充てたりしが、其後、別に建築して、今に及べり。

巡査駐在所 明治二十一年四月、上野に設置し、本村全體を管理せしが、明治三十四年四月、更に、縣道美濃道に沿ひ、別に蔵生駐在所を建築し、蔵生、下唯野、七板、田野、井ノ口、木落を管することゝなり、以て、本村に二個所置かるゝに至りしが、三十八年六月十九日より、蔵生のは、五箇村の内西勝原、東勝原、佛原を管し、田野と、井ノ口とは、上野の管下に轉じ今に至れり。

産業

産業 本村は、南に荒島嶽を負ひ、中央に塚原、栗原の如き原野を含むを以て、土地一般に高さも、概して平坦にして、二大川の灌漑あるを以て、農を主業となし、田畑よく開け、到る處耕耘養蠶に適し、塚原の如きも、年々多少の開墾を行ひつゝあり、其農業に従事するものは本村戸數、七百八十三戸中、専業六百二十七戸、兼業八十三戸、合計七百十戸、男二千二十七人、女二千七十三人、合計四千百人の多數を含む、而して、其使用反別は、七百十八町餘歩、一戸平均一町一畝四歩強に當り、これより收むるものは、毎年の概數如左。

年産額	
粳米	九八五七石
小麥	五二石
豌豆	一六八石
菜種	四九〇石
番茶	四〇〇石
糯米	一一五二石
小豆	二六四石
粟	一八〇石
大麻	七二〇石
蔬菜類	價格約一萬二千圓
大麥	八一〇石
小豆	四九石
蕎麥	三一二石
桑葉	五四七五石

烟草は特産中の特産に屬せり。

烟草は特産中の特産

烟草耕作反別	二二三 ^町 、七五〇〇	耕作者	二九八	收穫量	一八三三七 ^町 、三〇〇
價格	一四二二三 ^町 、六一〇				

斯く、其耕作反別の比較的少量なるに反して、收穫價格に於ては最多額を占め、本村農産品

中養蠶と相并びて、主要なる位置を保つ、是れ、蓋し、地質の尤も適當せるが爲にして、賠償金額は一貫目七十七錢五厘に上り、本郡中第二位にあり、以て其品質の佳良なるを知るべし、されど、其耕作高は、尙、郡内の第三位に在りといへば、將來改良獎勵の要あるが如し。

其他、春夏蠶の收購量 二〇四石(七千五百圓)、果實二九石七五〇五貫(二千百圓)、牛馬出產 二五頭、産卵價格一一五五圓、丸及角材七〇〇尺、挽材五〇〇坪、木炭二一五〇〇貫杯の副産物あり。

次に、工業品としては、瓦七六八九二枚(三九三四圓)あり、田野藏生の二區にて製造し、大野町其他に輸出し、酒百五十石、石材四〇〇〇才、草鞋二八〇〇〇足、繩一七〇〇束、蕨八二〇〇枚等、總額約九千圓に上れり。

水産も、例の二大川間に介在する地の利を得るより、其收得少からず、就中、鮎を最とし、二四〇〇〇尾(三六〇〇圓)、鱒八九貫、鮭一五五貫等、三千七百圓を算す。

一人平均	同	四九圓	同	二圓	同	一圓	計	五二圓
一人平均	農産	二四六圓	工業	一〇圓	水産	五圓	計	二六一圓

教育

に過ぎず、本郡内にて、比較的収入多き本村にして然り、以て全郡を推するに足らむ。

教育 明治四年、廢藩置縣後、文運復興の幼芽正に萌さんとするの傾向を有せしと雖も、本村の世論は、保守と進取との二派に分れ、少しく紛糾の姿ありしが、五年七月、學制の頒布あるや、遂に、富島南専寺内に私塾を開き、時の同寺住職龍川憲隨之が師となりて、近傍有志の子弟を教育せしに、此年秋、大野の人平井良藏來りて教鞭を執り、富島外十五區の児童をして通學せしめぬ、之れ本村に於ける學校創立の基なり、同六年八月、更らに、本村上野道場に學校を開き、上野小學校と稱し、木落、蕨生、下唯野、七板、土打、上野、上麻生島、川島の八區より通學せしめ、大野町淺山直來りて教職に就けり、されど、児童の通學區域廣くして、冬季の不便甚なからざりしかば、蕨生、木落、唯野、七板、四區の爲に、唯野南専寺を以て、冬季中の分教場と定め、又下麻生島に於ては、中村甚左衛門の宅に學窓を開き、麻生島小學校と稱し、本區、及、森目、土布子、新川原、新田、田野、井ノ口の七ヶ區の児童を通學せしめき。同七年三月、先きに、上野小學校區内蕨生、木落、唯野七板の爲に、冬季中唯南野専寺内に置きし分教場を、其儘開校して唯野小學校と改稱し、上野小學校と全く分立せしめ、本村に始めて三校を見るに至れり、後、麻生島小學校區、田野、井ノ口の二區を割き、上野小學校區内に

編入せしが、児童の就學するもの、日に月に加はり、爲めに校舎の狹隘を來たしたれば、三校とも校舎を新築し、同十年に至り、麻生島小學校區内、富島、新田を割きて、富島區に校舎を新築し、歸厚小學校と稱し、右二區の児童をして通學せしめぬ。上野小學校舎は、新築以來日尙淺きも、督勵宜しきに適ひしかば、就學児童大に増し、再び狹隘を告げ、更に一棟を改築して、校名を郁文小學校と改め、松井泰造、平尾靜雄教導の任に當りしが、淺山直再び來りて校務を執り、冬季は通學の便宜上、田野、井ノ口の爲に、田野に分教場を置き、後幾くもなくして之を廢せり、同十九年十月、小學校令改正の際、郁文小學校は、尋常、簡易の兩科を置き、富島なる歸厚小學校を廢して、郁文小學校に併す、時の郁文小學校訓導は、藤木伊八郎、戸井庸祇なりき、此年、又、唯野小學校を廢して、尋常科分教場となし、以前の四區を之に屬せしめ、郁文小學校の簡易科は、舊郁文校下と舊歸厚校下との八區より就學することとなりぬ、同二十四年、郁文小學校は簡易科を閉鎖し、該科生を尋常科に轉ぜしむ、時の訓導は今井誠なりき、同年七月、簡易科麻生島小學校を廢して郁文小學校に併せ、更に森目に簡易科森目小學校を開設し、後ち、唯野尋常科分教場は、全く獨立せしめ、森目小學校は、簡易科を廢して森目尋常小學校となし、森目、土布子、新河原三區の児童をして通學せしめ、郁文小學校は、從

來の尋常科に、更に、高等科を設置して、同二十四年十一月増築を爲し、同二十五年四月、尋常高等の修業年限を各四ヶ年と定めぬ。時の郁文尋常高等小學校長は、杉野芳藏氏にして、是時より、本村教育の根底漸く定まれり。

同二十七年五月、唯野尋常小學校區七板を、本校區内に編入し、同二十八年、裁縫科、農業科を加設す、當時、校具器械等漸く整備の緒に就き、児童就學年を逐ふて増加し、遂に、又、校舎の狹隘を感ずるに至りしかば、三十年四月、校舎移轉新築の議を決し、同八月斧斤其効を奏し、是に移轉したり、即ち五箇沿道の現今の位置にして、其費總計二千餘圓、時の校長は現任安土辰吉なり、同四十一年、義務教育年限の延長と共に、児童數増加せしを以て、同四十年十月起工、校舎一棟を増築し且多大の改築と教室の増設等を爲し、四十一年七月竣工す、即ち現在の學舎なり、是より先き四十一年四月、校名を富田尋常高等小學校と改稱し、同四十二年四月高等科を二學級に分てり。

唯野尋常小學校は、明治二十六年二月積雪の爲に、校舎の一部潰崩の厄に遇ひしを以て、一時民家を借用せしが、後、藏生地籍現在の位置に新築し、同二十七年五月落成、木落、藏生、唯野三區の児童を通學せしめ、七板區を郁文小學校區に編入し、同三十年九月、裁縫科を加設し

同三十四年五月、從來の單級編制を、二學級とし、同八月、唱歌科を加設す、時に谷口勝吉訓導たりしが、同四十一年四月、校名を藏生尋常小學校と改稱せり、同九月、小學校令改正せられ、義務教育年限延長の爲め、在來の新校舎を二階建に改築し、同年十二月竣工せり、即ち今の校舎にして、同四十二年四月、學級を三つに分ち、現今城地貞一校長たり。

森目尋常小學校は、其後、一時民家に開きしも、明治二十五年九月、坂谷村伏石より民家買入れ建築に着手し、同二十六年二月略落成に至りしを以て之に移る、同三十年四月、修業年限を四個年の課程に改め、同三十四年、裁縫科を加設し、同三十六年七月、校舎新築の功を起し、同年十月落成せり、時の訓導は中村甚左衛門なりき。同四十一年十月に至り、義務教育年限延長の爲め、再び増築を爲したるもの今の校舎にして、同四十二年二學級に編成す、現今田中競校長たり。

會 郁文同志

富田尋常高等小學校卒業生を以て組織する一の團體あり、郁文同志會と名づけ、男女二部に分つ、現在會員數男子部百五人、女子部五十餘名、財産としては現金三十八圓餘と、他に諸種の雜誌數十部を有せるのみ、毎年一回、夏季休業中に總會を開き、教育勸語、戊申詔書の御趣意を奉體して、會員の親睦、相互智識の交換、村風の改善等を圖り居れり。其創立は、明治二十九年

社 寺

なりしも、一旦瓦解せしが、日露戦役記念として再興し、漸次發展したりしなり。
社 寺 荒島嶽に鎮座せし式内荒島神社は、今や、上庄村佐開に移座したれば、此には其他の者を挙げむ、その特に列社の年月を記せざるものは、皆明治元年六月八日村社に列せられたるものなり。

村社八幡神社祭神 豊田別尊

井ノ口字上袋田に在り、

同 春日神社祭神 天小屋根尊

田野字宮林に在り、

原無格社なりしに、四十一年十月廿九日、字村ノ下村社白山神社祭神 伊非諾尊、字大西無格社神明神

社祭神 大日靈貴尊を合併せし、村社に列せらる。

村社八幡神社祭神 豊田別尊

川島字大島上麻生島字俗に在り、

同 白山神社祭神 伊非諾尊

下麻生島字中出に在り、

同 白山神社同

上野字堂ノ後に在り、

四十一年十二月五日、字中江作無格社八幡神社祭神 豊田別尊を合併せり。

村社八幡神社祭神 豊田別尊

土打字喜三郎に在り、

四十二年三月二十四日、字神田無格社八幡神社祭神 豊田別尊、字番人給同神明神社祭神 大日靈貴尊を合併せり。

村社稻荷神社祭神 豊受大神

七板字下欠ヶに在り、

四十二年三月十三日、字覺在無格社神明神社祭神 大日靈貴尊を合併す、

同 建速神社祭神 素戔嗚尊

下唯野字蔭堂屋敷に在り、

同 垣安姫神社祭神 垣安比賣神

蔵生字地藏堂に在り、

同 白山神社祭神 伊非諾尊

木と落字欠申に在り、

同 白山神社同

富島字堂の下に在り、

四十二年一月十二日、字額堂無格社神明神社祭神 大日靈貴尊を合併せり。

同 春日神社祭神 天津兒屋根命

森目大字大門先に在り、

四十二年八月二十五日、新川原字宅地村社八幡神社祭神 豊田別尊を、同年一月十二日、森田字同無

格社八幡神社同を合併せり。

同 八幡神社祭神 豊田別尊

土布に字上出に在り、

寺院は、同名のもの、富島、唯野の兩區にあるのみ。

南專寺(鶴澤山) 眞宗 大谷派 富島にあり、其由緒は、嘉永三年十二月、住職賢隨より、木山月番衆に差出したるものに詳し。

(由緒之覺) 一、拙寺之遊鴨者蓮如上人御次男蓮乘尊加州二役本泉寺越中井波瑞泉寺を兼住し給ひ兩寺往返の因に越中河上桐木に堂宇を建られ恒に往還の時御止宿と定められ其乃邊福滿、福野等の御門徒を教導し給ふ、其後越前荒川興行寺源助の弟蓮欽を養子として瑞泉寺並に桐木の草庵を譲り給ふ又蓮欽吾甥なるを以て荒川蓮助の次男賢智(蓮如上人息女如空禪尼の所生なり東野華藏開蓮實の孫なり)を養子として其嫡女法名を以て是に配偶せり。

其實子賢心成長の後養子賢智桐木の後住となる、賢智二男三女あり兄を賢了と名け弟を大藏神玄宗と號す、桐木の草庵を玄宗に譲り父の賢智嫡男賢了と共に桐木南泉寺を越前大野郡富田在西神明村に移す、賢智兼て蓮如上人御白畫の祖師聖人の御影(今同庄唯野西派南專寺に奉安置所なり)を賜り其後文龜三年秋九月實如上人へ御照覽に入れ奉る時實如様の尊慮を以て御裏書を選ばされ候時西心名南專寺と被下候より泉の字を專と改め候由に候嫡子賢了四神明を相續して一男一女あり姉は早世弟を民部卿と名け加州大垣内歡歸寺の養子となる依之南專寺の相續經す、故に三州勝靈寺了賢の息男性勝を養子とす、性勝に二男二女あり男子を賢智と名け父性勝逝去の後同庄唯野村に一字を建て又南專寺と號す、今は西派に屬す、祖父賢了長命に由て性勝の二女を養子として越中河上立野勝宗の息男專宗を娶として更名して賢宗と名く、此故に拙寺に於ては性勝を代世に除く、專宗立野にて設けたる男子を初は教哲と名け後に准秀と名く、即瑞泉寺第八世是なり專宗南專寺に來り賢智の姉を妻とし又賢智の妹若輪に依て准秀の室とす、尙又賢宗住持の時天正八年の秋教如上人飛州高山に御潛居なされ候現今の御坊勝蓮寺其御舊跡の由に候夫より濃州長瀧村長瀧寺に入御被遊序に阿彌陀佛を御照觀なされ越前石徹白村に御越被遊同穴馬八ヶ村の内半原村に御越年被成天正九年の春四神明村南專寺に入らせられ天正十年の春まで御逗留遊させられたり其後東六條に於て御本廟御起立の時賢宗の妻唯妙久しく繁坊に御潛居なされ御懇の御教化を頂戴申候程を懇しく奉思上京致し御恩願を

拜し奉る御御自ら御書御染筆遊ばせられ唯妙へ御授與なされ其書今に當寺寶物として敬ひ奉る也

其後慶長年中越前より安養寺養徳寺唯島村越勝寺並に拙寺等の御筋目寺七ヶ寺御召出遊させられ各へ三等職拜官被仰付候由に候又慶長十八年癸丑秋八月賢宗七十六歳の老齡ながら先年拙寺に御潛居遊させられ久々御懇命を籠めさせ玉ひ御教化下され候等の御厚恩の程を奉思今生の御禮言ひ畢り御禮御暇乞の爲め遠々上京致し尊願を拜奉りし時仰せられ候様は南專寺義は越中桐木に於て草庵の權輿も蓮如上人御次男蓮乘なり、又越中より越前へ奉寺致し候賢智も蓮如上人直孫の事なれば旁ら以て蓮如上人に厚き因縁有之事なればとて蓮如上人御影に必至無上淨信曉等の四句の御讚并に御裏御染筆遊させられ御形見と思召しありて賢宗へ御授與下され候なり尙又中古唯野村に南專寺を分寺の時蓮如上人御白畫の御開山の御影を奪取り彼等に奉安置候に依て拙寺は餘間官拜領ながら御影は無く候に付賢宗の孫玄照より宣如上人へ御歎き申し御開山御影を奉願候處宣如上人深重の尊慮を以て院家安置の御形の御開山御影を御免下され今に奉安置宅候ものなり右由緒の荒増奉申上候以上

南專寺 (杉谷山) 眞宗 本願寺派 唯野に在り、其由緒は、明治十三年十月、當時の住職井

波賢順(先代)本山執行宛に差出したるものに詳し、

(寺蹟復古顯) 右者神如宗主開基にして瑞泉寺第三世兼領師(法名釋蓮乘蓮如)事故有りて越前富田庄唯野村に閑居す、次に第四世蓮欽師(興行寺蓮)了如尼公と共に該所に閑居す、於茲荒川興行寺蓮助師の三男康綱を以て井波瑞泉寺の系譜を分區して南越に置き號して杉谷山井波南專寺といふ、(蓮欽之女に配し南越)義に蓮欽師令室と共に住居在て、了如尼公は天文十年六月十八日入寂し同所に火葬す(尼公之墓)其後天正八年賢蓮の養子賢宗は教如上人に屬し東門に歸入候(富島鶴澤山南專寺)由之賢蓮の實男賢智南專寺第六世を繼ぎ舊地井に法寶物等を保全し井波家の系譜を興す、其後延寶度越中井波の本講瑞泉寺准宣事故有つて東門に歸屬す、惜哉南專の現住幼童にて其意の如何を不識して徒に越後國高田の勝願を以て更に名瑞泉寺令繼

井波遺跡而已今日に至れり。噫幸甚維新の時運に由りて宗規の綱令有る在を見聞して祖先の靈魂の所在を分明にし瑞泉の實は東門に在と雖も正に南越に居して其靈泉の同譜なるを以て其遺跡を陽稱相成度懇願に御座候併せ驚くば蓮如上人吉崎御在住中兩御堂に被安置候御本尊並大師御影(蓮如上人)之を南泉寺に讓與在てより其儘秘藏仕候條彼是確乎たる現所にて有之候間御本刹舊祀類再上御取調之上至當の御所置有之度奉請願候也

名勝故蹟
原栗

名勝故蹟 塚原と栗原 本村の名勝として、最も世に知らるるは、二原野の茸狩りなり、秋氣漸く長けて、滿地の霜葉紅燃えんとする頃、一瓢を腰にし、老松の陰に踞して、秋香を探る、其快適想ふべし、加之、此野又杜鵑花を以て名あり、その盛に開くの春季、杖を曳くの騷人雅客少なからず。

龍江と鶴川

龍江と鶴川 本村の三境を遶ぐるの二川の風景夙く喧傳せらる、試に、兩五個、君が代等の長橋上に立つて清風に嘯けば、滔々たる流は、烟霧より出て烟霧に入り、一輪の月影東山に昇り、閃々銀波汀を嘯んで、唯潺湲の音を聞く、豈無限の感を惹かさらんや、宜なり中秋天空く氣澄むの時、月を賞するの人士幅濶する事や、夏時、細鱗潑瀬竿に上り來るの好景の若きは、繁説するまでもなかるべし。

城地家の庭園

城地家の庭園世に多く聞ゆるなきも、帝國文庫に見ゆれば敢て紹介す。

〔加越日記〕(明治十三年四月)二十六日正沖ゆし磯長英にとまはれて城生村城地猶信がり物すこは我來ぬる事をきしり

て布川氏に伴ひきてといひをこせたるによりてなり菖蒲池畔を過真名川を船にてわたる右にそれて川べをつたひ小松原をへて巖生にいたる荒島山の麓にて大野より一里半ばかりなるべし城地氏は山にそひたる家にてうしろはこ高く谷水瀧のさまに岩のばさまより落きつゝ水清く立なみたる梢の中になりく花も散残りて鶯の聲いとどかなり

折よくもたづれきにけり木がくれに猶もえのこるわらひ生の里

信 綱

小松ばらわけゆく袖に蝶まひて春おもしろきわらびふの里
よもすがらたましひみがく心地して枕にきよき水のおとかな
二十七日水のおとにおどろきて板戸おし明けたれば吹いる風そゞろ寒くてうしろの山にさへづる鳥の聲々いへばえになかしき曉なり

わすれぬや小鳥のこゑに見し夢のさむるまぐらの山みづの音

つとめて信綱と後の山にのほりて鎮守の社にまうづおまへの杉神さひいていと大きなり其あたりちひさき百合のさましたる花咲たり色は薄紫なりとりきて正沖ゆしに見するに是なん萬葉集十九に見えたる堅香子之花にて今俗にカタタリといふおのれ考ふるにカタコユリならんか萬葉品類抄に此草寒國に多しといへり説いとよく叶へりこゝは荒島山近くとも雪ふかき地なり

山ふかくとひこざりせば堅かこの花の姿をしらで過ぎまし
あるし歌かきてとあるに

かへりても結ばまほしくおもふかな庭におちくる瀧のしら絲

松原家の庭園

松原家の庭園 亦た早く五勝の名あり、曰く、

園中古梅、阪渡夕照、龍川渡舟、塚原秋月、經岳殘雪、

下編 町村誌 富田村

五郎丸塚 塚原の中、縣道美濃道より北二町餘、現今中休と稱する茶店の西北に當り、小塚の起伏せる所を俗に千塚野と稱す、此中最も高く大なる塚を殿様塚といふ、この塚こそ乃ち五郎丸塚といへるものにして、古昔御所五郎丸の館跡なりと言傳へたり、されど、現今は其館跡をも存せず、唯土人の口碑に存するあるのみ。

〔城迹考〕 館迹 御所五郎丸(井ノ口村より十町許南塚原野にあり大野城下より一里半許福井より十里半許)
〔類聚國誌〕 塚原野故城 大野城東井ノ口村ノ南ニ在 名勝記ニ號倉村ニ 土俗ノ説ニ御所五郎丸ノ城ナリト云フ
越前塚原有五郎丸

亂鳥相逐没雲端、極目空原暮色寒、萬塚濼々秋草裏、猶標御所五郎丸。

世亦六十餘年前實地跋涉の際に成りしものなりとて左の一詩を傳ふ

高原渺々接雲端、五月凄風短葛寒、萬塚曾埋何者骨、知名是只五郎丸。

過五郎丸墓

一片古墳深草中、千秋堪想少年雄、龍躡萬壘成何事、容似婦人終立切。

橋本綱常
宮澤獨填

其殿様塚の東南に、廣さ凡そ數千坪餘の低平なる土地あり、勿論塚原中の一部なれども、俗に之をゴシヤンバ、と稱す、蓋し、御所が馬場の轉訛なるべし、千塚簇る間に、土工を加へ成したるを認むるを得、現今は、附近の小學兒童が、郊外運動等を行ふに、恰好の場所として使用せらる。



五郎丸の墓、五箇道を距ること北に二三町、土打區の中央にあり、周圍の空地七八坪ばかり、饅頭形に高くなり、中に、更らに、高さ三尺位の石垣を周らし、上に墓石三位、山石にて一列に並べり、中央は、即ち五郎丸の墓にして、兩側は、其家臣のものなりと云ふ、何れも、青苔蒼然たり。墓地の傍に、小竹林權九郎と云ふ民家あり、毎年盆會を怠らず、今猶存續せり。

了如尼公の墓唯野村道に沿ひて、東西六間 南北二間餘の空地にあり、墓石は自然石にして、石垣の上に建てあれども、墓面潰裂し、所々青苔に蓋はれて文字不詳尼傳は社寺修參照。

人物 事業家島田次郎右衛門 本村下麻生島の人、寶永五年、中村孫右衛門の家に生れ、長じて島田家を嗣ぎ吉種と號す、青山藩の大庄屋を

命ぜられ、文政五年八月、荒土村松田に出役中、俄然病歿せり、享年六十八。其事業として傳ふべきは、實に栗原に於ける開田なり、原來該區の耕地は、内川を挾んで、真名川に沿ひ、頻々水害を被るも、東は、直に栗原野に接して其擴張に艱みしに、享和元年、同區島田七郎右衛門其他と謀り、遂に開田を企畫し、起工以來四年、其費費られず、殆ど家産を盡すも意とせず、犬牙錯綜せる各領間を奔走して、用水を鑿ち、苦心慘憺、遂に文化四年竣成せしもの五十餘町、今尙當年の記録現存して、其焦慮と、其勤勉とを驚歎せしむるに足れり。後、漸次用水の不足を來たし、かば、其一半は次第に荒蕪に歸したるも、灌溉の便ある二十五町餘は、地質良好、其收穫多く、其遺澤永く村民を潤せり、人若し栗原野に曳杖せば、開田の形跡尙歷々微すべきを見む。

貞婦松田くも女 本村田野林西然の長女にして、安政三年四月四日に生る、長して本村上野の舊家松田太郎左衛門氏(先代)に嫁す、三男一女あり、其夫脊髓病に罹り、起居の自由を失ひしに、能く看護し、且、能く家を治めしかば、病没後旌表せられぬ。

〔賞状〕

資性篤實夫松田太郎左衛門明治二十二年二月ヨリ疾病ニ罹リ漸次重症ニ陥リ藥石其効ヲ奏セズ終ニ本年二月死亡セリ其間七

松田くも

松田くも

ケ年ノ久シキ晝夜心ヲ盡シ看護療養至ラザルナク傍ヲ婢ニ監督シ克ク家事ヲ計理シ婦道ヲ盡セシ段洵ニ奇特トス依リテ爲其賞金貳圓下賜候事

明治二十九年十二月九日

福井縣知事正五位勳四等 荒川 邦 藏

其他海軍少尉伊藤長などあり。

従軍

従軍

西南戦役 出征者三名

明治二十七八年戦役 出征者二十一名

北清事變 出征者一名

明治三十七八年戦役 出征者百三十二名 陸軍百三十一名 戦死陸軍二十一名 病死陸軍三名 海軍一名

法名 金剛院釋鐵心 海軍少尉正八位勳六等功五級 伊藤長重

本村下唯野の人、兄あり長市と云ふ、工學士なり、鴨綠江軍に屬し、殊勳あり、此曠古未曾有の大戦に遭遇し、昆弟陸海軍に従ひ、各異常の功を立つ、誠に嘆稱するに堪えたり、唯、弟君が少壯有爲前途多望の身を、旅順港口の難に殉者し一事は痛恨の極に屬す、其長官、亦、其死を悼み、特に墓誌を撰せらる、真に傳せ其人を得たり、又、何をか贅せむ、墓誌如左。

下編 町村誌 富田村

三十七八年戦役死者伊藤少尉

君ハ福井縣大野郡富田村ノ人ナリ明治十四年十二月一日ヲ以テ生ル家世々農ヲ業トス君資性



忠誠沈毅夙ニ報効ノ大志アリ三十三年十一月海軍兵學校ニ入ル三年ニシテ業成リ海軍少尉候補生ヲ命ゼラレ軍艦橋立ニ乗組ム時ニ日露ノ折衝漸ク紛糾シ危機日ニ迫ル三十七年一月轉ジテ高砂少尉ニ移ル君勇躍私ニ死ヲ矢フ二月國交遂ニ斷絶スルヤ君先ヅ旅順ノ第一戰ニ加ハル爾來常ニ其方面ニアリテ奮闘力戰

未ダ嘗テ一日モ息ムコトナシ其年九月海軍少尉ニ任ゼラレ尋デ正八位ニ叙セララル十二月十二日夜高砂旅順沖ニアリテ封鎖警戒ス會々敵ノ浮流水雷アリ艦腹ニ觸レ之ヲ破ル君勇奮部下ヲ督シ防水ニ努ム而カモ損壞甚シク遂ニ救フ能ハズ艦員難ニ殉スルモノ過半君又其中ニアリ朝廷哀悼特ニ功五級ニ叙シ勳六等ヲ加ヘ其偉績ヲ表ス嗚呼君ノ死固ヨリ惜ムベシ然レドモコノ事アリテヨリ未ダ二句ナラズシテ旅順終ニ陥ル是豈君等忠魂義魄ノ賜ニアラズシテ何ゾヤ然

ラバ君克ク其志ヲ成セリト云フベシ君父ヲ長右衛門ト云フ母ハ山川氏兄長市二弟長及長二二妹壽及富美皆共ニ健在ス

明治四十年十月

元高砂艦長海軍大佐 石橋 甫 誌

法名 釋 稱 念

陸軍歩兵一等卒勳八等 棟 朝 氣 一

明治三十七年八月十九日旅順龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 釋 眞 宣 陸軍歩兵伍長勳七等 松 田 與 九 郎

明治三十七年八月三十日同處にて戰死

法名 釋 善 量 陸軍砲兵一等卒勳八等 常 見 彌 之 助

明治三十七年同月二十一日盛京省五家房西北方に於て戰死

法名 釋 威 神 陸軍歩兵上等兵勳八等 常 見 常 松

明治三十七年同月十九日旅順龍眼北方角面堡に於て戰死

法名 忠 山 正 道 居士 陸軍歩兵一等卒勳八等 高 橋 太 次 郎

明治三十七年同月同日同處にて戰死

法名 賢 譽 勇 哲 居士 陸軍砲兵上等兵 松 田 吉 榮

下編 町村誌 富田村

法名 釋 世 行 陸軍歩兵二等卒勳八等 南 喜 作

明治三十七年十二月五日二龍山砲臺附近にて戦死

法名 釋 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 田 中 啓 藏

明治三十七年同月二十八日二龍山にて戦死

法名 釋 了 然 陸軍歩兵二等卒 松 下 勇 松

明治三十七年同月同日同處にて戦死

法名 釋 善 達 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 米 村 徳 松

明治三十七年同月三十日同處にて戦死

法名 釋 義 仁 陸軍歩兵一等卒勳八等 長 川 與 三 松

明治三十八年二月二十八日盛京省章堂附近にて戦死

法名 釋 陸軍歩兵上等兵勳八等 小 村 高 松

明治三十八年三月二日清國彰驛店にて戦死

法名 釋 賢 峰 陸軍歩兵二等卒 白 井 清 作

明治三十八年同月八日盛京省造化屯附近にて戦死

法名 釋 乘 修 陸軍歩兵伍長勳七等功七級 松 山 喜 左 衛 門

明治三十八年同月同日奉天省大小方土屯にて戦死

法名 釋 誠 的 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 齋 藤 六 治 郎

明治三十八年同月九日奉天省廓三屯にて戦死

法名 勇 膽 義 徹 居 士 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 中 森 勇 吉

明治三十八年同月同日奉天省秋家屯にて戦死

法名 釋 殊 妙 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 岸 本 末 吉

明治三十八年同月十日奉天省東上場にて戦死

法名 釋 莊 順 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 伊 藤 藤 一

明治三十八年同月十五日奉天省廓七屯にて戦死

法名 釋 英 隨 陸軍歩兵伍長勳八等功七級 奥 村 與 作

明治三十八年同月十四日奉天省廓七屯にて戦死

法名 釋 雄 俊 陸軍歩兵一等卒 林 富 之 丞

明治三十八年九月一日青泥窪病院にて病死

法名 釋 齋 證 陸軍歩兵二等卒 坂井 喜一

明治三十八年十一月二十日同處にて病死

法名 榮 忠 勇 運 陸軍歩兵上等兵 土屋 卯吉

明治三十八年同月八日盛京省柳樹屯兵站病院にて病死

法名 釋 行 清 陸軍工兵一等卒 勳七等 廣瀬 徳松

明治三十八年八月三十日鐵嶺兵站病院にて病死

生存殊勳者

松田一等軍醫

陸軍一等軍醫從六位勳四等功五級 松田 俊夫

本村富島の人なり、明治二十三年三月、東京濟生學舎醫學專門學校程度全科を卒業し、一時醫術を開業せしが、日清戦役の際、三等軍醫に任じ、近衛師團兵站監部附として渡臺し功あり、勳六等に叙せられ、三十二年二月、二等軍醫に任じ、翌年、第五師團歩兵第四十一聯隊附を以て清國事變に従ひ、雙光旭日章を賜はり、三十五年十一月、一等軍醫に陞み、三十七八年戦役には、第一軍兵站監部附として、二月早くも出征し、鎮南浦病院長を命ぜられ、七月後備歩兵第四聯隊附

となりて、遼陽、沙河、奉天の三大會戦に参加し、凱旋後殊勳を賞せられしが、四十二年七月豫備に編入せられ、現今大野町四番にて醫業に従事せり。

松原大尉

陸軍歩兵大尉正七位勳五等功五級 松原 五十三

本村士打の人、松山氏、出て、松原氏を襲ぐ、初め教導團に學び、次て戸山學校戰術科を卒へ、二十六年、士官適任證書を受け滿期歸郷す、翌年の日清戦役には、後備歩兵聯隊附を以て出征、平壤、義州等に轉戦し、翌年少尉に任じ、旗手を命ぜられ、凱旋勳六等に叙せらる、越へて五年、中尉に進み、三十七八年戦役起るや、七月應召、後備歩兵第三十六聯隊大隊副官を以て征途に上り、鴨綠江軍に屬し、城廠、本溪湖の各地に轉戦し、三十八年、大尉に陞み、第五中隊長たりしが、奉天會戦に参加し、三月八日、地塔附近の戦闘に殊勳を建て、其率ゐし中隊に感狀を附與せられ、凱旋後其功を録せられて、功五級金鷄勳章、勳五等雙光旭日章を賜はりぬ、現今其家に在り。

〔感狀〕

〔感狀〕

豫備第一師團後備歩兵第三十六聯隊第五中隊(松原中隊)

右者地塔附近戦闘ノ際連日敵ト討戦屢々攻撃ヲ試ミテ成功セズ師團右翼ノ防禦上常ニ苦痛ヲ感ゼシ要地タル障堂東北高地ニ向ヒ猛火ヲ射シ急峻ナル山頂ヲ攀登シ敵ノ陣地ニ突入シ二箇ノ高地頂ヲ奪略シ以テ師團右翼前ニ於ケル敵ヲ退却スルノ

下編 町村誌 富田村

止ムヲ得ザルニ至ラシメタル行爲ハ最モ勇敢ニシテ武功拔群ナリト認ム依リテ感狀ヲ授興ス

明治三十八年四月三日

鴨綠江軍司令官陸軍大將正三位勳一等功三級 男爵 川 村 景 明

伊藤中尉

陸軍歩兵中尉從七位勳六等功五級 伊 藤 長 市

本村下唯野の人、工科大学を卒へて、一年志願兵に服役し、陸軍少尉に任ぜられしが、日露の戦役起るや、應召、後備歩兵第三十六聯隊二大隊附を以て出征し鴨綠江軍に屬して各地に轉戦中、中尉に陞み、三十八年二月二十三日、清河城附近の大戦闘に於て、第六第七の集成中隊を率て殊勳を建て、金鷄勳章及旭日章を賜はりぬ、現に職に北海道に在り。

〔感狀〕

〔感狀〕

後備第一師團後備歩兵第三十六聯隊第六第七中隊ヲ以テ撰拔編成ノ集成中隊(伊藤中隊)

右者清河城附近ノ戦闘ニ於テ歩兵中尉伊藤長市ノ指揮ニ屬シ第十一師團ノ右翼隊ト協力シ敵陣地ノ鎖鑰タル英守堡南方高地ヲ攻撃スルニ當リ最勇敢ニ敵壘前五十米突ニ迫リ猛烈ナル敵火ヲ冒シ副防禦ヲ破壞シ將ニ突撃ニ移ラントスルヤ敵ハ益頑強ニ抵抗シ爲ニ瞬時ニ將校以下死傷六十餘名ヲ生シ一時突撃ヲ中止スルノ止ムヲ得サルニ至レリ翌朝更ラニ第十一師團ト協力シ攻撃ヲ決行スルニ方リ猛進敵壘ニ圍入シテ之ヲ陥レ遂ニ軍ヲシテ清河城ノ要衝ヲ拔クノ階梯ヲ作ラシメタリ其武功拔群ナリトス依リテ感狀ヲ授興ス

明治三十八年四月三日

鴨綠江軍司令官陸軍大將從三位勳一等功三級 川 村 景 明

歸山特務曹長

陸軍歩兵特務曹長勳六等功六級 歸 山 小 市 郎

本村下唯野の人なり、明治二十四年十二月、現役兵として第三師團歩兵第十九聯隊に入り、二十六年歸休、日清戦争の際二等軍曹に任じて出征、滿韓各地に轉戦し、凱旋後一等軍曹に陞みしが、三十七八年戦役には、歩兵第七聯隊に編入、旅順攻圍、奉天會戦に参加し、其間累進特務曹長に擢任せられ、凱旋後其特勳を録せらる、現に居家農を事とせり。

- 陸軍歩兵軍曹勳八等功七級 常 見 茂
- 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 松 山 忠 太 郎
- 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 松 山 耕 三
- 陸軍歩兵伍長勳七等功七級 松 田 太 一 郎
- 陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 南 甚 左 衛 門
- 陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 岩 井 八 左 衛 門
- 陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 松 田 善 六
- 陸軍歩兵二等卒勳八等功七級 松 田 喜 作

平泉寺村

叙説
位置廣表

叙説 位置廣表 郡の中央より北に偏在し、東西三里に餘り、南北二里に餘れり。

境界 北は、法恩寺山、經ヶ嶽を以て、勝山町の奥山部即ち一、本松、北谷村の小原と隣し。南は、

經ヶ嶽、及び其支脈によりて、坂谷村南六呂師、不動堂、花房と境を分ち。西は、其一部、九

頭龍川を隔て、遅羽村下荒井と對し。西北は、林野田疇の間にて、猪野瀬村片瀬、猪野、猪

野口、若猪野と地を接す。

地勢

地勢 經ヶ嶽の西面溪谷と、法恩寺山の南面溪谷とより成り、其溪谷相望むべき處よりは、一

面の高臺地を形くり、大渡のみは、九頭龍川岸に達せり、故に、地味は肥沃なれども、水利の

便少く、良田に乏しきを以て、處々に池澤を設けて灌漑に便せり。堤防五百三十間、溜池二町一反九畝

二十二年、水路二里、意町、修繕費年

額約二百 經ヶ嶽は、本村、五ヶ、坂谷、北谷との四村に跨りて、東境に高く雲表に聳え享保の崩

野瀬村 法恩寺山は、其西に連りて北境に峙ち、更に、其西に、大師山蹲れり。環は、猪

野瀬村 〔大日本地名辭書〕坂谷村より登る二里標高一千四百五十米突の消火山なり一名釋氏嶽と云ふ經ヶ嶽の四一里相並びて法恩

寺山あり又標高一千三百餘米突の消火山なり平泉寺より法恩寺山へ登路一里半

女神川

女神川は、平泉寺の辨ヶ瀑名勝條を源とし、經ヶ嶽の諸溪流を併せて西流し、猪野瀬村に去

る。〔名勝志〕女神川 平泉寺の東より流出る川也平泉寺権現は伊弉册尊にて陰神なり是に依て此川の名あり權現を川上御前と

も云ふ此川の上になししくたる故なり

其他、北谷川、辨才天川等あれども、其流大ならず。臺野は大渡の南に在り、現今開墾して桑

園たり。〔繪圖記〕(大渡)南に臺山あり三百三拾間四方

蘆沼 小矢谷の一部落池ヶ原に在り、地名之に原づく、平泉寺領として記録に特記さる該寺條

〔越前名蹟考〕沼(池ヶ原)村より東北に在り平泉寺の正南なり蘆あり圖繪

平泉寺鑛山 は、平泉寺の東、壹里許の所に在る金山にして、登録番號五八號、鑛區一萬九千

三百五十五坪、初め、東京市大河内信三郎の試掘に係りしが、現今は、的場卯三郎等の共有に

屬し、昨年の産金額一貫七百五十匁餘、將來最有望なる良鑛山として、斯業者間に喧稱せら

る。

區劃

區劃 平泉寺、岡横江、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、大矢谷、小矢谷。

戸口

戸口 當村の本年六月末現在左の如し。

下編 町村誌 平泉寺村

土地

土地 本年六月三十日調如次。

大存	戸数	人口
平泉寺	一六〇	男 九二四 女 四八二
岡横江	三三	一四七
赤尾	四七	二五二
笹尾	一四	九八
大波	二六	一八六
壁倉	一六	九四
岩ヶ野	三〇	一六七
大矢谷	五九	三二二
小矢谷	二二	一〇五
合計	三六六	二,一八三

地目	大字	平泉寺	岡横江	赤尾	笹尾	尾	大波
田反	別	二五五七〇	一〇〇九〇	一〇六八二〇	三三〇二五	一四三〇四	三三三六二
畑反	別	四、五九三	一〇〇九〇	一〇六八二〇	三三〇二五	一四三〇四	三三三六二
宅反	別	三、五〇五	三、〇〇三	七、二八六	六、五三〇	六、七三九	五、七二九
山林	別	二、三〇四	三、八三四〇	六、七五〇〇	六、六三〇	一、九九〇〇	一、九九〇〇
其他野	別	二、三〇四	三、八三四〇	六、七五〇〇	六、六三〇	一、九九〇〇	一、九九〇〇
合計	別	五八、〇二二	二四、五五〇	二四、三二二	五〇、九七六	二四、三二二	五八、〇二二

交通

勝山道 宮ノ渡

交通 大半山嶽地に属する本村は、道路の開けし處少なく僅に一隅に縣郡道を通ずるのみ。

縣道勝山道は、對岸遅羽村下荒井より、荒井船橋全部誌交を経て、本村大波地籍の一隅を通過すること五町五十六間、此船橋附近か、古來有名なる宮渡ならむ。近く、船橋架設までは、尙線船渡。

〔越前名蹟考〕 經船渡〔繪圖記〕宮渡遺跡 又大波は昔泰澄山禪定の時此川を助清と云百姓の宮の蓋に乗せ渡したるに依り

地目	大字	壁倉	岩ヶ野	大矢谷	小矢谷	合計
田反	別	一、九四六	七、〇七五	四、七〇二	一、八三三	一、八三三
畑反	別	一、〇七五	七、〇七五	四、七〇二	一、八三三	一、八三三
宅反	別	一、〇七五	七、〇七五	四、七〇二	一、八三三	一、八三三
山林	別	一、〇七五	七、〇七五	四、七〇二	一、八三三	一、八三三
其他野	別	一、〇七五	七、〇七五	四、七〇二	一、八三三	一、八三三
合計	別	五八、〇二二	二四、五五〇	二四、三二二	五〇、九七六	二四、三二二

宮ノ渡と云依之平泉寺繁昌の間は助清は渡丈を知行したる由今も助清屋舗と云傳へ二町半許の所あり
〔名勝志〕 勝山城下より十五六町南に大渡と云村あり此村の四ノ方黒龍川の流を宮ノ渡と云泰澄白山に登攀の時宮に乗せて渡しけるより此名有と云々或人云泰澄を櫃の蓋にのせて渡しけると其渡守の子孫今は大渡村に在て櫃の蓋破れて板ばかり残り云々私云泰澄始て白山へ登山の時元享釋書には大野隈宮河の東伊野原と有り然れば古は黒龍川を隈宮川と云ふと聞えたりされども元弘三年五月半ヶ原の地頭自害の時平泉寺の衆徒箱の渡を打越たりと太平記にあれば中古より箱川の渡りなる故箱渡と云歟

〔越前類聚國誌〕 宮津 宮川ノ北大渡村ニ昔時泰澄大師白山禪定ノ時土民助清ト云者大師ヲ宮ノ蓋ニ載セ此川ヲ渡シタルヨリ宮ノ渡ト云助清ニ平泉寺ヨリ大渡村ニ於テ居處ヲ與ヘ子孫ニ傳ヘシム其子孫今ニ蓋ノ板ヲ持傳フト云スト名勝志ニ見エタ
* 太平記ニ大野半ヶ原城敗亡ノ時平泉寺ノ衆徒勝ニ乘ジテ宮ノ渡シ超エトアリ

坂谷道甲種 大渡にて、勝山道を東に岐れ、壁倉の尖端檜壁坂〔始末記〕に見ゆる壁倉渡は、此附近を過ぎ坂谷村に去る故蹟條

平泉寺道上 勝山町より平泉寺に到る道路にして、猪野瀬片瀬の南を過ぎ、本村に入り、平泉寺の菩提林下に達す、近時改修成り、大道坦々たること十三町二十八間。

其他、平泉寺より岡横江を經、大渡に達する巡見道大野町に到るべき唯一徑路 赤尾を經て、岩ヶ野に達する岩ヶ野道、大渡より、大矢谷に到り、坂谷村六呂師に達する。六呂師道等あれど、石高く凸凹甚しく車馬を通ぜず。

坂谷道
平泉寺道

序に、村内の車敷を擧ぐれば、三十二輛平泉寺九、岡横江一、岩ヶ野一、壁倉二、大渡一五、笹尾一、赤尾二郵便兩場は四岩ヶ野、大渡、赤尾、平泉寺

沿革

沿革 本村名が、古來史上に喧しき平泉寺に原づくは勿論、泰澄が白山を開きし奈良朝時代より、本村の開けしも明かにして、「和名抄」の毛屋郷に含まれしなるべし。全部誌沿革參照

其後の變遷は、蓋し、平泉寺領として、該寺と軌を一にせしなるべければ、其詳細は、彼寺の條に記する事とし〔天文八年〕平泉寺賢聖院々領目錄に見ゆる地名を検するに箱渡村、赤尾、壁倉之橋のタカミ、瀧堂、イヤ谷、ノセ坂、釋迦堂村、車坂、護摩堂口、合の橋、櫻町、引尾あり。

平泉寺亡滅後は、勝山領たりしが、松平侯の壓封後は、左の如く分領せられ、明治維新に及びり。據〔名蹟考〕

- 勝山領 三千三百七十一石八斗一升七合 平泉寺ノ一部、笹尾、小矢谷、壁倉(池ヶ原) 五邑
- 郡上領 千石九斗七升八合 大渡、岩ヶ野、大矢谷(箕輪) 四邑
- 平泉寺領 二百石 平泉寺の一部 一邑

其頃は、岡横江赤尾は平泉寺の榮にて、小矢谷の一部は池ヶ原村、大矢村の一部は箕輪村とて獨立し、大矢谷、箕輪は坂谷郷二十内に、岩ヶ野、壁倉、大渡は、郷庄不知分六村に、笹尾、小矢谷、池ヶ原、平泉寺は、北袋郷四十内に編入せられしなり。

〔越前名蹟考〕 箕輪村元亨の圖に大矢谷村外に開發二十二石八分村一ヶ村と有之、此開發分村すなばち今の箕輪なり
 維新後、大矢谷、小矢谷、岩ヶ野、壁倉、池ヶ原は、坂谷村の一部と共に第五十八區後二十八區 區六小區
 大渡、平泉寺、笹尾は五十九區後二十九區 區一小區に分屬し、次て前者は、十七大區、及び二十六大區の
 十六小區、後者は十八大區、及び二十七大區の二十二小區に屬せしが、赤尾は、敦賀縣の頃六
 獨立し全郡誌、沿革誌、管轄區分參照、箕輪も其頃大矢谷に合し、十三年頃、岡横江獨立し、池ヶ原小矢谷に合し
 明治十七年の官選戸長の折には、大渡村外八ヶ村役場に屬し、現今の一村を形くり、町村制實
 施の際より現村名を稱せしなり、實施以後の村長は如次

村長氏名	自同	至同
中村嘉太郎	自明治二十二年五月二十二日	至同二十六年五月二十一日
福田藤太郎	自同三十年五月二十一日	至同三十二年九月十七日
鳥山忠次郎	自同三十四年八月十八日	至同三十九年九月五日
柳町助太郎	自同三十九年九月五日	至同四十年十月
竹内鐵也	自同四十年十月	至同四十年十月
中村嘉太郎	自同四十年十月	至同四十年十月

村役場と駐在所

自同 同 四十二年十月
 至同 同 四十五年十一月廿五日

福田藤太郎
 青木庄太郎

村役場 聯合戸長役場は、大渡山端吉右衛門方を使用し、制實施の際より、赤尾の福田藤太郎宅を、次て、同區朽木作五郎宅を假用せしも民家は不便なりとて同區に建築せしが、三十七年日露戰役紀念として、平泉寺に位置を變更し新築せり

駐在所 は創設以來、平泉寺の今宮に在り、

産業 本村に早く〔村治一斑〕の編ありて其詳細を盡せるも、今は其大要を記さむ。

全村農を兼業とするは勿論にして、其産物も、米麥烟草を主とするも、鑛工産も不尠其年額の概數如次

年産額	米	麥	大豆
米	五、九三三石	六六二石	一七八石
小豆	四八石	葉烟草 三、三九〇貫	春蠶繭 一六八石
夏蠶繭	四八石	出產牛馬 四頭	(用材 二〇〇四〇尺)
(薪炭材)	九一〇尺	竹材 五三二尺	丸及角材 二、三〇〇尺
挽材	九八坪	木炭 四四、五〇〇貫	杉皮 五〇〇丸

下編 町村誌 平泉寺村

教育

金	一八、〇〇〇圓	鮎	六、八九九貫	鱒	一一五〇
鹽	五〇〇圓	羽二重	二〇〇反	清酒	七五貫
瓦	七、八〇〇枚	打物	三〇〇貫	草鞋	二四四石
繩	二〇、〇〇〇束	寢	二、〇〇〇枚		四〇、〇〇〇足

商業を営む者

十五材木炭石灰仲買三、材木炭一、荒物三、豆腐三、古物二、菓子小賣二、荷物三、賣樂受買三。

(基本財産は村五千七百七十九圓、學校四一圓を算す。)

教育 明治五年、學制を頒布せらるゝや、其年十一月平泉寺、岡横江、赤尾の三大字は、今の猪野瀬村片瀬と組合ひ、戸數四三〇 平泉寺の民家を假用して、龍池校を起し、翌年一月、岩ヶ野、壁倉、大矢谷、小矢谷の四大字 戸數一三八は、庵室を假用して、岩ヶ野校を創めしが、同七年十月龍池校下の片瀬去り、赤尾は笹尾、大渡と組合ひ、赤尾の東道場を假用して、笹野校を設け、三校併立する事となり拾餘年を経其間、同八年七月、岩ヶ野校、先づ岩ヶ野地籍總倉に、校舎を新築し、同年十一月、笹野校は。大渡地籍野田島に、平泉寺玄成院の土蔵を移築して、校舎とし、同十年九月、龍池校、平泉寺今宮一番地に、校舎を新築す敷地寄附即ち現用のものたり、同十二年九月、笹野校、校舎を再建せしに、同十四年八月、岩ヶ野校下の壁倉、其校下となりぬ。同二十年、小學校令改正と共に、三校共、簡易科とせられ、十九番區に編入されしが、同二十

社寺

四年四月龍池校は尋常科となり、翌年四月、學區の改正と共に、岩ヶ野校を廢せられて、其學區は笹野校下となり、大矢谷に、雪中分教場を置くこととなり、同二十八年十一月兩校に、裁縫科を、翌年四月補習科を設け、同三十年四月には大矢谷分教場を新築して、全年のものとし翌年十一月、龍池校を増築せり。同三十五年四月、同校に、冬期間の農業補習學校を附設し、其翌年三月笹野校を笹尾地籍字長坊村敷地實測三反歩に改築し、大矢谷分教場を閉ぢ、爾來、兩校併立現今の校長は、龍池校村岡定次、二十七年九月就職笹野校前田純也二十八年八月就職なり。

社 寺 本村、否本郡の社寺中、日本全國の人士に熟知せらるゝは、平泉寺なるべし、大字も之を冠し、村名も亦之を冠す。而して、其平泉寺は、即ち今の白山神社にして、白山開け、堂頭作らるゝと共に、神佛混淆、本地垂迹の奈良朝時代以來の常習として、神祠に奉仕する別當、即、僧侶が、壹坊を構へしもの、やがて平泉寺とは爲りしものにて、白山社の隆盛と共に、平泉寺も、南北各三千坊の大般賑を來たせしは明けし、故に、平泉寺の昔の影を留むる白山神社の記事中に、平泉寺興亡を説かざるを得ず。平泉寺は、白山の中宮なりし

郷社白山神社

郷社白山神社伊弉册尊 平泉寺字河上に在り。神域靜寂、古松老杉蒼鬱畫尙暗く、綠苔地を覆ひて織塵を着けず、高階高く連り、池泉深く澄み賽者をして知らず識らず神威の炳焉たるに類づ

かしむ。



先づ、平泉寺道を辿りて菩提
林に到れば、數圍の老樹磴道
を夾みて枝を交ふること拾數
町、幽邃閑雅神境の靈なるに
驚くのみ。さて緩く石運を登
のり盡せば、社司の宅を左にし
て大華表を仰ぎ、更に龍池を
左にして拜殿に達す、殿内に
は三百年來、福井侯寄贈の金

箔上に描きし大額を掲ぐるに幾十枚、何人も其壯と麗とに打たれざるを得ず、殿後の石階を攀づること數級、以て本社に達す、其結構其彫刻、唯歎美を禁ざるのみ。本社内に掲ぐる假面、亦た精巧古色可掬、既に絶佳、加ふるに、寶庫に溢るゝ珍器古什有り、四時參拜々觀の士女斷えず、殊に、春秋出遊の好期には、賽者絡繹たり。

〔明細帳〕

白山天嶺並中宮平泉寺ハ養老元年丁巳六月秦澄大師ノ開基ニシテ神體ハ天女ノ尊



白山神社本殿

像タリ蓋シ大師ハ曾テ拜スル處ノ靈容ヲ寫シテ一
刀七禮自ラ刻ミ賜フ所ナリ同六年壬戌七月元正天
皇勅シテ社宇ヲ建立アラセラル次テ天平九年丁丑
四月聖武天皇勅シテ再ヒ造營セラル其後將軍國守
等ノ崇敬ニ因テ或ハ社領或ハ神馬寶器等ヲ寄附
セラレ當時社領高永九萬貫社堂都テ四十八社三
十六堂坊舎凡六千其山陽ニ在ルヲ南谷ノ三千坊ト
云ヒ山陰ニ在ルヲ北谷ノ三千坊ト云フ實ニ天下無
比ノ一大社地タリ然ルニ天正二年甲戌四月凶民一
揆ノ兵燹ニ罹リ社堂坊舎一字モ殘ラズ燒亡ス、此
時ニ當テ學頭賢聖院權僧正顯海專海日海ノ兩徒弟
ト共ニ難ヲ避テ美濃國勸學院ニ逃レ居ルコト數年
同十一年舊跡ニ復歸シ天嶺及中宮ノ社殿並平泉寺

ニ於テ六坊舎ヲ再建ス同年六月朔徒弟專海ヲシテ登嶺セシム蓋シ登嶺ノ月日舊例ニ據ルナリ 專海命ヲ領シテ行
 七里河上ノ宿リニ到ル時ニ山谷震動シ種々ノ靈瑞ヲ現シ叢祠ノ扉自ラ開ク專海謹テ祠内ヲ拜
 スルニ圖ラサリキ大師惶刻中宮ノ神舩嚴然トシテ鎮座シタマフ專海等ノ徒歡喜信心肝ニ銘シ
 同月十八日ヲ以テ再ヒ中宮ノ社殿へ遷シ奉ル中宮神社ナシテ河上大権現ト崇稱スル蓋シ是ニ基ヒス 爾後國主領主ノ尊崇ニ因テ
 境内山林社領等若干ヲ寄附セラレ後又寛永元年六月幕府ヨリ朱印高二百石ヲ寄附セラル都テ
 社領四百三十餘石ナリ抑當山中興以降白山天嶺社堂再建等ハ當國主ノ造營タリシニ承應元壬
 辰年加越兩國主白山境界論起リテヨリ終ニ幕府ノ造營所トナリ北國白山ト稱ス後チ遙ニ星霜
 ヲ歴テ王政復古ノ革命ニヨリ明治三年十二月現境内ヲ除クノ外山林社領一般上地トナリ北國
 白山天嶺ノ神社ハ加賀ノ國ニ屬シ當白山神社ハ明治五年十一月當時所轄ノ足羽縣廳ニ於テ社
 格ヲ更メテ郷社ト定メラル

〔大日本地名辭書〕 天正二年門徒一揆蜂起して平泉寺を燒く祠堂悉亡ふ時に顯海僧都美濃に居りしが其事をき、歸山し十
 方を勸進して再興す天正十一年先づ三聖の宮を建て慶長年中に及び國主に訴へ離散の坊を復し是より初めて一山蘇息し社
 領四百三十石を安堵す明治三年神佛分離社領奉還

境内、原と、七社ありしを、四十一年六月二十七日合併して左の三社とせり。

越南知神社祭神大己貴尊 (加寶祭産穂々出見尊 愛宕祭愛宕太神 宇賀祭宇賀魂神 合祀) 三之宮社祭 榜幡千々比賣神

別山神社祭神天忍穗耳尊 (金劍祭環々杵尊 神及び境外無格社玖斯同少彦人命 劍ノ尾同武甕槌神 合祀)

されど、境外無格社を境内に移したるもの四社あり。

〔境外社の由緒は皆四十八末社の一なるが天正二年兵燹に罹り同十一年顯海再建明治三年上地の際境内末社となれりとの同
 一事なれば一々記さず〕

(四十一年八月十三日) 祭神鸕鷀草葺不合尊外稻倉魂神禰師王子
 今宮神 社元所在地 今宮(貴船神社高麗宇路島林合祀)

(四十二年二月二日) 八幡神 社同譽田別尊 池之玉神 社同彦徳々出見尊 辻之宮社 同天忍穗耳尊

今も、尙、境外に在る無格末社を、左に附記せむ。

結神社 祭神高皇靈産尊所在字一山屋敷 神明社 同兩皇太神字神明 西之神社 同伊弉册尊外二神 天満社 同天雷神

(北谷の出口天神の舊趾を安永
 の頃柳町氏夢告に依り再興)

近時合併されしものには左の二社あり。

村社住吉神 社祭神 龜草葺不合尊神 北市字 堂字 下(九年六月八日被列)
(四十二年六月十五日合併)

無格社白山社 伊弉諾尊神 岡横江字 上屋田(字) 同名社 合祀

〔明細帳〕抄略蛭田及細長ノ兩所ニ鎮座細長ノハ天正年度太閤檢地ノ際除地明治十六年七月合併同十月二日現地ニ移轉〕



社 大 鏡 之 卷

草創 白山を泰澄開き、隨て平泉山をも創めしは、世に異論なき所、而かも奈良朝時代の傑僧行基、泰澄の心證を白山頂に得て、彼の史上の大業を成せしが如きは、世に傳ふべき快事なるのみならず白山三ヶ馬場中平泉寺最早勅裁を経しが如し。

〔大日本地名辭書〕 按に白山は泰澄の開けること實なるべし

〔應徳久安の院宣には尙越前平泉寺は山門の末寺たるべき勅裁ありしに止まり加賀馬場は未だ勅裁を経ず後引〔長門本平家物語〕參照〕

〔元亨釋書〕 神龜二年、行基法師登白山、其見澄微笑、如舊識、……幸聞神化吾心足矣……歎密主〔按〕に、在僧野として擯斥されし此法師が、後年官僧として本地垂迹説の基を成せし大成功は、澄の神化秘密を受得せしに因らずして何ぞや。

〔又云、上掲の大鏡の卷〕天正の御祭去られ加州尾添村勘兵衛所持し居りは、當寺唯一の什寶とし、十葉珍藏すれど、可議點多きは、斯學者は一瞥認むる事を得るも、少供考慮研究之資矣。

○〔又云、泰澄の宗旨に關しては、左に一説を掲ぐむ〕

前田慧雲博士曰 泰澄大師の宗旨は密宗則ち眞言なるべし彼の行者の密呪を以て明かなり〔元亨釋書〕を見るに大師の眞言たることを知るに足る然れども泰澄大師の世即持統天皇九年の頃は我國密教傳來以前なりとす密教の傳來は聖武天皇の時代なり眞言未支那より傳來せずして大師早く密呪を受持せしとすれば大師の眞言は支那朝鮮以外より傳來せし者たらざるべからふ是に於て予は此南洋諸島よりの傳來ならんと思惟す今其考證ともすべきは紀州半の湯の温泉なり此湯は佛像の胸中より進出せり而して此處に裸行者といふものありこれ亦眞言の受持者にして傳によれば景行天皇頃の人なり此時分に渡來せしとすれば南洋より舶來せしものといふ外なし云々

○〔又云、泰澄の出身及び、白山を開きし當時を道想するの資料を載せむ。〕

〔元亨釋書〕 釋泰澄姓三神氏越之前州麻生人……白鳳十年六月十一日生……神護景雲……三年三月十八日結伽跋坐定印而化年八十六……

〔同書〕 泰澄法師栖越前州越知半常望白山日被雪當必有靈神我當登彼乞願應靈龜二年夢天女瑠璃身出紫雲中日靈感時至彼可展止養老元年四月澄住白山麓大野殿乃專心持念天女又來自吾是伊非諸尊也今號妙理大菩薩此神岳白嶺者我國主之時都城也我乃日城男女之天神也天照大神者我子也吾眞身在彼天嶺大德往見之言已天女乃隱澄乃登白山天嶺竊居綠碧池側持誦聖法忽九頭龍出池而澄曰是方便現體非本地身持念彌羅頃刻十一面觀自在菩薩妙相端嚴光彩赫熾澄稽首禮足自言像未衆生願垂救拯于時菩薩搖金冠瞬蓮眼而許之拜不畢三妙體已隱澄又渡左淵上孤半值一偉丈夫手握金箭橫弓含笑曰我是妙理大菩薩之輔也名小白山大行事大德智聖觀自在之變身也言已乃隱澄又昇右峯見一奇服老翁神宇閑雅曰我是妙理大菩薩之弟也名曰大己貴西刹主也言已隱白此靈感益顯著也澄嘗語人曰妙理菩薩曰我山中一神一本無不我眷屬之所居一萬眷屬妙德降迹十萬金剛童子通告華化五萬八千采女學末天女天之變作也〔此緣起は盛衰記の三箇馬場立願の緣起に同じ〕

○(序に白山の略説と之を附きし異説とを轉載せむ)

〔大日本地名辭書〕 白山の絶頂御前嶽(一説二千六百八十米突)は古人之を天嶺アマノタカ又は禪定と云ひ白山神の靈宮とす其西北に近く別立するを大汝峯オホニギムネと云ひ其南方に稍遠きを別山とす別山には別山宮あり之を小白山大行事と云ふ(釋書)に泰澄又渡左側上孤峰値一偉丈夫手握金箭肩橫銀弓曰我是小白山大行事云々(此神を俗説忍徳耳命と云ふ實は氣比神歟)

抑白山神の崇拜は何の世より起りしにや南國の吉野熊野と相對比して其靈驗威力を説けり蓋越知の大徳泰澄が首唱に出て、天台家の法師の煽揚に成りしものゝ如し其供奉祭仕の寺院は山下四國に散在し延暦寺と相應和して佛神の庇護を頼み田園兵馬の富強を致したり越前に在りては平泉寺を以て白山馬場とす

平泉寺 今村名を轉す舊白山神の供僧院として本州著名の馬場とす其寺城は近時白山神社顯海寺の二區に分つ白山には三馬場とて三道あり平泉寺は其南口にあたる故に寺説に「三聖七社の權現に詣つるに三道ありて東は初地菩薩塚道にして東夷征伐の門とす四は等覺菩薩道にして西戎誅伐の防なり南は成道轉法輪道にして平泉涌出の神宮なり」と此平泉今に遺り池中に影向石浮ぶ

〔三州志〕 大山は泰澄開山養老以來のものにて別體かとも云ふ又白山神社は大山祇命なること風土記を以て明瞭すべし萬葉一七卷にも越乃大山詠出して大山祇と暗符す或は白山を(マラスヤマ)と呼ぶ説あり甚しき牽強なり日本紀通證に所祭三所其中を薊理媛とし神代卷の白事の義に取ると云ふものは歟抑是白山神社は欽明天皇御宇以來有之こと石川郡三宮肉書ニクシの實記康永三年の條に著明なれば泰澄養老元年開山と云ふよりは既に百七十年餘に在り泰澄以來の佛説にあやまれ源平盛衰記元亨釋書等皆妄誕を免れず凡白山は關山の名にて其中將出雲を凌ぐものは三山なり北を大汝と云ふ是は白山記に所謂大男知にして世俗の内陣と呼ぶは御前山に對するなり南を別山と云中を御前と號す古訓みさき也御前最も高し此嶽後劍の峯あり其狀劍五劍を束れて立るか如し相傳ふ神代の陵墓と…花山法皇徵行登嶽し玉ふことば白山記に見えたり

〔大日本地名辭書〕 按に三州志に欽明帝の御宇に白山祠あり(諸神記には崇神天皇に白山神現ると云)と論すれど採り難し延喜式石川郡白山比咩社は下白山にて此にはあらず從ひて白山本宮は式外の社と知らる祭神は釋書に伊弉諾尊とあれど諸は冊の誤にて女神なること著し偽作風土記の大山祇は勿論通證の薊理媛も牽強の説のみつれも採り難し

越前丹生郡越智山の白山三所は本宮越智姫院大己貴神別山敦賀御所と云ふ此の説正しかるべし泰澄の彼山を聞くや越智姫を本宮とし此山を開くや白山比咩を本宮とする同一の手段也本地佛を十一面觀世音と定めしからには垂跡は越智姫にも白山比咩にも將又伊弉諾神にも其轉換自在なるは彼徒の掌中の事のみ

〔白山記〕 天正九年壬子三方馬場開從三方馬場參詣御山道俗恒非喻或禪頂法皇花山院令參詣傾首十善玉體身由於雲漢四海君主足踐於貝地凡求官位福壽願智惠辨隨任望一々無不圓滿

〔源平盛衰記〕 (木曾義仲の三ヶ馬場立願の條)

- 一可奉勤仕 加賀馬場白山本宮三十講事
- 一可奉勤仕 越前馬場平泉寺三十講事
- 一可奉勤仕 美濃馬場長瀧寺三十講事

右白山妙理權現者觀菩薩降之垂跡自在吉祥之化身也ト三州高岩之靈窟利四海率主之尊卑云々

〔續古事談〕 白山の四因上人語りけるは三所權現は阿彌陀勢至觀音十一面の垂跡也云々

〔明匠略傳〕 宗叔附正天正八年受具足戒突天台宗義山王託人口汝之苦行吾能擁護遠行則雙鳥相隨時夜則炬火相照以此可爲徵驗厥後宗叔到越前國、白山、雙鳥飛在爰夜中有火自然照路見者奇之

白山が、越前に屬せしことは、「三代實錄」、「八雲御抄」、「百鍊抄」にも見え全部誌沿明らかなれど、其宗派は何に屬しけむ、蓋し、初は密宗に屬し、次で天台宗に歸し、鳥羽天皇の頃には、一時該

宗の園城寺に屬し、久安の頃より、該宗の叡山末となり、徳川時代よりは、(該宗寛永寺の開基南光坊天海慈眼大師即東京上野兩大師の一)が來學せし緣故よりして、東叡山末となりて明治維新に及びしなり。

〔大緣起〕 當往開山大師自然法爾而難密乘發得御年五十五歲天平八丙子年因權現告命遇玄昉僧正從唐朝將來十一而經及顯密經論授五千餘卷其經意一揭一句不違惑得之旨故師奇教發得之立法流應授諸弟子自夫以來專傳師遺法師又湛南都流學法相安延曆十五年丙子夏傳教大師遊化當山後者天台仰之衆徒漸多各々任意藥學法相而々隨所求稽古一乘玄昉授經最澄施化同干支奇哉妙乎人王七十二代白河院御宇應德元甲子年依一山衆徒之乞附坐主其真和尚丁同學台宗之綱要水黑叡山悉廢流南都餘流其後康治天養之際三井覺宗被補當寺長吏於此欲使當寺爲園城末寺類遂奏聞之間可任其意旨被之論言之由依有其聞當寺衆徒等憤憤而旨趣訴山門延曆大乘復起憤怒訴達朝家因於久安三年丁卯四月八日以院宣停止成三井末寺勅賜天台別院嘉誠古來以是所規模也

〔百鍊抄〕 近衛院久安二年四月七日天台僧綱以越前國白山可爲延曆寺末寺之由訴由五月四日覺宗入滅之後以白山可爲延曆寺末寺之被仰下事仁平二年九月覺宗入滅

〔本朝世紀〕 久安三年四月延曆寺僧綱已講等依門從訴詳參法皇御所(白河殿)尋其由緒以越前國白山社可爲延曆寺末寺之由不被下宣旨之由所訴中也御社當時非叡山末寺園城寺長吏僧正覺宗所執行社務也而社領平清水住僧等依僧正奇酷撰注寄文始所寄與延曆寺也仍有此訴云々

〔合運年代記〕 久安三年四月二十八日白山爲叡山末寺

〔長門本平家物語〕 鳥羽院の御時平泉寺を以ておんじやう寺に附らるべき由其聞えあり依之山門の衆徒たちまに騒動して奏狀す其狀に云

延曆寺衆徒等解申請院廳政事

請由垂恩恤任應德寺牒以白山平泉寺永爲當山末寺狀

右謹檢案内去應德元年白山僧徒等以彼平泉寺寄附當山末寺已畢于時坐主其眞任寄文旨成寺牒附彼山單自爾以降依無住僧之訴訟不及衆徒之沙汰然問去春彼山之住僧等來訴于當山是延曆寺之末寺也應德之寺牒尤足證驗爰園城寺之覺宗任彼別當職非法濫行逐日倍增積愆爲狀之間以當山欲爲園城寺之末寺云々此際當山自本非無本山就中日吉客人宮者白山權現也垂跡猶測彼神慮定有其故歟寂慮忽非君之不明非臣之不直我山佛法將以欲令滅迹也泣而有餘仰蒼天而揮淚而何爲丘中丹銷魂衆徒若忽諸朝威者憤然不可止一山之騷動裁報之何無遠達望請聽裁由垂恩恤以白山平泉寺如舊可爲天台末寺之由被裁許者將慰淨行三千之懇吟彌祈仙院數百之遐齡仍勒狀謹解

久安三年四月 日

とぞ書たりける此申狀に依て下さるゝ院宣云

集官軍可決離離之由誦歌山上風雨開洛中此事非寂慮之間武士解郡被返本國學如衆徒中者仰上裁之間六時不絶之行法不退轉之條非無寂感然者於白山平泉寺者被付山門畢此條依不淺當山御歸依以非爲理所被宣下也但含一山之嘆招諸寺之嘲歎於自今以後者可停止非義之濫妨之由可被觸仰衆徒之旨所候也仍執啓如件

久安三年四月八日

民部卿顯頼
天台座主御房

此處は本山の末寺なりしよせん叡山へ訴へ奉らん云々山門の大衆等尤山門の大訴たるべし

〔靈寶目錄〕 不動明王 愛染明王 右二幅ハ慈眼大師天文年中當山學頭賢聖院充海僧正へ御贈身ノ禱充海僧正ヨリ慈眼大師江御相傳之靈品ナリ當山中興第四世實雄ハ慈眼大師御直弟ユヘ當寺へ移住ノ時永々平泉寺什物タルベキ旨命セラレテ御附屬

下編 町村誌 平泉寺村

ノ山

其草創以來、幾多の信仰と、寄進とを受けしことは歴々可徴、其住僧に亦た名族の子弟ありしが如し。

〔長門本平家物語〕（安元）二年八月に白山末寺に温泉寺と云山寺にいて湯あり彼湯に日代馬を引入て洗ひける……白山中宮は院三社のそう長吏智積覺明等……八院の大衆の中に秀衡が孫に金齋坊を大將軍として云々

〔大縁起〕寛平年中下野國高座岩屋館籠道賊一千餘人藏峰藏安二人爲大將留朝貢……當國大守藤原利仁延喜八戊辰年夏五月被補將軍可誅罰彼道賊之旨蒙論言當山參籠而祈冥助新蒙夢想告即任神勅速野州令進發處奇哉六月五日夜忽大雪降道黨等不能步行爲利仁被誅罰是固大權現所依加護也歸國後誅罰逆徒太刀并獻種々神寶今現在寄附莊田每歲六月十八日於當時法華八講被執行其規式嚴重也俗呼平泉寺八講祭商賈之輩自二十七日群集開鋪市於門前俗亦平泉寺夜市呼習兩日自他國諸人採踐于此山鳴答其奔馳今展後平大相國清盛公厚歸依治承年中寄附志比三里庄禮而内府重盛公深信仰而安元二年丙申六月朔日別山越南知爾尊體御丈四尺天蹟於子蛇池傍以金銅奉鑄立同兩社頭御造營也云々

源義仲が、平氏を邀え撃つや其冥助を禱り、其戰勝を謝し、神馬、神領を寄せしは史上に著るし、陸奥の秀衡、亦、遙に、尊信せし説をも傳ふ。

〔源平盛衰記〕木曾ハ六動寺ノ國府ニ著……佛神ノ擁護ニアラザレバ轍ク勝チ難シ……白山妙理權現ニ願書ヲ進セバヤ……聲明ハ箭立取出シ皆趣ヲ顯ス其狀ニ云

敬白 立中大願事 一可奉勤仕越前馬場平泉寺三十講頭事（本文略）壽永二年五月五日（平語）には四月日）源義仲敬白

……義仲モ眼ヲ寒テ白山ヲ禮拜シ……先祈誓ヲ致ケリ
木曾ハ平家道落シ黒坂ノ峠ニ弓杖突除兜ニ成テ控ヘタリ平家馳重テ亡タル俱梨伽羅カ谷ヲ見レハ火燭俄ニ燃上ル木曾大ニ驚テ使ヲ遣シテ是レヲ見ルニ御神寶立テ金劍宮ト顯タリ使者歸リテ角ト申セハ誠ニ願書ノ驗ニヤト感涙押ヘ難シテ馬ヨリ下三拜シテ宣ケルハ今度ノ軍全義仲カ力ニ非ス偏ニ白山權現ノ御計ニテ平家ハ亡ニケリ後モ亦憑モシクソ御悅申スヘシトテ鞍置馬二十四匹ニ手綱打懸金劍宮ヘソ送ラレケル其上宿靈驗ヲ賞テ林六郎光明カ所領横江庄ヲ寄ラレケル金劍宮ト申ハ白山七社ノ内妙理權現ノ第一ノ王子ニオハシマス本地ハ俱梨伽羅不動明王也守國土爲降魔安民トテ弘仁十四年ニ此祠ニ跡ヲ垂平家已ニ佛法王法ノ怨敵也ケレハ神明カ力ヲ合セ給ヘリト云事揭焉也

〔平家物語〕 同十二日奥ノ秀衡カ許ヨリ木曾殿ヘ龍蹄二匹獻ル一匹ハ白月毛一匹ハ連錢莖毛ナリ體テ此馬ニ鏡鞍置テ白山ノ社ヘ神馬ニ立ラレ

木曾殿ハ志保ノ山打越テ能登ノ小田中新王ノ塚ノ前ニテ陣ナトル木曾殿體テソコニテ諸社ヘ神領ヲ寄ラル白山社ヘハ横江宮丸二箇所ノ庄ヲ寄進ス平泉寺ヘハ藤島七郷ヲ寄ラレケル

〔長門平家物語〕 白山權現ノ御計ヒニテ平家ノ勢ハ亡ニケルコソトテ劍ノ宮ハ何クニ當テ渡セ給フヤラン御悅申サントテ鞍置馬二十匹手綱結テ打カケ白山ノ方ヘ追遣ス是程ノ神驗ヲハ争カサテアルヘキトテ加賀國林六郎光明カ所領横江庄ヲ白山權現ニ寄進シ奉今ニ遠ハス神領ニテ傳マハルトカヤ

〔吾妻鏡〕 文治六年四月十九日遣太神宮役夫工米地頭末濟事（前略）藤島保以牒狀觸平泉寺 建久二年六月廿三日於越前國平泉寺關東御家人致監行事可尋成敗之由院宣之間今日被進請文云々（前略）北陸道方事申付朝家て候しかとも今ば守護人をも不差置候也……濫行人藤島三郎ハ不見來候之間實名も不知及候（下略）

六月二十二日

朝

下編 町村誌 平泉寺村

〔大縁起〕 森木曾左馬頭源義仲朝臣壽永二年春爲平家追討自信州發向刻一向懸白山權現宴助上落然而五月十一日俱利伽羅合戰得大勝利同十二日先爲謝神恩與州秀衡之所進龍蹄二（一匹者連錢紫毛）置鏡鞍當山被立神馬亦橫江宮丸二箇社被寄白山神領續加州篠原合戰伐勝六月五日當國着陣此頃累日靈雷降續九頭龍河洪水漲逆浪岸壁不能涉義仲公問陪從曰此河上不在靈神乎大夫坊覺明答云自是東方去此七里平泉寺白山中宮妙理大權現鎮坐也公喜悅而亦命覺明令書一紙願文信州諏訪住人茅野太郎光弘爲使納中宮社內光弘未退去忽天霽風雨倏然止雖爾洪水未乾子時不思議哉九頭大龍王忽出示現現留大河依之數萬軍兵一同渡川六月八日着陣當國府同十日當寺衆徒召國府被寄附藤島七郷猶在來合神領都計九萬石九萬貫永相違有開舖之旨賜寄進之證書：：命當寺別當長吏殿父帶刀先生義賢令築廟所吊訪彼菩提云云 普請奉行長谷部 新左衛門尉信廣：：義仲朝臣依爲大且那討死之後一山衆徒等仰其遺恩祭靈一社崇木曾大明神之宮是也 今稱木曾 又又與州官領藤秀衡深信敬而壽永二年六月十八日天嶺大御前十一面尊體御丈四尺六道地殿尊御丈三尺五寸各以紫銅於于蛇池傍奉鑄立（元來天嶺及末社尊容皆大師真刻木像也然年歷曆四百六十餘回尊像頓守秀衡朝臣壽永二癸卯年大御前六道地殿）朽損故安元二丙申年小松内大臣重盛公別山越南知二體鑄寫銅像陸奥尊二體鑄寫銅像令天嶺現鎮坐之尊容是也 中宮者數品寶物納納赤銅交黃金千斤鑄立鈞鐘寄附之有新蒙靈驗彼城郭改地名呼平泉館

源隆州の通夜

源義經が、奥州落の際參籠せし事は史上に見ゆ。

〔義經記〕 平泉寺御見物の事 よこ道なれどもいさや當國に聞えたる平泉寺を拜んと仰ける各々心得ず思ひけれども仰なればさらばとて平泉寺へぞかゝられけるその日は雨ふり風ふきて世間もいとゞものうく夢にたとる心地して平泉寺の觀音堂ぞつき給ふ大衆ども是を聞て長吏の許にぞ告げたりける政所の勢を催して寺中と一同になりて詮議しけるは當時關東の山伏禁制にて候に此山伏はたゞ人とも見えず、判官は大津さかもと荒乳の山も通られて候なり寄せて見ばやいかさまにも是は判官にておぼすと覺え候と詮議す尤もとて大衆出たつかの平泉寺と申すは山門の末寺なりされば衆徒の規則も山上になとらず大衆二百人政所の勢とひたかふとにて夜半ばかりに觀音堂におおしける十餘は東の廊下にそゐたりける判官と北の方は

四の廊下におぼしたる辨慶參りて今ほこそと覺へ候は余の所には似べくも候はずいかゞ御計ひ候ふさりながらかなわさるまては辨慶陳して見候はん間かなふましげに候はゞきみは御自害候へとそ申して出ける大衆問答の間にくわつばらといふこえすると耳をたてゞそ聞給ふ心ばそくそあるける衆徒と申しけるは是ほど山伏にて候ぞうちまかせてはとゞまらぬ所候にと申しければ辨慶申しけるは出羽の國羽黒の山伏にて候羽黒には誰と申す人ぞ大黒堂の別當に讃岐の阿闍梨と申すものに候とこたへけり少人をば誰と申し候ぞ坂田の次郎殿と申す人の御子息金王殿とて羽黒山にはかくれなき少人に候ぞといひければ衆徒是を聞きて是ものどもは判官にはなき者ぞ判官にておぼしまさんにはいかでか是程に羽黒の案内をばしり給ふべき金王と申すは羽黒に名譽の兒にて候なるぞ長吏事を聞きて座敷にぬおりて武藏坊を呼ひて先達の房に申べき事候といへば辨慶も長吏に膝かくみかけてぞゐたりける長吏申されけるは少人事承り候こそ心も詞もおぼすおぼしまし候なれ學問において羽黒山には並ひもおぼしまし候はず申につけては過言にて候へども容顏において三井寺にもおぼし候べきと學たりけり學問のみにて候はずやう笛にわいては日本一とも申すべしと云ひければ長吏の弟子に泉美作と申けるは女ならばこそ琵琶ひく事は常の事にて候これば女ぞと疑ふ所に笛の上手と申こそ怪しく候げにちが笛を吹せて見候ばんと申す長吏けにもとてあはれさ候はゞおとに聞えさせ給ふ御笛をうけたまはり候て世の末の物語りにも傳へ候はゞやとぞ申されける辨慶これを聞きてやすきことやと返辭はしたれとも兩眼まつくらになるやうにぞおほへけるさてしも有るべきとなれば其のやうな少人に申し候ばんとて四の廊下に參りてかゝる事こそ候はれありあらぬことを申して候ほどに御笛遊されさせ參らせてうけたまはるべきよし申し候いかゞつかまつるへく候と申しければさりとては吹かずとも出て給ひと仰られければあらこゝろやとて衣引き被つきふし給ふ衆徒もしきりに少人の御出おそく候と申せば辨慶たゞいまゞと答へてゐたりけり泉と申す法師いひけるはさすがに吾朝には熊野羽黒とて大所にて候ぞかしこれに左右なく名譽のちこ平泉寺にて呼び出してさん／＼嘲弄したりけると聞えん事此寺の恥にあらずや少人を出し奉りもてなすやうにてそのついでにふかせたらむは苦るし

からじと申しければ尤も然るべしとて長吏のもとにれんいちみさわとて名譽のちこあり花折りて出たせ若大衆の肩首に乗りてぞ來りける正面座敷長吏東は政所西は山伏本尊をうしろにし奉つて佛壇の際に南へむけて少人座敷をぞしたりける二人のちこ座敷にななりければ辨慶奔りて御出候へと申しければ北の方たのみやにまよひたる心地して出立給ふきのふの雨にほれたる顯文紗の直垂に下には白き色の衣をめしたりければ猶も美しくぞ見え給ひける御髮尋常に結いなして赤木の柄の刀にだみたる扇さしそへて御手に横笛持て御出あり御供には十郎權の頭片岡伊勢の三郎判官殿は殊に近くぞおはしける自然の事あらば人手にはかくしまじきものとぞ思食ける正面に出給へば殊に其時は火を高くかかげたり北の方扇取なをし衣文かきつくりひ座敷にななり給ふ今まではかたくなはしき所もおはしまさず武藏坊心安く思ひけり何ともあれしんずるほどならば差違へていかにもならぬと思ひければ長吏に膝をさしりてぞぬたりける辨慶申けるは詞候はぬ事當において日本一ぞかし但しさい一つ候少人羽黒におはしまし候時あけくれ笛のみに心ないて學問の御事も空々御わたり候ひし程にてこそその八月に羽黒を出し時師の御坊今度道中上下向の間笛をふかじと云ふ誓言をなし給へとて權現の御前にて鐘をうたせ奉りて候へば少人の笛をば御免候へかし是れに大和房と申山伏の候が笛の上手にて候常に少人もこれにこそ御習候へ代官に是か參らせ候はゞやと申ければ長吏是を聞て感し申しけるあわれ人の親の子をおもふみちあり師匠の弟子を思ふ心さし是なりいかてか御痛はしくそれほと御慈悲をば是にて破り參らせ候べきとくく御代官にても候へと申しければ武藏坊あまりうれしさにこしをおさへそらへむかへて溜思ついでぬたりけるさうく參りて大和坊御代官に笛を仕れといはれて判官佛壇のかげのほのくらき所より出給ひて少人の末座にぞぬ給ひける大衆さらば管絃の具足參らせよと申しければ長吏のもとよりくさきのこの琴一ちやう錦の袋に入たる琵琶一面取よせ琴をば御客人にとて北の方に參らせける琵琶をばれんいちとの、前になき笙の笛をみさわとの、前になき笛は判官の御前にきかて管絃ひとぎれありければおもしろしとぞ云もろかなり唯今まではかせんのみちにて有るべかりつるにいかなる佛神の御受納にてやふしぞ覺えし衆徒も是を見てあはれ笛のれ

やれんいちみさわ殿よきこと有かたく思ひつるに今此稚兒と見くらぶれば同じ口にも云ふべくもなしなど若大衆共口々にそさゝやきける長吏寺中にかへり小夜ふけて長吏のもとより様々に菓子つみななどして瓶子そへて觀音堂におくりけり皆人々つかれてぞみえければいさや酒のまんととてりく申しけるを武藏坊あはれせんなき殿原かなほしさのまゝにたれも呑んするほどに程なく酒氣には本性たゞすものなればしばらく少人に參らせよ先達の御坊京の君など云ふとも後ばあぢきなき娑婆世界のならひ北の方に今一つ申せ龜井片岡思ひざしせん伊勢の三郎もつてこよいて飲まん辨慶などいはんほどにやけのきさす頭をかくして尾をいたしたる様なるべし酒上下向の間斷酒にて候とて長吏のもとへぞ返しける希有なる山伏たちにて有けるよとていそぎそうせんして御堂へ送りける各そうせんしたためて夜もあけぼのにふければ今宵のせんほうかぞ讀みける伊勢の三郎を使ひて長吏に暇をぞこはれる心ある大衆たち徒歩にてむら／＼きえ残る雪を踏分けて二三町ぞ送りける恐ろしく思はれし平泉寺をも鰐の口のかれたる心地して足早に通られる

〔參考源平盛衰記〕 小松原より榎本へ行程三里あり辨慶は此處に懸り平泉寺へ詣て候はゞやと申すに義經然るべしと宣へば辨慶皆々勵まし急ぎ行くに既に日も暮に及びける此平泉寺は大伽藍にて境内に觀音堂あり是に泊らんと何れも堂の椽に笈を下して休息せり然に平泉寺の若大衆是を見智め急き長吏の許へ衆徒を聚めて會議しけるは當時鎌倉には九郎判官の鹿山伏となつて落給ふを嚴重に吟味有る由彼旅僧尋常の山伏とも見えず疑ふらくは判官殿主從にて有らん事故なく通し後日鎌倉殿の笈を受けなば一山の難澁なり率や押寄せ實舌を糺さんと聞くを長吏制止め何の意恨もなきに入らざる僧の腕立して却て吉野法師が不覺にや做はん毛を吹て疵を求めらるべからず先使僧を遣して試み申さんと使僧遣し旅僧何れの修驗者なるや本寺に其沙汰もなく觀音堂に一人ならず大勢通夜あるは如何なりと云はせけるに辨慶是を聞き長途に勞れしよ心付申さず大衆を騒かし進らせし段御用捨有るべし今宵通夜旁々都合十三人御堂も廣く候儘是非御無心仕つり度と答へ申されければ使僧誦りて斯くと申告たりける長吏始め衆徒是を聞何にもせよ證議者なり往來にてもなき處へ大勢にて立寄るは合點行かじ試

に坊へ呼候へしとて又々使僧遣はし旅僧達に長更逢申度ま、皆々方丈へ御出有るべしと言はせけるに辨慶御念の入たる御使
 千萬禁けなく候何れ只今参り候べしと答へて僧を返しけるに何もは辨慶に對ひ人目を忍ぶ我々多くの衆徒の中には見知り者
 もあらん能々計り給へと云へば辨慶は運ば天にあり某に任せ候へと言ひつゝ皆々を引連れ方丈へ行向ひ武藏坊長吏に對面し
 たりける長更問て曰く大先達には何れの御生にや辨慶答て愚僧は羽黒山大黒天堂の別當荒置岐にて候長吏又問ふあれなる見
 は辨慶答へて出羽國坂田の岩城次郎殿の御子息金王殿と申て去年八月日來の望と申により熊野奈夏京都見物の爲め召運候が
 羽黒に隠れなき美少年にて候と辨舌流の流るゝ如く申ければ長吏を始めとして衆徒等大に感し判官殿主従ならば是程羽黒の
 案同は知るべき様なし誠の山伏ならんと思ひしが共長吏は猶も疑ひ諸寺諸山の物語りをなすに辨慶元來能知りたりければ皆
 悉く問ひに應じて答へける時に長更辨慶に向ひ幸の序なれば金王殿にしみく御目に懸りたしと言へば辨慶其は易き事なり
 とて北方を密に物影へ招き斯々に候とて厭ひ給ふ北方を無理に誘引して座に着進らする北方今年二十二歳山櫻の旭に映じ梨
 花の小雨を帯たる風情にて美麗さ比ふべくもあられば一座の衆徒我勝ちに擲出て是を見る義經は事露顯したらん時は北方を
 刺殺し俱に自害せんと片唾を呑んで控へ給へば龜井片岡河等の面々も一世の大事は愛なりけりと手に汗握り控へたり抑も
 此長吏は刑部卿頼經といふ公家の一族にして京都在住の折柄義經とは知る人なりしかば互に發と思ひしが流石長袖の身の最
 愛く思ひ然氣なき體にて金王殿は豫て承まはり候に横笛一曲吹かせ給へと望みければ辨慶心中迷惑せしが最易き御事なり如
 何にも御望みに任せ候はんと起て北方の側へ寄り横笛の事御存知かと問ひ進らすに北方兎角の仰せもなく涙打含給ひ辨慶自
 己を責殺すかや餘の技藝は如何にも望みに任せんが横笛は知らしと宣へば辨慶點頭乍ら元の座に直り長吏に向ひ金王殿は羽
 黒第一の笛の上手に在せ共天性笛に餘念忘るゝ癖ありて手習學文に懈り給へば師の坊深く戒め給ひ去年八月羽黒を出る折柄
 出京之暇乞ひとして權現の御前に於て終夜笛を吹き向後笛を吹かしと誓言を立られ夫れより止め給ひたれば笛の儀は御免下
 さるべし其代りに那に居られ候大和坊は無雙の名人にて少人も常に稽古致されし位なれば金王殿の名代に大和坊に一曲吹か

せ一興に供へ申すべしと云ふに元來長吏も判官の心の中を勞はり思ふ故幸なりと膝を進め凡そ師として弟子を思ふ事誰も同
 然なり愚僧も念市三佐輪を於愛しく思ひ只々出家堅固の事を日暮祈り候乞々大和坊の一曲承まばらん夫々として燈火萬燈の如
 く燈し樂器を取出させ御相手には不調法乍二人の兒に仕らせ度とて念市琵琶三佐輪笙かぞ持たせける義經元來笛は上手にて
 在せば聞く人心耳を澄し噫名笛や天下靡しと雖斯許の堪能は有るまじと感歎したりける斯て夜も明け義經主従は酒飲を心の
 儘になし暇乞の折柄辨慶長吏に向ひ此程の御覽應に預りし事羽黒へ到り申傳へば嗚や悦ひ候はんと迎もの御款待に世上外聞旁
 々御送りとて御僧一兩輩御貸下され問敷やに云ふに長吏何にが扱心得候へば僧徒兩人に仲間十三人馬六匹榎本の宿迄送り
 進らせんと夫々に申付既に送り者共は平泉寺の御客なりとて義經主従を榎本太郎の守りたる關所を通るに關守も平泉寺の
 送り付たれば是は御太儀に候と挨拶して通しける

〔東遊記〕（義經の笈） そのかみ源九郎義經見頼朝の怒りに逢ひ身の置所なきまゝ古き親しみなれば秀衡を頼んとて忍びて
 奥州に下り給ふに東街道は途の守り嚴しければ北國を十二人の作り山伏となりて、下り給ふに越前にて平泉寺の衆徒に關ま
 れ笛を吹きてやう／＼にその難のがれ云々

旭將軍の寄せし藤島郷も、山門と相論の地となり、爲に、雄將をして永く其忠魂を我國に埋め
 しめ、史上に一慘話を留むる因となりしぞ是非もなき。

〔神田本太平記〕 藤島郷庄ハ當時多年山門ト相論スル地ニテ候若シ當庄ヲ平泉寺ヘ付らるヘキニテ候ハハ………ヲハリノ
 守……御教書ヲなされける……五百人ハ藤島ヘ下りて三ノ城ニたて、こもり云々 全文引證全部 誌沿革誌
 平泉寺ノ衆徒ノこもりたる藤島ノ城以ノ外色メキわたりてやかておつべう見えける間敷萬ノよせて、是に氣を得てマツ城ノ
 沙汰ヲさしチキ屏ニツメほりニつかりてナメキサケンてセメ戦フ、衆徒も初メハ落チ色ニ見えけるがとて遁るベキ方ノな
 きほどチ思ヒしけるにや身命ヲすて防之ヲキドノ前へなる細にしチ官軍わたつてやぐらノ下々へかづきいるれば衆徒ハ

シリヲ出メツキ落トス衆徒はしヲ渡ッテ打ッテ出レハ官軍鋒ヲなそろへて切ッテおとす、其戦ニ時移つて、日已ニ西山ニ沈マントス新田左中將ハ灯明寺……義貞今ハかなハしとや思レけんこしノ刀ヲ抜テ白ツクびをかき落シ深泥ノ中へかくして其上ニヨコタハリテソふし給ひける

隆盛

また、九萬石、九萬貫の寺領も如何なりけむ。一時荒廢せむとし、更に足利高經、及び朝倉家の保護を得て、往時の盛大に復りしは、徳川家康の智養たりし傑僧天海も、亦た來學せしに徴しても明かにして、今に現存する「賢聖院々領目録」は、其當時を追憶せしむるに餘りあり。

〔大縁起〕元弘建武以來亂世連綿妨地寺領族間出來當寺殆欲爲荒廢之處足利尾張守高經領湯首征夷大將軍源尊氏公之御教書並山林禁制札等申下嚴密被加成改學安當大守朝倉家文明年中握一國以來代々被定氏寺幾許寄附莊園殊每歲九月十五日稱臨時祭禮料物永四百八十五貫二百文宛被出兒流鑄馬神事元祖敏景朝臣自開闢于今無退轉矣。

〔大永四甲申年 臨時之祭禮入用帳〕紙數十一丁同年十一月現存し當時の事を偲ばしむ此帳は大學も借寫し内務省も寫を徴せる貴重史料の一たり

〔再興縁起〕抑々天海大僧正ハ往昔天文年中北陸御遊歴ノミヤリ富山ニ來止マシク賢聖院充海僧正ノ附弟トナラフセ玉フユヘニ累世法縁タルヲ以テ御弟子(實雄)ヲ以テ日海師ヲ附セフレ學メ不肖此時山門上乘院ニ住ストイヘドモ師命默止ガダク當(寛永十)年初夏中旬本師天海僧正ノ御直書ヲ帶シテ富山ヘ移轉シテ日海師ノ附弟ト成リ譲リテ受ル處ナリ

〔太平記〕(平泉寺にて調伏の法行ひし時) (全部誌沿 革草參照)

今年合戦雖併借衆徒合力憑靈神之擁護之上者先以藤島庄所付平泉寺也若得勝軍之利者重可申行恩賞仍執達如件

建武四年七月廿七日

平泉寺衆徒御中

尾 張 守

〔天文二 平泉寺賢聖院々領目録〕略 大槻村 五十八石二新在家村 十二石三斗五升 堂本村 三十二石七斗 保田村 十七石二斗三升 護法寺村 四十三石七斗 寺尾村 七石五斗 瀧波村 十一石 片瀬村 一石 井口村 七斗 坂谷村 十石九斗五升 寺内 二百五斗 所々 八十二石一斗三升 充海加増分矢戸村 四十三石 大槻村 十八石 保田村 三十八石三斗 片瀬村 十六石二斗六升 所々分 九十八石八斗 九百五 合計四百九十八石五斗一升五合代三十二貫四百七十五文

(按に所謂三千坊中の一院の院領如此以て當寺全般の隆盛は蓋し想像以外なりしなるべし)

〔朝倉始末記〕總して此貞景の御代には善根多くなされけり往昔平泉寺の神事に三所の張山を拵ゆる事有り是は國中有得なる百姓等始て入道する時に山張役として金銀多く出しけり、此山を張るべき分限なき者は起請を書て捧げるか若虚言あれば忽滅絶するとこそ聞えける斯る役義も末世には有徳なる士民も有るべからずとて貞景大野郡の内にて過分の張山料を寄附し玉ひぬれば今は百姓の山張役もなかりけり

此隆盛を極めし當寺も、戦國時代の常態をば解脱し得ざりしと共に、他も、亦、其力を藉らんとせしより、鬨評の巷に出入せり。

〔朝倉始末記〕(義景)斯テ洞雲寺ニ着ケレバ先平泉寺ノ大衆ノ意ヲ爲可被窺御覽書狀ヲ被遣ケル

應以使命令啓達候今度於江州北表與織田信長合戦候處ニ我カ軍不慮ニ被令敗北之條呼夫天乎人乎生涯之儔憤何事カ過之難然沛公忍鴻門之羞而永ク開漢家之四百年頼朝通杉山之難而遂ニ占扶桑之六十州者倭漢古今之通例豈不思之仍今某寄陣于當郡聚殘黨再發義兵而欲決運於天道至是貴寺若致合掌之籌於被抽臣功者則勸賞任請而思恩長不可忘者義爲狭楮回述續情萬端附使舌請察之恐々謹言

天正元年八月十八日

左衛門督義景判

下編 町村誌 平泉寺村

一一七一

戦國の渦中に投ず

如斯ノ書狀ニ黄金並名筆ノ繪識相副破遣ケリ然者則一山ノ大衆三社權現ノ拜殿ノ前ニ集リ合議シテ云此條可有如何篇目ソヤ
義景ニ可被同心事尤以本意也數代ノ國主ノ忘恩顧致別心バ天ノ照覽難量雖然義景ニ同心スルナラハ信長公明日ニモ攻寄可有
破却ト思案半ノ處ニ若大衆申ケルハ義景是迄運命盡果給ケル間二度世ヲ開ン事雖有不可及後日之沙汰急キ各々打立義景御陣
所ノ近邊ヲ放火シテ信長公ト同心ノ驗ヲ見セ給ヘト無情モ申ケル此義各尤也トテ使者未洞雲寺ニ歸サルニ大衆打立近里ヲ放
火セリ斯ケル處ニ式部大輔景鏡ヨリ平泉寺工使者前々某對義景意恨在之陰屬敵滿山速ニ景鏡ニ可被成御同心ト有ケレハ衆徒
等ハ愈義景ニ又向事ト相成ケリ

亡滅史

斯く、戰渦に投ぜし當寺が亡滅の悲運慘澹たるは自から招きし所之を如何にかはせむ。

〔朝倉始末記〕 爰ニ波多野玉泉坊ハ五十(千歟)貫知行之飛鳥井寶光院ハ一萬貫ノ知行ニテ凡日本國一番ノ法師大名ト沙汰シ
ケリ當日弘治年中諸堂再興ノ時節モ何レモ大名坊主共一所宛請取テ造營シケルガ此寶光院玉泉坊ハ二間ニ三十三間ノ拜殿ノ
石居其他地形石垣ナトシケル一町餘アリケル石垣ヲ悉ク大石ヲ以テ築立トテ兄弟五ニ頁マシテ憤リ思ヒケル處ニ寶光
院二間四方有石ナ人數夥數僅シテ立タリケレバ諸人はコソ手柄ト見物シケル處ニ其石ノ涯ニ又玉泉坊三間四方ノ大石ヲ立タ
リケリ然者若大衆共申ケルハ寶光院ハ玉泉坊ノ舍見ト云身體モ殊ノ外大身ナレトモ石ハ拔群ニ劣ケルトテ彼石ノヲモテニ狂
歌ヲ

玉ノ泉涌出テニケル大石ノ側ニ立タルアメノ吸カラ

弟ナレハ年モ知行モ劣レ共石ノ大サハ見ニ勝レリ、

如此仕タリケレバ寶光院殊ノ外立腹シテ左有バ大磐石ヲ可立連方々相尋ケル處ニ即寺内ヨリ八間四方有石ヲ掘出シ是コソ當
社權現ノ興ヘ給處ナレトテ喜悅不斜シテ備一山引ントシケレバ國主義景聞召二間三間ノ石ヲ以築サヘ天下ニ多ク有間數ニ剩
八間四方ノ石杯ヲ引築ン事是ハ大成奢侈也六社ノ修理ト云乍ラ必可爲無用ト堅ク下知シ給ヒケレハ寶光院ハ是非モナク内々

ノ憤憤ヲ止テケリ今ニ殘リ物連ハ此石共計也如此兄弟ノ心底離隔シテ失斷金常々和順ナラザリケレハ玉泉坊廻思慮密ニ信長
ヨリ一山惣務ノ一行朱印ヲ申請テ計領神物ヲ進退シ諸院諸坊ニ黄金ヲ懸テ信長公ヘ捧ル由ニテ取ケル故寺衆内々構憤處ニ
舍見寶光院被申ケルハ我ハ玉泉坊カ兄ナレハ吾コソハ寺内ノ惣務ヲ可持ニ弟ノ身トシテ寺門ヲ志ニスル事不得心ト云テ依
趣兄弟ノ中不和ニ成ニケリ然處天正二年正月二十日桂田滅亡シケレハ其折ヲ得テ寶光院並寺衆等一揆ヲ語ヒ同二十三日玉
泉坊ヘ押寄テ坊主父子ヲ討伐シ即寺ヲ放火セリ寔ニ獅子身中ノ蟲トハ此等ヤ申メシ然バ一揆等齒ニ血ヲ付テ云ケルハ此寺院
ヲ立置テ過分ノ所領ヲ安々ト坊主共ニ取セン事無益ノ次第也トテ寺ヲ早攻亡ント籌策ヲ廻シケル斯リケレハ衆徒申ケルハ
玉泉坊ダニ存命ナラハ寺ノ威光モ劣ル間數ヲ早ク滅シケル故ニ寺ノ威光モ弱ク成テ一揆ニ侮ラレル事凡テ寶光院ノ所爲ヨト
内々歎キケル程ニ寶光院是ヲ聞テ寺門一統ニ相向ハ、我一人シテ防難カレバシト思景鏡ト合掌シ同事ニ寺ヲ可持ト智略ヲ成
テ式部大輔ヲ寺内ヘ入レ許容セラレケル事共誠ニ寺門滅亡ノ瑞相也ト後コソ思知ラレタレ是只各奢リ究リ我慢深キヨリ起ル
淺猿カリツル舉動也

斯リケル處ニ平泉寺ニ朝倉式部大輔カ權籠ル是レ義景ノ大敵也早々可誅戮由大坂ヨリ下知セラレケル故ニ同下旬ニ彼等退治
スヘシトテ杉浦法橋大將トシテ下間和泉守本覺寺專授寺超勝寺照嚴寺其外ノ諸坊主共國中ノ一揆打莅ンテ大野郡ヘ押寄セ在
々所々陣取ケル大將杉浦法橋ハ荒川興行寺ニ着陣也本覺寺ハ細野ノ道觀兵衛島田將監カ拵タル楳ノ城ニ着陣也超勝寺照嚴
寺其外ノ諸坊主共ハ中島ト云處ニ居陣ス專授寺ハ土橋ノ近邊ニ陣取り同廿八日ニ諸勢打立テ可責評議有シカハ志比ノ庄ノ一
揆未明ニ前驅ケンテ一忠節セハヤト思ヒ袋田口ヘソ進ケル然ハ即寺衆二三百人打出テ弱々ト應答ケレハ一揆共誠ニ弱シト心
得テ攻懸シ所ヲ寺内ヨリ二千騎計切テ出レハ前ノ詞ニハ不似シテ一堪モ不堪ハラト引退ク寺門衆是ヲ見ルヨリモアマス
ナ者トモ泄スナ者トモトテ衆從中コトノク打出道懸々々討捕ケリ

爰ニ又北山ノ大將ヨリ本覺寺陣所ヘ早馬數波打テ申ケルハ敵既ニ攻來リ難儀ニ及候早々御合力可有ト云問先平田ト云ヒ兵

ニ三千人相副テソ遣シケル追付自身モ可相立思ヒケレトモ折部無勢也ケレハ暫時思案半ノ處ニ尊原寺ノ四方院六七十騎ニテ馳セ來レハ又方々ノ軍兵馳集メ無程六七百騎ニ餘リケル間村岡ノ後詰セントテ家々ノ旗ヲ指擧ケルカ村岡ヘハ不懸シテ平泉寺ヘソ驅寄セケル爾程ニ寺門ノ勢共是チミテ北島コソ寺内ヘ攻入レ院内ヲ放火セラレテハ大事也ト思テ足々ニ成慮ニ如案寺中ヘ敵スキマモナク打入テ放火スレハ颯風吹散リ諸堂諸坊ニ懸テ燄火有頂天マテ燒上テ村岡山ヘノ寄手衆是ヲ見テ急キ引返シ寺内ヘ入ント退チミテ城中ヨリ切テ出追懸討殺ト云ヘトモ一足モ先ヘ退ントスレトモ返シ合テ敵ヲ討ントスル者ハ一人モ無リケリ日來鬼神ノ様ニ云ケル山徒等悉ク敗北シテ或討レ或ハ自害片時ノ間ニ皆亡果ケル業因ノ程コソツタナケレ討死ノ衆徒ニハ寶光坊光乘坊兩界院三世院合藏院如覺院照海林泉坊弘證財蓮坊禪養坊禪經坊才嚴坊大圓坊明王坊千光坊勤乘坊幸明坊明春坊大定坊寶珠坊聖照坊其外ハ數知ラス討死セラレケルコソ哀レナレ

〔七國志〕 安ニ當國豐原寺ノ平泉寺ト一派ノ寺ナリシカトモ常ニ威ヲ爭ヒ互ニ遺恨ヲサシハサメルユヘ此度モ一揆方トナリテ長吏西方院六七十人ニテ本覺寺カ方ニ馳來ル其外方々ノ味方馳集ツテ七百餘人ニ及ヒシカハ本覺寺大ニ悅ヒ更ハ村岡ノ後詰ヲセントテ打立ケルカ恥ト思案ヲ巡シケルハ平泉寺ノ衆徒等勢ヲ拂ツテソ打出ツラン然ラハ寺中ハ無勢ナラント思フナリ先村岡ノ後詰ヲ打捨直チニ寺中ニ攻入ルヘシ平泉寺ヲ落シナハ村岡ヘ向ヒシ敵ハ己レト敗走ニ及フヘシ是敵ノ不意ヲ討ナリトテ村岡ヘハ向ハスシテ平泉寺ヘ押寄四門ヲ打破リ用ニモ立ヌ老僧兒喝食共ヲ切リ伏レ坊々ヘ亂入シ我先ニト火ヲカケル村岡向ヒケル衆徒等敵平泉寺ヘ寄シト聞テ寺内ヲ放火セラレテハ後悔ストモ益アラシト我先ニト逃歸レハ早敵寺中ニ亂入リ方々ニ火ヲカケシニ折部颯風類リニ吹テ諸堂諸坊ニ火カ、リシカハ燄火有頂天マテモ燒登ケラント冷マシ、衆徒等ハ寺ヘ入ルトモ叶ハス村岡山ノ一揆共ハ愛ヲ誣ト追カケル進退既ニ谷ツテ或ハ切所ニ追ツメラレ又ハ谷溝ニマトヒ入テ鎌ニテ首ヲ加レ山刀ニテタ、キ殺サレテ死スル者數ヲ知ラス平泉寺ノ長吏寶光院父子光淨院寶珠坊大圓坊明王坊千光坊勤乘坊幸妙坊宜春坊大定坊三世院ヲ始メ討ル、衆徒勝ヲ計ヘカタシ末世トハ云ヒナカラ淺猿カリシコト共ナリ

安ニ平泉寺ノ院主ハ八十三歳ニ及ヘル老僧ナリケルカ嫡子妙覺院舍弟大圓坊早討死セシト聞エシカハ我此度命ヲ助カリ山林ニ逃隱レタリトモ幾許ノ命ヲカ道ルヘキ詮ナキ長生シテ二人ノ子供ヲ先ニ立ヌルコトノ淺猿サヨ我久シク當山ニアツテ神物ヲ食リツレハ拜殿ニテ死スヘシトテ拜殿ニ火ノカ、ルヲ見テ猛火ノ中ヘ走り入り終ニ空シクナラレケル一年關東ノ客僧當山ニ來リ此寺ノ體ヲ題シテ一首ノ詩ヲ講堂ノ柱ニ書置ケリ

初見平泉秀異鄉 玉樓銀閣二千坊
終宵酒宴亦歌會 錦上數花座燒香

其講堂モ片時ノ灰燼トナレリ其外三所權理ノ社合堂若宮大師堂大堂寶塔常行堂三ノ宮三社鐘樓等ヲ始メ其餘ノ末社宮々幾ソヤ寺々院々坊々朱欄金漆玉殿礎礎ヲ雙テ遺立シアリケルモ一時ノ烟ニサソハレテ空ク焦土トソナリニケル兒小姓ナント云ハレテ容顏美麗ナリツルモ切害セラレテ北郎郎原ニ屍ヲ曝シ清體花ノ形モ野岳ノ嵐ニ誘ハレテ草根ノ塵ニ交ハリ朱ニソミタル紅ノ唇モ化シテ烏鵲ノ鶯舌ニカ、リ百ノ媚アテヤカニ笑ル顔モ腐皮爛爛シテ虎狼爭ヒ喰フ淺猿カリシ分野ナリ

〔再興緣起〕 國中ノ士民本願寺末派ノ諸坊主ト同意シテ故義景ノ吊合戰ト號シ一揆ヲ起シ彼是ノ城々ヲ攻落シ剩社佛關ヲ破却シ國中皆一揆等カ意ノ儘ニ振舞ケルト雖然當山ハ天下無雙ノ靈場ナレハ一揆等モ敢テ手差モセザリシニ：：景鏡齋キ内内平泉寺ヘ使者ヲ以拘給ルヘキ由寶光坊ヘ頼ミ遣シケル幸ノ事ナレハ寺中ニ引入味方ヲサセント思フ心ヨリ此方ヘ御入有ヘシト返事シケレハ景鏡齋子并腹心ノ者三十人ヲ引具シ夜中ニ寶光院ヘソ入來早速油尾權現ト八幡宮トノ間ナル小高キ處ニ館ヲ構不自由ナキヤウニ來殺等送り遣軍師ノ如ク聲懸シ置ルナリ（館跡今モ城山ト云又朝倉齋トモ）然ニ一揆等是ヲ聞ヨリ大ニ怒リ平泉寺ノ爲ニハ朝倉家ハ代々相傳ノ大目那ナルニ其思、忘却テ佛敵法敵ノ信長ニ味方センサヘ返々遺恨ナルニ其上景鏡力如キ人非人ヲ隱匿コソ安カラネト忽押寄テ寺ヲ破却シ景鏡ヲ引出シテ踏殺セトテ天正二年四月上旬下間筑後賴清同和泉守七里三河守本多七佐守和田本覺寺藤島超勝寺荒川興行寺豐原寺衆徒等大将ト成テ南袋北袋志比庄七山家十民等雲霞ノ如ク群集シテ當山

下編 町村誌 平泉寺村

ヨリ行程一里餘隔テ乾ニ當ル村岡山ニ取登リ堀切ヲ通シ柵ヲ構ヘ逆茂木ヲ結廻シ菊桐ノ紋付タル紫ノ旗或ハ南無阿彌陀佛ノ
 六字ヲ書タル白旗數百本立並ヘ嵐ニ靡カセ楯籠ル當山ノ衆徒是ヲ見テ此方ヘ寄ラレナハ悪カリナン如何程大勢ナリトモ土民
 百姓等ノ集リ勢何程ノ事カ有ヘキイサ逆寄ニシテ討散サントテ式部太輔景鏡ヲ大將トシテ寶光院妙覺院光淨院大圓坊大定坊
 寶珠院三世院玄和坊禪林坊等ヲ始テトシ谷々ノ衆徒其勢七千餘人村岡ニ押寄鯨波ヲ搦雙方鐵砲ヲ打掛敵味方火花ヲ散シテ戰
 フコト三日三夜手負死人不知數イツカ勝負ヲ決スヘキト思フ所ニ同十三日ノ夜半豐原ノ花藏院四方院大染院和田本覺寺等ヲ
 大將トシテ豐原寺ノ衆徒並七山家ノ一揆都合其勢七八百人月影ニ道ヲ尋テ暮見山ヲ攀登リ三ツ頭ノ峠ヲ越テ當山ノ後ヨリ逆
 落ニ乘込テ先一番ニ明王院ニ火ヲ掛ケ次第ニ院々谷々ニ火ヲ放ツ防トスレトモ此間ヨリ村岡山ノ合戰ニ衆徒等數ヲ盡シテ討
 出ダレハ山内ハ老僧小僧女童ノミナレハ如何トモスルコト不能折簡電風頻リニ吹テ……堂塔靈像種々ノ神寶谷々ノ坊舎
 民屋迄一字モ不殘暫時ノ烟ト立登ル……安ニ顯ニ權僧正ト申ハ、、弘治年中……大師坊賢聖院ヲ繼テ學頭職ニ補セ
 ラレ院領二十五分村ヲ知行セ……明十四日ノ早朝辰一天スワ明王院ヨリ出火セリト云程コソアレ鯨波天地ニ響キ敵ハ潮ノ滿
 ルカ如ク山内ヘ亂入院々谷々ヘ火ヲ放ツ顯海師ハ斯ト見タマフヨリ專海日海ノ二弟子ニ命セラレルハ雜掌寄侍中間ノ類ハ周
 章テ驚テ設方ナシ只汝等兩人ハ先安置ノ木尊ヲ（御尺二尺金剛）井戸ヘ沈メ奉リ寶藏ニ入テ靈寶萬記ヲ吞負力ノ不及所ハ山
 中ニ埋ミ隠セヨト言捨テ自ハ淨衣ヲ着更ニ開山堂ハ未火少シ遠クレハ中宮ノ神體ヲ出シ奉ント社壇ヲ差テ馳登タマフニ小原
 村ノ一揆土井四郎左衛門一手ノ勢ヲ以早ヤ火ヲ掛タレハ朱欄金靈猛火ト成テ燃上レハ如何トモスルコト不能……開山堂
 ニ馳入テ大師ノ……御首斗リ拔奉リ打數ニ包ミ自ワ是ヲ負奉リ漸々トシテ逃レ出師弟三人手ヲ引テ東南ノ方荒神カ峯ヲ
 越テ山深ク逃延玉ヘリ……亂靜テ後モ舊棲ニ還ントスレトモ菩提林ヨリ上ニハ責テ在家一字モナク血ハ草芥ヲ染戸ハ路
 徑ニ横ハリ蟲々タル白骨叢ニ纏シテ露ノユカリモナクレハ誰ヲト惡ムヘキ方モナク何國ヘ落着クヘキ共覺ホハ……弟子專海
 日海ヲ具メ虎口ノ危難ヲ逃レテ坂谷ノ郷ヲ越エ穴馬ノ谷ヲ經テ遙ニ濃州桔梗原ト云所ニ至リタマフ

顯海再興

斯く、哀にも亡滅の悲運を惹きし當寺、天正十一年顯海によりて再興せられぬ、此僧都は、亡
 滅以前より、賢聖院主たりしなれば、當寺に現存する朝倉時代の古文書は皆僧都に保護せられ

しものなり。



朝倉氏古文書

- 一、大永四年臨時祭禮之入用帳
- 一、天文八年十月十八日宗淳孝景裏
列ノ賢聖院々領目錄
（八月七日付孝景より平泉寺衆徒
宛別山遷坐に關する書狀在石徹白
郡誌沿）
- 一、同二十年二月十八日景連吉統長
利景定華大覺院宛の書狀
- 一、同月二十二日同上の狀
- 一、永祿二年十二月廿八日同上の狀
- 一、同六年十一月三日義景押顯海宛
の狀

- 一、同日景連吉統長利押所々寺庵給人中百姓中宛の狀書
- 一、同七年六月十七日同上の狀

下編 町村誌 平泉寺村

再興の詳

一、永祿十一年九月六日義景裏華押平泉寺高村式部卿宛の寺領目録沿革
其再興の詳細は、寛永十年、四世實雄起稿し同十二年、弟子九名校正せしと傳ふる、〔再興緣起〕
坊間傳寫するにあり。
〔平泉寺由來記〕にあり。

〔再興緣起〕 去程ニ賢聖院顯海僧正ハ、濃州桔梗原トイヘル處ニ至リ玉フ、ニ一字ノ整坊アリ勸學院ト號ス、暫ク彼
地ニ閑居ヲトル、于此星霜ヲ經ルコト十ケ年ナリ、天正十一癸未ノ春當山ニ歸テ、マツ光淨院ノ坊跡ヲ點シテ草
庵ヲ結ンテ賢聖院ト號シ試ニ中宮三所ノ御假殿ヲ建立ス

〔參照古文書〕 一天正十一年四月秀吉華押平泉寺同門前井四寺内拾壹ヶ所の禁制全部誌沿革
同年六月朔日往古ヨリノ舊例トシテ天崇禪定ノ山開ナレバ、專海ニ命ヲ登山セシム專海師命ヲ受テ三社ノ誰ニ三日籠リ
テ其身ヲ清メ直ニ禪定ニ趣ク處ニ河上ノ宿、叢祠ノ原オノツカフ開ク、開山大師彫刻ノ尊容、鎮坐シタマヘリ、茲
ヲ以テ尊慮ヲ窺ヒ奉ルニ移セヨトアル事三度、依テ、同月十八日轅ヲメケラシテ當山中宮ノ社頭ヘ移シタマツル
今ノ中宮ノ神體是ナリ此ニ、亦別山越南知ノ二尊容ハ大佛師康雲ニ命ヲテ京都七條居住刻マシメ加寶金銀三宮ノ三王子ハ顯海自
ヨツテ河上大權現ト奉稱
ラ彫刻シテ開眼遷宮シタマヘリ此頃當國大野城主金森五郎八長近權現ノ靈應師ノ德行ヲ聞テ當山ニ參籠シ玉フコト數度度ナ
リキ剩ヘ信教ノ餘リ師ヲ招請シ玉フトイヘドモ再興ニ肺肝ヲ碎キ玉フ時節ナレバ其請ニ應ジタマフ事アタハズ依之本光坊日
海ヲ以テ長近ニ附屬セラル長近喜悅不斜長ク城内ニ止メテ護持僧ト仰ガレケル故ニ世上ミナ大野ノ本光坊ト稱ス 天正十四
丙戌年四月五日大野城下山王ノ社地ニ於テ尊體ヲ再篇シ奉リ總テ社頭ニ遺營アリシカバ遙々尊體ヲ天崇ニ登シ奉リテ同年六
月十八日正遷宮ノ供養ヲ遂、同十五年丁巳春大師堂ヲ建テ御直作ノ御首バカリチ安置シ奉ル、同年秋中宮三所ノ正殿建
立十月八日正遷宮、同年禪定一之瀨ノ宿ニ往古ヨリ在來ノ授職灌頂殿ヲ當寺ヘ引移シ十一月開山大師ヨリ師資相承ノ灌
頂ヲ執行ス同十六年戊子ノ歲四月神鏡一面ヲ鑄ル施主ハ金森五郎八長近ナリ今ノ中宮寶前同十七年己巳ノ春假ノ拜殿ヲ建立
ノ御鏡是ナリ同十七年己巳ノ春假ノ拜殿ヲ建立

ス、同十八庚寅年大樂妙典奉納所ヲ再建ス同十九辛卯年諸方チ勸化シテ四間ニ十間ノ拜殿ヲ新タニ遺營シ文祿四乙未年愛
宕ノ社ヲ再建ス慶長二丁酉年奥之院三之宮ノ社再建同年賢聖院住坊チ今面ノ天神ノ社地ヘ移シ同年結ノ神ノ壽祠ヲ再建ス同
年藥師堂再建同年奥州ノ大守藤原秀衡寄進セラレタル三之宮ノ鐘諸方チ轉展シテ今ハ北袋ノ城内ニ有シテ清水久左衛門等調
略シテ當山ヘ取戻ス同年八月五日鐘樓堂棟上舖供養同年秋ノ季授職灌頂殿ヲ當寺ノ門内ヘ移ス 天正十五年ヨリ當年マアハ講
ヘ引移ス當時ノ 同年神輿一社建立同三戊戌年日海法印ノ弟子持正坊明眞今宮佐羅王子ノ神體ヲ彫刻シ又社頭ヲ再建ス同年禪
護摩堂是ナリ 師王子ノ社再建神體ニハ地藏菩薩ノ石像チ安置シ釋宗源ナリ、同五庚子年天崇大御前ノ社頭并神體御遺營施主ハ青木紀
伊守重善普請奉行ハ青木清水左衛門尉ナリト、同八癸卯年秀康師并御母長松殿御兩所御營願ノ旨ニヨリテ大講堂一字御建
之本尊ハ藥師如來福井ノ城内ヨリ御入興九月八日入佛、同九甲辰年、中宮寶殿御再建本願主ハ同ク越前黃門秀康卿御奉
行ハ内記豐後守本名關戸田庄右衛門奉之十一月八日正遷宮、同十二丁未年、長松院御遺營ノ爲ニ天崇御前堂一字建立奉
行ハ大見彦三郎同十三戊申年、天崇越南知ノ社頭大守、忠直卿御遺營奉行ハ大見彦三郎ナリ六月十八日正遷宮、同十
四己酉年、大聖院延命院ノ坊舎建立同十六亥年開山堂ヲ再建シマタ大師ノ木像二軀ヲ作ル一軀ハ從來安置ノ御直作ノ御首
ニ御胴體ヲ復補シ奉リテ當山開山堂ニ安置シ全體新作ノ御像ハ天崇御前室ニ安置ス、元和七辛酉年天崇三所社頭は再建御
施主、ハ大守、忠直卿御奉行大見彦三郎元定ナリ云々寛永、六己巳年大講堂御修理、

寺地寄連

天正の頃長谷川寺地を寄す。

一、天正十四丙戌十一月吉日長谷川彌八郎一正坊跡屋敷三分一寄進狀沿革
〔貞享三年壽山代官 覺〕一、高外四拾九壹石斗五升四合者平泉寺境内 是ハ天正拾四戊辰年長谷河彌八郎殿御寄進其後慶長三戊
〔松田又兵衛差出 覺〕
〔文政十三年 覺〕一、中宮平泉寺除地山林境内東西貳拾壹丁南北九丁高七拾八石余田畑宮地并敷地除地境内之儀者天正十四
〔任來ヶ條書覺〕
年太閤御檢地之節モ任先例ニ被令免許候
下編 町村誌 平泉寺村
一一七九

丙戌年十一月長谷川彌八郎一正殿より坊跡屋敷の御寄附有之右御書付所持仕候慶長三戌年七月十四日羽柴筑前守秀吉公御檢地の節も任先例に免許有之寛永八癸卯年六月中納言秀康卿より禁制權を被下候同九年閏八月十五日中宮除地境内御寄附に付御役人入申連印の印書所持仕候中宮諸堂社貳拾一ヶ所平泉寺寺院並

一、山六ヶ寺御座候事

一、右仕來者平泉寺中宮諸堂社並平泉寺々院棟數三百九個所有之修葺等自分に御座候事

一、諸堂社寺院等修葺之砌並無據寺務入用之節若御門主様へ御伺申上候上にて材木伐取相用候事

一、中宮御祭禮四月五日六月十八日兩度御座候其節勝山城主より警固被遣候事

一、白山社領境内勝山領分境に古來より拵杭打有之候得共朽損し候今も御座候に付毎年三月中境内追り拵杭損し候分打替申候事

一、代々の院主爲心得諸木伐取候跡並洞地有之候處に杉苗植付候様精々心懸毎年夫々の植付候事

一、一山坊敷安永度御書上に者都而一山寺院八ヶ寺ニ相成御座候得共貳ヶ寺者中昔より稱號許りにて六ヶ寺存在仕候其内四ヶ寺極大破に修覆も難行届候ニ付衆評之上暫の内疊破道而建立可仕と奉存候只今迄の寺院者手廣にて修葺等も難行届ニ付四間に六間ニ建立可仕存念ニ御座候登ヶ寺先年建立仕候右之段文政七年閏八月中御伺申上候一山寺院之儀者

御朱印二百石之内七十八石一山配當御座候事

一、古來より伐木仕候節御門主様は御届申上候義無御座候事

一、中宮山林境内殺生禁斷之事

一、中宮平泉寺境内之儀者古來より何事も平泉寺一手切に而取斗候而外より一切構不申候事

一、境内敷地之内に勝山領分百姓も住居仕候今も有之又勝山領敷地内に住居仕在罷候門前百姓も有之候事

一、御朱印地門前百姓仕置之儀者古來より仕來替之儀者一切平泉寺にて仕候法中に難取斗重罪人之儀者勝山領分は相頼可

申仕來に御座候事

一、御朱印地門前人別宗門御改之義古來より平泉寺にて取調勝山領主は相頼公違御勘定所に差出申候其砌御門主様はも同様差上候事

一、勝山領之平泉寺領者合納所之事故收納之儀者相互に勝山領分百姓たり共糺明申付候事

〔天保十二年分限書上帳〕 一白山境内 凡十里四方

右は從 公儀被成下候御繪圖面の通境内に公儀御林八ヶ所有之候

一、除地 東四二十一町 南九町

山林 境内

但此内高合八十四石五斗七升五合宮地並門前の族敷地等御座候

右は天正十四戌年十一月長谷川彌八郎一正殿より御寄附有之其後慶長三戌年七月 羽柴筑前守秀吉公御檢地の節も任先例免許被成下同九年八月越前中納言秀康卿より同所御寄附被下候何れも御書付所持罷在候。

松平秀康入封の際、寺領貳百石を寄せしに、寛永初年より、忠昌の内意により、日海直願して、將軍の寄附と改められぬ。

〔再興緣起〕 忠昌卿、秀康卿ノ御遺徳ヲツガセラレ、白山社領ヲ御朱印ニ成サレ度程御内願ニツキ當山寺務日海ヲ福井城中御座所エメサレ早速公儀へ願達スベキ御直命有之ニツキ則チ元和十年甲子正月一紙ノ願文ヲ認メ江府ノ寺社司ニ呈、文ニ曰ク(文略ス)斯テ其年改元アリ寛永元年六月、秀忠公ヨリ、御朱印ヲ賜フ

白山御供田之事高二百石者右於大野郡平泉寺村之内爲新寄進永代知行不可有相違之狀仍如件

慶長六年十一月九日

宰相 秀康
白山平泉寺 玄成院

(同日付長谷部采女正本多志摩守賢成院宛の添狀あり元和六年申十二月二十六日付矢野傳左衛門より寺領免相に關する回

答状あり

御寺領免相之儀御尋に御座候間申上候御藏入免相に一つ成高可被成御取候御藏入は免相之外に一つ七八歩も諸役儀に出申候當年は大阪御普請役に出申候分儀申候得者御寺領之免は二つ成高被爲取候ても御百生仕合に御座候へ共御寺の御事に御座候間當年は安御取被成以來まで御藏入に一つ成宛高被爲取御尤と存候殊に御寺領之儀は先年中納言御墨印被遣候刻内書豐後念を入上田並つよき百生を書出申候間爲以來之如此に御座候仍如件

〔文政十二年 仕來ケ條書覺〕 一其後台徳院様御代寛永元年六月秀康卿(忠昌卿ならむ)より被仰立右二百石 公儀御朱印に被成下候より此末御代々 御朱印頂戴仕來候事

一、御朱印頂戴仕候節者小笠原相模守殿は公儀より御渡有之夫より當寺江御渡有之候事

一、白山社領御朱印高二百石者越前國大野郡勝山領主小笠原相模守殿領分之内同郡平泉寺村高二千七百石の内被孕御座候而 御朱印二百石を勝山領分百性並平泉寺門前百性の平均に割付有之村家數凡三百軒餘其内勝山領百性二百軒餘平泉寺門前百性九十軒餘門前百性も勝山領の田畑を作り勝山分百性も御社之内田畑作り候間合納所に御座候事右御朱印二百石者古來より水損旱損等の凶作の憂者無御座候處近來二千七百石之内水旱之節者勝山領主用捨朱引方割合を以用捨致し候是者先住代より仕來に相成候事

一、御朱印御改之節者玄成院拜參仕御改濟に而歸國仕候折御朱印者御回家は御渡夫より於國元頂戴仕候仕來に御座候

秀康夫人の好意より、寺屋敷を寄附されしが如きも、後の文書には見えず。

可被相渡平泉寺之寺屋敷事

一、高四石一斗七斗

一、高二石一斗三升二合

御藏入之内

岡越後守領所之内

其他

二口合六石三斗二合

右兩所屋敷に御袋様より加藤可右衛門を以被仰下清水丹後守被得御意被下候間玄場院へ可被相渡者也仍如件
慶長十四年極月三日
本多伊豆今村掃部

〔同日付書狀存じ翌年間五月二日檢地十石三斗六升八合の水帳あり〕

〔代官〕大見彦三郎殿參る

次で、松平忠昌、又、社領百石を寄す。

奉寄附 白山社領之事

高合百石者

右於志比庄野中村之内令新寄進之條永知行不可相違之狀如件

白山平泉寺玄成院

寛永三丙寅年五月日(蓋)

萬治二己亥年八月日光通任先規寄進狀

正寶三乙卯年十二月日 昌親同前

同 五丁己年十二月日 綱昌同前

次で、勝山城主より、亦三十石を寄られる。

一、寛永七年庚午三月日 松平直基寄進狀

一、同 十二年乙亥極月日 同 直久同前

一、享保四年己亥五月十一日 小笠原信辰同前

下編 町村誌 平泉寺村

(同日付安田佐次右衛門林園右衛門の添状あり)

一、高三拾石此米九石三斗

内

七分通 拾六俵一斗一升 冬納

三分通 六俵三斗九升 春納

ノ貳拾三俵壹斗

右自由に被寄進土佐守元祿十五年相定候通駿河守も段々相□宛申候通無相違平泉寺村定處高之一分之積を以爲相渡申候
仍如件

享保四己亥年五月十一日

玄成院

〔住來覺〕 平泉寺村勝山領庄屋共より相納 寸志川引米御座候

正保年間、福井侯此村を檢地し、寺領中より打出の増高をも併せ寄す。

〔貞享三年勝山代官覺〕 一高二十九石四斗九合 者正保四亥年檢地出分是ハ、光通公家來檢地奉行須崎三頁右衛門より添
〔松田又兵衛差出覺〕 一平泉寺門前百姓川除藤木足役除之事 是は平泉寺向之外役高之内二百八十五石四斗七升貳合越石
狀御座候)

其他、諸種の寄附収入も、亦、少からざりしが如し。

〔貞享三年勝山代官覺〕 一平泉寺門前百姓川除藤木足役除之事 是は平泉寺向之外役高之内二百八十五石四斗七升貳合越石
〔松田又兵衛差出覺〕 一平泉寺門前百姓川除藤木足役除之事 是は平泉寺向之外役高之内二百八十五石四斗七升貳合越石
に所持致候分先規申納言秀康公方平泉寺神前掃除柴垣之用にとて右之高辻足役川除藤木被令免許候則並鈴木宇右衛門平中之

安田佐次右衛門
林 園右衛門

詔文御座候

一、吉田菅沼原壹ヶ所

平泉寺支配

是は平泉寺權現爲雪垣中納言康公方御寄附被成候處夫より此來平泉寺より支配仕來入用之菅取申候其外百姓並門前之者も却
取り候尤菅取取り候前日百姓共も申候

〔天保十二年分限書上帳之寫〕 一、高五十一石二斗二升八合七夕 惣買附地高 但此分衆徒中へ配當有之候

右は曹洞宗本山永平禪寺方元祿年中白山永代常燈明料寄附且同宗四門加賀州大乘寺方天嶺御前室建料同所接待茶料其後寄附
有之候口々相集候田畑高に御座候買附置候 主等多人就故者前路々不申上候

一、白山禪定本道 從中宮下泉寺境内白山境内入口 右者開山泰澄大師初禪定之道筋にて從往古平泉寺支配仕候依之中興以
來も御除地に被成下候

一、福井松木下油町

拾五間

右は就祈願用に罷越候節之爲用意 中納言秀康卿御代被下候爾後支配地に御座候

一、菅沼

一ヶ所

但廻り一里餘 右は爲白山中宮雪垣等之從 中納言秀康卿於同國同郡吉田御寄附被下候已來支配
仕候

一、松平越前守殿 右は御先祖中納言秀康卿當國御拜領御入國以來每歲正月御本城へ罷越二夜三日之間護摩供執行仕候且於
自坊は正月方極月迄月並護摩供七座宛執行仕月々御札進上仕候別段從 御先祖御頼被爲置候福井城鬼門除本尊藥師供月に八
日十二日無懈怠勤行仕候

但正月城門護摩導師布施當國銀札百匁衆僧布施銀拾匁六人分外に被召連候者共扶持來相渡申候從平泉寺福井城下迄往返
入足之儀は長持貳掉荷物十八荷駕籠七挺且小道具等持入迄凡人步貳百人餘慶長年中以來村職人足御差出只今に相違不仕候
一、勝山御領主 右は寛永年中松平大和守殿御在所之頃御居城鎮護息障之御祈念御頼有之候以來當御領主よりも同所
小笠原土用丸殿

下編 町村誌 平泉寺村

相頼に付月々無意執行仕五九正月御札進上仕候

但各年春御代參之節神前え御初尾金百疋御献納之外定式之儀無御座候

一、百姓方六拾軒 但或罪相家此收納玄米壹俵半程銀五十匁位年々不同是は山内顯海寺え附置申候

一、公儀御名代 右は白山天嶺え毎歲七月遠州沼松修驗二詣坊被相勤候

但爲御初穂背銅御献納有之候

一、國主御代參 右は白山天嶺え毎歲六月之内城下眞言宗寶藏院不動院各番被相勤候

但爲御初穂銀子五匁御献捧有之

一、永貳貫文 右は御代官所同郡牛首村大庄屋山岸十郎右衛門より毎歲極月爲山年貢被相納候尤享保度白山論 御裁許之節於御奉行所に被仰付候以來之儀に御座候

一、金拾貳兩程 右は白山天嶺參詣人御山役錢諸散物共尤年々不同並年收納大途に御座候

一、金貳拾兩餘 右は白山麓温泉湯錢小屋代共毎歲夏中之收納尤年々少々宛相違候並年之收納高大途に御座候

一、金拾五兩程 右は白山麓一ノ瀬赤岩兩村百姓共山知年貢尤年々耕作次第收納故不同ニ御座候 右件々之外抱宮地年貢地

門山持山井池沼其外支配下且宣式收納總而無御座候

年頭献上

一、金貳百匹

一、同 斷

一、同 斷

一、同 斷

但兩執當履え年玉進上

一、金貳百疋

末衆	末衆	末衆	末衆
寺徒	寺徒	寺徒	寺徒
中中	中中	中中	中中

但 同 斷

福井侯信仰の證は、藩史に徴することを得。

福井侯の
運勢と悲

〔越藩史略〕(寛文十一年五月)藩の本城成る公先づ八田金右衛門を藩に遣し將軍家の吉日を擇て兵器を本城に納しむ即平泉寺に於て日を卜す。

(延寶四年正月)十六日より十八日の朝まで白山玄成院をして護摩を修せしむ。

三國に跨り、北國と汎稱する白山及、其祠堂は、時々爭論の因となりしも、彼の天海と師弟の關係存して、東叡山直末たる此寺は、常に勝訴を贏ち得て、全山を支配せしに、如何なればにや漸次衰頹するの非運を免かれざりしが如し。

〔古文書〕一享保十六年五月牛首と山論の際公儀檢地に付小笠原家より三千人金森家より二千道作人足寄附の書類

一、同十七年壬子三月十三日付寛播摩駒肥後大越前稻下野裏印の山境裁許圖

一、寛保三亥六月裁許狀寫(云)一越前國北國白山別當平泉寺名代大聖院華王院訴上候は白山三社之内越南知之社六年以前平泉寺より致修復候處罷加賀國能美郡尾添村之者打破彼村より致修復替候に付相替候得は右社は尾添村支配之由申之候是迄加賀え參詣人尾添村より案内いたし三社の初穂をも彼者共致押領候義より段々相長近年種々我儘相慕候并越前國大野郡石徹白權現之社大和儀京都其外にて越之白山大權現開帳と札差出候に付他國にては平泉寺支配之北國白山開帳と心得候者有之由に付大和方へ紛敷申道候處此方社家之筋を以て致候由其上別山之社并別山室共に大和支配之旨申懸候平泉寺儀貳百石餘 御朱印被成下白山別當にて三社并五ヶ所之室共々 公儀御造營所にて毎度別當より御修復御願申上候白山に神主社人と申者前々より壹人も無御座候然處尾添村に何之由緒證據も無之所我儘を相働越南知別山并室共に支配之由押領申掛候

下編 町村誌 平泉寺村

自今尾添村石徹白之者共一山中曾而委綺不申候山内一切立入不申候様に奉願候且石徹白之者共北國白山之梵字有之札寶印を張に押申し在々々相賦候由此儀も向後決而無用にいたし候様に仕度旨申上之候

(此訴訟も、評定所にて裁決の結果、尾添村の者は、白山縁起二軸を此寺に返させられ、過料五貫文を被仰付、石徹白村の者は在所過派を被命、桑然勝訴の顛末、此文の尾に詳しきも略之)

彼の白山を支配せし狀況は、左の書類にて明らかなり。

白山を支配す

〔文政十二年 覺〕 一 白山御山三ヶ所山林境内町間者入込候故相知不申候得共凡十里四方と申傳候山上山下に諸堂社十九ヶ所麓に湯泉御座候て湯稍湯小屋湯之役所都而六ヶ所御座候赤岩と申所に御料所牛首村より出作り入會百姓貳拾軒餘住居仕候此年貢として登簡年に永貳貫文宛享保度山公事御裁許之後收納仕候段 公儀被成下候御役人中御連印之白山領分山繪圖所持仕候尤も一之瀬と申處に當寺支配之百姓貳拾軒餘罷在候事

一、右仕來者天嶺並麓之諸堂社都而拾九ヶ所有之右修覆等の儀古來者 公儀より御修覆被成下候處中昔御斷に相成拾壹ヶ國御免勤化並御銀拜領仕候其後度々御修覆相頼候節御免勤化被 仰付其助成を以御修覆仕來候近例文化度七ヶ國御免勤化被 仰付御宮諸堂社寺等御修覆仕候凡年限貳拾五年目之節御修覆相頼候仕來に御座候事

一、白山天嶺並麓之諸堂社變事御座候節者 公儀並御門主様え御届申上候仕來に御座候事

一、白山御山由開六月朔日より七月下旬まで諸國より參詣之人禪定仕候尤其節山麓當番一山之内より相詰候平泉寺々院々每年禪定仕天下安全之御祈念無怠相勤候仕來御座候事

一、温泉之儀者平泉寺支配にて毎年五月より八月まで役人差遣し置候事

一、赤岩に住居仕候百姓者牛首より出作百姓にて仕置之儀者御料所より有之平泉寺にて者一切拂不申候事

一、一之瀬仕置之儀は古來より平泉寺一手切にて仕候法中御取斗儀御座候節者近村御代官所故相頼候仕來に御座候事

- 一、白山之儀者先年山公事以來從公儀被仰渡も有之一向他領より差遣候儀一切無御座平泉寺にて支配仕候仕來に御座候事
- 一、諸堂社至堂並湯稍湯小屋湯之役所之儀別紙書付を以奉申上候事

且諸書に載する所少からず

贈書所載 不少

〔名勝志〕 平泉寺 勝山城下より二里許東にあり

緣記云夫白山平泉寺は四十四代元正天皇養老元年丁巳神融禪師草創の靈場なり是より前平泉御手洗に天女現じ禪師に語て曰我は是伊非册尊なり今は妙理大菩薩と號す我天嶺に在り大德往て見給へと禪師即ち天嶺に上りて三聖の應跡を拜す養老六年壬戌秋元正天皇御懷あり醫巫驗なし勅諭にて禪師を内裏に召され加持し給ふに立所に御平愈有て絶頂には三所の社を御建立麓には中宮並に當所の僧房を御造營あり是より平泉寺と號す即禪師一刀七禮して七社の尊容を刻み天下安全の御祈禱意事なし其後聖武天皇の御宇に天下痘瘡盛にして人民死すること數を知らず又禪師に勅して之を攘はしめ給ふに不日にして痘瘡止み安全となれり帝叡感ありて八尺の御劍を御布施に與へ玉ふ即社内に之を納む禪師三年白山に籠り給ふ時故郷の老母深く嘆き給ひて獨尋ね登り麓より四里許(七難ヶ岩窟と云ふ所迄)俄に風雨驟しく此岩二つに破れしかば呆れて予み玉へり禪師遙に是をかし召して飛ぶが如く來り是より上には佛菩薩影向ありて結界の地なれば女人の御身にては叶ひ難し然共妙理菩薩より我に賜ふ印文あり是即ち女人禪定と同じく即身成佛の曼陀羅なり是を受持し給ふに於ては現世には息災延命にして未來には必極樂往生疑ふべからずと宣ひければ是より教の如く信仰ありて百年の壽算恙なく竟に往生極樂の素懷を遂玉へり是に於て末代の女人成佛の爲に禪師手づから被曼陀羅を銅鐵に摸し並に老母の眞容を刻み殘せり是より既に一千餘年の星霜を経ると雖も曼陀羅並に老母の尊容損失なく今に寶藏にあり。

白山平泉寺七社 本社伊非册尊本地十一面觀音比咩神とも川上御前とも稱す越南地大已買命本地阿彌陀金銀宮天瓊々杵尊本地不動明王加賀王子彦火々出見命本地虛空藏別山宮天忍穗耳命本地聖觀音三之宮高皇靈神本地如意輪觀音中宮權現國常立命

下編 町村誌 平泉寺村

木師樂師

或記云 當山の麓に三道を踏み分け玉ふ東麓の道を征伐道と名け東夷平治の神座す初地の薩摩の道とも又ば菩薩設法の道とも號す夷敵征伐の爲に神宮東麓に開くと云々扱西麓の道を西戎誅伐の道即等覺菩薩の道と名づく西麓馬場の宮に坐す金銀の大明神宮戎敵征伐の大將軍と云々又南の正面の道を垂跡平泉涌出神宮の道と號し又正法明如來の道とも成道轉法輪の道とも名づく泰澄和尚初て當嶺登山の時中宮平泉の砌にて忽ち妙理權現和光の靈寶を現し玉ひて我天嶺にありと雖常に此林間に遊て此所を中居として上一人を護り下萬民を撫べしわれは伊非册尊なりと記し玉ひし本地なれば十二宿を擗へて十二因縁を觀ぜしめ玉ふ大鏡卷四彦火々出見尊地神棟樂の神南の馬場の麓中宮に座す平泉涌出神宮太陰太陽龍明なり斯く和尚當社草創の砌は觀音大士三十三身の化工と覺しくて十一面の尊形或は千手靈體三面六臂一面三臂赤身赤衣柔纓細衣異類の貴匠禪定にも三十三人當地平泉寺に於ても三十三匠七社は申に及ばず眷屬三千の宮々まで少も違はず養老元年卯朔一日の間に同時に始て同刻に成就し玉ふ靈地なりと云々、

平泉寺石垣之事 古平泉寺の坊の内波多野玉泉坊は五千貫知行し飛鳥井寶光院は八千貫の知行にて凡そ日本一番の法師大名と沙汰しける昔日弘治年中諸堂再興の折節も皆大名坊共思ひ／＼に手柄を振て遺立しけるが本社石垣をば寶光院玉泉坊計ひとして一町餘り有ける所を大石を以て築立んとて兄弟互に負し劣らじと憤り思ひける所に寶光院二間四方ある石を人數を籠し立ける程に諸人はこそ手柄よと褒美しければ其石の運に玉泉坊三間四方の大石を立たりけり然れば若大衆共申けるは寶光院は玉泉坊の舎兒とも云ひ所領も殊の外大身なれ共石は遙に劣りける逆被石の面に狂歌を書き「玉の泉涌出にける大石のそばに立ぬる棟のすひから」弟なれば年も知行も劣れども石の太さは見にまされる」是を見て寶光院甚立腹しさらば大磐石を立つべしとて方々尋求けるに即ち寺内より八間四方ある石を掘現はし是こそ三所權現の典へ玉ふ所なればとて喜悅斜ならず一山を値し引取らんとしけるを國主義景聞玉ひ三間二間の石を築くさへ天下に多くはあるまじきに八間四方の石などを

築かんことは大なる奢侈なりとて是を止めさせ給ふ。

平泉寺繁昌の時諸國斗戯の沙門 初見平泉秀異郷 玉權銀閣數千房 終宵酒宴亦歌會 錦上數花座燒香。

天正二年甲戌四月七山家の一揆共村岡山に砦城を擗へたり平泉寺に朝倉式部大輔景鏡籠りけるが一揆退治の爲に式部を大將として村岡山へ向ふの所一揆等山の後を廻りて平泉寺を放火せしの間衆徒等前後を防くに謀盡て四方へ落行云々一揆等平泉寺を放火する時講堂拜殿三所權現金銀宮加寶御前今宮若宮三之宮眷屬王子の宮々には禪師王子比島宮十萬金剛子五萬八千の乘女兒の宮大野塔大塔寶塔法華堂常行堂三社の鐘樓此外末社の宮々許多の院々朱欄金蓋を並べて遺立し置たるも片時の煙と立上りて空しく灰燼と成にけり

天正二年甲戌民凶蜂起して伽藍僧房盡く滅盡す爰に顯海大僧都法印美濃國に居住すと雖平泉寺の破滅を聞き歸山して再興せんと欲し其後專海法印十方の苦助を催して再興を企つ天正十一年癸未光淨院の坊迹を占して僧庵を結び三所權現の御假殿を建立す大御前の御神靈禪定川上の宿に往古より御鎮座の處に御庵を以て神慮を窺ひ奉り今の社地へ移し奉り天正十五年丁亥十月八日御社建立せしめ遷宮の供養を遂げ畢ぬ。

天正十六年戊子鐘を鐸る同十七年己丑假拜殿を遺立同十八年庚寅奉納所か立つ同十九年辛卯拜殿七間に四間新に遺立す是は野之瀬宗助と云者大檀那として諸方勸進の初めにて是を營む文祿四年乙未愛宕の小堂を立つ慶長二年丁酉三之宮御社建立同年住坊大門而今の天神の社地へ引移す同年結の神の靈祠を建つ同年藥師堂を遺立す同年三の宮の鐘諸方轉展して北袋の城に有りしを清水久左衛門調略して取返し當山に入る同十三年戊申灌頂を執行す并に禪定越前室を立つ同年本坊玄成院大野の本光坊に譲り渡す大聖院延命院明玉坊諸方に散在せしを同十五年庚戌國主へ訴へ當山に引返す則大聖院延命院の僧房を立つ同十六年辛亥神融禪師の影像二軀を作る一軀は當山にあり一軀は白山妙嶺に存す。

〔越前名所しるべ〕 この寺は泰澄大師の開基にして古へは數百坊ありけりといへり今は廢頽して玄成院を本としてわづかに

十坊に満たずされど白山の別當にして將軍家及び國主の祈願所なり

〔越前拾遺録〕 平泉寺ト云ハ大野郡ニアリ勝山東一里ニアリ白山ノ別當職ナリ養老六年八月泰澄大師勅ヲ受ケ此山ヲ草創シ自ラ權現像ヲ作り玉フ是白山ノ大御前也抑此寺領九萬貫堂社四十八社衆徒三千坊アリ境内凡一里餘ニシテ諸木繁茂セリ是ヲ菩提林ト云然ルニ天正二年一揆ノ爲ニ悉ク燒亡サレ今ハ僅ニ本社奥ノ院金創結ノ神拜殿以下殘レリ又樓上ニ鐘アリ奥州秀衛ノ寄進也又奥ノ院ノ側楠正成ノ塔トテアリ是ハ住侶ノ僧所緣ニヨリ建ルモノ也トゾ

〔歸雁記〕 平泉寺は白山の別當職なり養老六年八月勅を請て泰澄大師此寺を草創し自ら斧を取て權現の御形を作り玉ふ是白山の勸請大御前と申奉る善惡の人の心につけてみえさせ玉ふにや同じ御前に拜み奉る者なしと世に申ならはせ侍る昔は神領九萬貫宮々四十八社衆徒の數六千坊とかや天正二年四月一揆の爲に残る所なく放火せられて今は本社に左右に金創加寶奥の院結の神拜殿講堂開山堂有又樓上に鐘あり此鐘は奥州の秀衛の寄附といひ傳へたり社の邊に一里許ほど茂りたりて菩提林といふ有亦汀の平泉は龍神の甞なる御手洗なり三蛇の池と名付此池に影向石といふ有諸天示現まします所といふあり又奥の院の傍に楠正成の石塔有是ハ住侶の僧所緣のことなりて斯印しを殘せり。

〔繪圖記〕 平泉寺見權現、日ノ御前、人窟、大橋、貴布禰、金札昔此所に金を埋鎮守宮、今宮、地藏、開迦水、拜殿千體佛、下馬、結ノ神、體石、神木杉、泰澄和尚石塔、辨財天、池尾、神明、鐘樓伊達秀開山堂、泰澄自義經茶路堂、影向石、平泉寺内に在り泰澄始て登山の時此地に向 開迦水、御供水、辻燈籠、講堂、拜殿、本社、金創、別山、大己貫、加寶、奉納所慶長八年秀衛現此石に影向といへり 開迦水、御供水、辻燈籠、講堂、拜殿、本社、金創、別山、大己貫、加寶、奉納所康公御建立 楠石塔、虚空藏、三宮、荒神石、劍之宮、四天長虚空藏四至山之内、荒神石、元正天皇御建立 白山中宮七社權現。此外法華堂、常行堂、大塔、不動堂、慈門、南大門、摩多羅神宮總て四十八社の堂塔、其外衆徒三千坊、三千坊都合六千塔元正天皇より代々の聖主社領連綿して、加附せられ、天正のころ九萬石と九萬貫となり今寺院七坊殘る。

〔享保書上〕 平泉寺は白山別當職なり養老六年八月勅を請て泰澄大師此寺を草創し自分斧を以て權現の御形を作り給ふと云

へり是白山勸請大御前と申奉る善惡の人の心に隨ひ拜れさせ給ふとかやされば表に見奉る人なしと云往昔は神領永錢九萬貫宮々四十八ヶ所衆徒の類六千坊天正二年四月一揆の爲に不殘放火せられ今は本社の左右に金創加寶奥院結びの神相殿講堂開山堂有り又樓上に釣鐘有り此鐘はむかし奥州の秀衛の寄進と云傳り社の表一里斗り老木これを菩提林といふ。又平泉は龍神の御洗池なり三蛇池とも云ふ此池に干影向石と云ふ青あり諸天來現ましける所なりと云り又奥の院傍に楠正成の石塔あり是は住侶の僧にゆかり有て斯に記して殘せりと云ふ。

〔和漢三才圖會〕 白山寺號平泉寺雖三所祭于此五社也自下馬内二拾町許盡數石境内巍々然數百年來給馬數多而中堂前五重塔亦物久矣

〔續本朝文粹〕 白山上人緣起 藤原敦光 白山者山嶽之神秀者也介在美濃飛騨越前越中加賀五箇國之境矣其高不知幾千俣其周遠亘數百里天地積陰冬夏有雪譬如葱嶺故曰白山夏季秋初氣噴雪消四節之花一時爭開開養老年中有一聖僧泰澄大師是也初占靈龜奉崇權現以降効驗被于遐邇利益及于幽顯參詣其場之者百日斷葷腥來至其砌之者二里禁涕唾依信心之清淨有感應之揭焉

〔龜國雜記〕 白山に禪定し侍りて三の室に至り侍るに雪いと深く侍りければ思ひつけ侍りける

白山の名にあらはれて三越路や峰なる雪の消ゆる日もなし

〔玉海〕 閏四月三日 嘉應二年 越前國平泉寺別當配流阿波國云々

當寺は、千數百年の歴史を有し、東叡山直門として、幕府、國主、領主の保護を受けしものなれば、其什寶の多き、郡内に比無し、今其著しき物を挙げむ。天神名號 は、寛文五己年二月、四世實隆の寄附にて、「靈寶目錄」名號畫像部の筆頭に載する靈品也。鶴鳥圖は、後鳥羽天皇の御製と相俟ちて、世に喧傳する靈筆たるは、載籍之を證せり。

什寶

〔大日本地名辭書〕 本社所藏の古什は
天正の亂離に一切之を失へりと雖尙數
多の寶物を傳ふ後水尾法皇の鶴の繪讚
は殊に世に傳とまれたり、

柴 栗 山

雷之鳥者越之白山立山飛之高山皆産
焉以後鳥羽帝有聖製獨白山者尤著也
其謂雷發聲則鳴其羽可以避雷者非土
人之言也妄矣謂可以鎮火者則或驗云
性不甚畏人然以其深藏隱居出必以霧

傳 宸 翰 之 書 畫



雨陰霏也雖樵夫獵客而不見焉以故民謂之靈而禮神此山者以得見爲祥云官嘗命有司捕而貢僅離山更預百方莫能致也好事之士意
想於傳聞作圖以擬能得其彷彿者蓋亦十無一二元項東尾鳩姿而雄而復與翼裝皆白眼上赤眉如片霞珠俱翳碧。

〔古今沿革考〕 雷鳥此鳥古より加賀國白山絶頂に生ずる鳥にて形鶴に似て雄は全身黒く腹白く小き紅冠あり雌鳥の如し此鳥
雷を避るの徳ありとて世俗畫て家内にかくる一とせ後水尾法皇の自ら畫き玉ひ古歌を御添へ親王方へ遺されけるを今世寫し
磨る此鳥は西土の信天翁也と古人の説あれど信天翁は形狀異なり松岡玄達は西土の松鶴といふ鳥なりといへり。

〔夫木抄〕 後鳥羽院御製 正治貳年百首御歌 出所
しら山の松の木かけにかくろひてやすらにすめるらいの鳥かな

〔同〕 あはれなり越の白根にすむとりの松をたのみて夜を明すらむ
〔新撰六帖〕 しら山の鶴の中にも陸ふかさ松をたのみて鳥やなくらむ

家 隆
知 家

〔越前名蹟考〕 らいの文字詳ならず或は鶴の字を用ひ或は頼の字雷字などの音を借用ゆ名は鳥の名なれども隨に此鳥に當れ
りとは見えず。

鶴鳥圖幅記

伊 藤 東 涯

越之白山有鳥其名曰鶴字出爾雅朱冠玄衣青趾白腹翅端帶白如鶴甚愛其子白山高寒四時常有雪頂下有坂曰五葉萬松環植數十里
此鳥棲宿其間而未嘗他遊人所希見偶有觀者以爲瑞云能除大災後鳥羽昔山有聖製和歌贈美人口州豪小武氏友梅翁世處奉山靈
締慮山腹以休登陟者之勞上山者數矣竟獲視之圖而傳之曩時風早中納言實種卿奏進上皇宮 宣圖御像亭子寶永戊子之災亭免于
燦屬者友梅奉頌令孫實種卿以 聖製題其上幘屬予記之時享保十四年己酉四月也、長胤誦書。

〔鏡巖文集〕 鶴鳥賦并序

明石 梁 田 邦 美 才右
儒臣 衛門

越白山五葉坂有鳥曰鶴朱冠玄衣青趾翅端帶白甚愛子人所罕見能鎮災云事具
伊藤東涯氏說越人小武友梅乃畫爲桂袖以賜予因賦之其辭曰、

凛異氣於高寒棲奇閣於霜雪跼躄以履水冠赤燁而灌熱狀類野鶴匪喋玄黃之血翅如鳥鵲掉龜策之舌陸五葉之蒼松攀探森梢峻
節佩六出之白花蔑視瓊宮之金埒將離欲啄鳳鳥舞兮香悅伴雌雉匹雌鳩蘇兮不襲豈樊籠之凡禽寔羽蟲之一傑維昔後鳥羽之文思玉
音善安其居方今 上皇宮之聖眷給事比表爾閣恭惟鷺且有賜榮爵鶴豈不勝芳譽矧又靈美所鍾災孽是除鼎文可鑄史册可書於是越
前名豪圖象弘諸蓋與洛陽才子文辭列誓樹蠱生固難步奪淹筆學之惠車輒徵釋鳥之鴉聊抒彫蟲之餘系曰鶴者來也百緣來邪庶民來
邪鶴來鶴來視兆將來。

大緣起 正曆元壬戌仲夏、平泉寺大衆より、最澄へ書き送りしを、文龜二戊春日、長吏桑門學淵

追加し、天正十六戊子七月二十七日顯海の跋あり、亡城の際、小原村土井四郎左衛門所持せしな、徳川時代の初期に代官矢野傳左衛門を煩し、借り受け寫取しが如し
實隆の筆寫に係れり。

〔再興緣起日海撰 靈寶目錄〕と共に參考するに足れり。

左記の二幅は、中興五世大僧都實承が、寛永年中の修葺にかゝり、筆力遒勁、墨色蒼古可掬。

〔九世慈觀の時信武の寫せしもの若越小誌に寫出さる〕

〔天保十二年 靈寶目錄〕 右ハ二幅對ニ

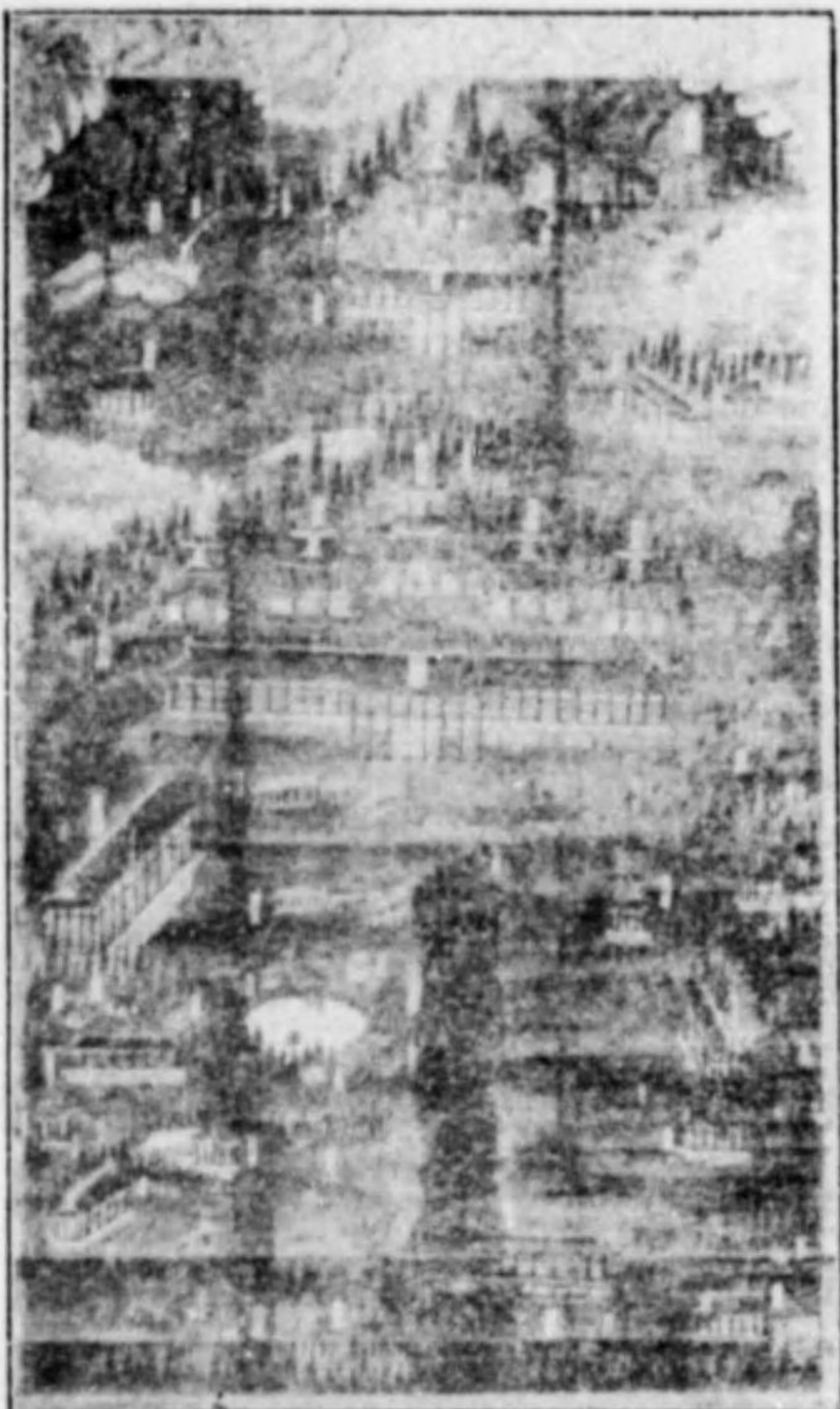
テ往古ヨリ當山ニ傳持ノ所天正度兵亂ノ時一撥ノ凶徒分捕シテ七山家ノ内民家ニ所持セシテ當寺再興ノ砌茅二世大僧都專海懇望シテ文祿二年癸巳三月取戻ス同代慶長年中大檀主黃門秀康卿御社參ノ節當寺書院ニ懸置候所殊之外御賞美アラセラレ御踏城之後召上ラレ畫エニ命メ屏風ニ寫シ取セラレ本紙ハ當寺へ御返却在之候御屏風ハ今尙太守御秘藏ノ重器ニテ毎年正月御祈禱ノ爲ニ

白山高嶺繪圖



白山古圖

中宮平泉寺繪圖



平泉寺古圖

玄成院御本城へ遷出候節コレヲ立置カ
ル
松風琵琶は、源義經の所彈と傳ふ。純金香爐は、松平秀康より、二世專海へ寄附、安永年中火災の際紛失、天明年間に、十六世照州四十雨にて置戻せりと云ふ。
木龍は、長 四尺餘左甚五郎の作と傳ふ。

古假面

古假面 古色蒼然、技術巧妙、一見して其名作なるを驚歎せざるを得ず。大には、裏に「慶長九極月秀康」と記せり、蓋し松平黃門の手書なり。小には寛永 年松平大和守寄附の文字見ゆ。天下一是閑の妙作なるべし。

〔後藤新平青年訓〕 出目は、日本に有名なる面の名手である。彼れの秘訣として、世に傳へられるものを聞くに、尺度を用ふる勿れ、これ死活の岐るゝ所なり」といふのである。

靈應山十二景詩 並序

竹内芳契子請予曰從古有洞庭琵琶湖之作漢和稱八景十景十二景者不可勝計當景十二前賢既定品自然未聞有其詩讀畫賦之手
固辭而不許妄聽充筆賦美景後君子夫云々我何乎嗚乎延享丙寅年林鐘吉吉日大野城後學泉時出養德源直方

御手洗池月

噴霞回岸金蟾躍、醫昌靈水玉兔春、秋水沈珠天一色、寶池寒影雪千峰。

經嶽春曉

南對嵐山北白山、孤峰中立雪斑々、春光恰似美人笑、嶺上翠烟梳曉鬢。

精進坂白櫻

神朝豈唯芳山花、處々春風處々花、精進坂前雲又雪、清香郁々白櫻花。

片瀨春耕

乾坤何物獨安便、白首猶頻祈有年、驢馬黃牛窮日力、霞煙耕破開春田。

豬野歸樵

雪白背山望眼寒、炊煙林上夕陽殘、相歌相答採薪客、知否買臣寒妻嘆。

南谷夜雨

雨聲蓬戶更凄其、獨魂啼來月上遲、村老三更燈火下、農談燃盡數牽罷。

安市晴嵐

早起曳杖出竹扉、露溼行路豆苗肥、朝嵐縮地秀山嶽、十里平原連翠微。

法恩寺飛瀑

下編 町村誌 平泉寺村



眞寫の龍木卓爐香器



眞寫の面假古

銀漢瀟來白水晶、水晶窟下是龍城、法音寺廢古松柏、可憐那郎留瀑名。

泰師山孤雲

山靈地僻樹喬々、一片無心出袖退、孤鶴乘風天外靜、飛鴻逐月邊飄。

菩提林紅葉

三春會作李桃粧、萬樹秋深紅蕭蕭、菩提門前名利客、看々草木現無常。

赤尾夕照

鐘鼓報晴積雨收、老松怪柏四時稠、嵯峨蒼翠山邨晚、斜日丹楓獨領秋。

祖廟樓鐘

樹梢樓鐘雲巖壁、魏々祖廟寒門對、千歲萬歲報晨昏、驚覺凡塵安海內。

靈應山十二景詩歌並序

靈應山平泉寺者泰澄大師開闢二千年之靈場也。開闢有十又二所之好景和漢才人章詠不爲不多。今撰其然焉者以記于茲。云寶寶曆四大歲在甲戌仲春日圓寂。靈應山撰得生靈靈潤校正(再興緣起に據り細註を附す)

靈岳松風

靈岳松風琴調高、又和神樂伶人跳、巖然未散鶯啼會、一乘妙音今不聲。

靈の山妙なる法をしたふかな神のみそのまつかぜの音

祖廟晚鐘開山堂ノ鐘樓ナリ

法の師のおしえに疎支山かつもころをさそふ入逢のかげ

法の師のおしえに疎支山かつもころをさそふ入逢のかげ

平泉池月御手洗ノ月ナ云

香潔盆池月亦圓、接來秋水與長天、久哉日有平泉號、影向石光幾萬年。

おもふその御手洗池にあまくたる神のこゝろの有明の月

古壇雲霧御手洗池ノ上講堂ノ石坂ナリ大師天女ヲ拜シ玉ヲトキ持

拜祠天女古壇上、雲霧凡々塵不侵、神德和光春色碧、千年舊跡到如今。

としふるや今も常盤にしきしのぶ苔の緑の石たゝみかも

精進坂白櫻

春到深山開白櫻、孤雲殘靈未分明、對花豈念榮花事、作麼生精進坂名。

雲か雪かいざ白妙の神の庭みさかに満るばなのあけぼの

菩提林紅葉

一步直登靈應峯、即斯煩惱菩提林、々楓染出挑秋色、騷客停車愛感吟。

見てぞしる菩提林の紅葉ばにとむてふ暮の綱代たましも

北淵曉霜

數千坊跡北溪連、秋老玄霜滿曉天、不是蒼惶難衍哭、元冥青女下寒顛。

越の山いづこはあれど北溪の秋の霜夜のふけわたる雲

南村夜雨

寂寥南村細雨秋、芭蕉終夜暗生愁、空階滴々難成睡、雲黑月光不上樓。

夜の雨にむかしなおもふ山住のみなみに近き竹の一むら

大師嶺孤雲山邊の佳景を云

孤南一帶橫奇峯、洩々落落都矣跡、豈思覺天爲雨去、無心往來難形容。

世をわもふみのりを今にしたへとして聖の峰になびく薄雲

法音寺飛瀑 法音ノ飛瀑に作る

北嶺飛瀑法音開、千尺長流天上來、直不數銀噴夏靈、當時聲石吼春雷。

法の音その名はいつれ雲井より落てくたくる瀧のしら玉

伊野炊烟

眼界依々墟里烟、梅花楊柳有無連、怪疑仙境清香起、如霧似霞薄暮天。

にさばひぬ籠久しき伊野原の朝ゆふけの煙たえすも

片瀬落雁

水田漠々片瀬原、風色蕭然白雪飄、雁陣驚寒來下處、景容宛似衙門昏。

いく里をこえて來ぬらん峰こえの片瀬の小田に落る雁雲

平泉寺

此地風塵盡、到來多慨歎、菩提當日壯、清梵舊音殘、雲氣蒸軒起、山泉透夏寒、更思溪霧際、隱約向何看。

登靈應山

塔勢凌空起、泉流拂霧旋、壯開三鳳殿、施控九龍川、淨境鍾眞氣、高標吐瑞烟、清池瀾檻外、疊嶺挂天邊、

梵聲深林裏、香牀落日前、牆花靜舊色、橋鳥入新年、興延虎溪客、隱招彭澤賢、行尋松柏路、更願伴飛仙。

遊平泉寺

雨森之實
石川清弼
尾崎宗臣

釋氏峰西古化城、寂寥宮觀鎖林扉、風塵無恙參師廟、感憤難禁柿字聲、
幽洞丹霞留暮色、荒陵蒼樹來白秋、三千舊院今何處、唯有寒蟬送谷鳴。

平泉寺懷古

往昔繁榮地、三千唯一村、稀見殘礎在、弔古獨傷魂。

題大鏡卷後 元祿己卯六月十八日書寫

稽首大悲觀世音、聖身權現在斯岑、若人沈思至心禮、靈感分明無古今。

平泉寺にて

きけば今しかぞ啼なるさく花の匂ひし春の昔かたりな

春日興勝藩諸君會平泉寺賦呈

靈泉踏石暢幽懷、吟履牽躡數級階、畫鶴雕龍敷曲檻、老杉幼檜聳層崖、

日方斜處詩難就、酒稍閑時問可排、愛是芳筵生面客、高談雅味似同儕。

偶探生境傍幽崖、梨白桃紅透石階、吟杖林邊寒神去、穿先苔蘚讀詩牌。

嘉永二酉年三月念七遊平泉寺會勝藩諸君拈韻得文

(前略)高談未歇興未盡、嵐氣襲衣日將暝、溪口巖々歸雲暖、林腰片々宿鳥群、...

村社白山神社 武藏槌命 神 大矢谷字堂の前に在り。

〔明細帳〕 大永二年當村永井四郎兵衛建立し村內共有とし明治九年六月四日村社に列す。

四十二年十月一日、左の村社を合併せり。

下編 町村誌 平泉寺村

釋清音
大金澤顯密
横田秀

内山隆佐

村社白山神社伊非册尊 小矢谷字 小矢谷堂前

〔明細帳〕 大永五年二月二日當村歸山治郎兵衛持加ヲ寄附シ社殿建立村内一統志願シテ明治九年六月四日村社ニ列ス

村社神明社天照皇大神 岩ヶ野字宮川に在り、四十二年三月十三日、左の社を合併せり。

村社白山神社伊邪那美尊 神籬尾字 衣清水〔同時ニ同字無格 社頂奉神社廢止〕

〔明細帳〕 平泉寺村白山神社の末社たりしに元祿八年乙亥三月燒失同九年六月八日村社に被列

村社白山神社天照皇大神 大渡字小澤に在り。

〔明細帳〕 創立年度不詳往古當村字古堂に鎮座候處正寶六年六月九頭龍川洪水の爲既に該社流失せんとせしより同年八月十一日字大角へ遷座す尙其後度々の洪水にて川瀬變換し村民の家屋も難保依て居村を現住の宅地へ移せし處社地遠隔不便なるを以て寶曆六年當今の社地字小澤へ遷宮せんと云ふ明治九年六月八日村社に被列

四十二年三月十三日左の社を合併せり。

村社八幡神社天照皇大神 壁倉字コバエ(九年六月八日被列)

村社八幡神社天照皇大神 猪野口字堂の前に在り。

顯海寺

其他無格社白山神社伊非册尊 赤尾字新九郎に在り、此社は、原と、字四辻天忍魂命、字下野同伊非册尊 字寺野同に在りし同名の三社を合せて、十九年五月十九日に創建せしものにて、四十二年十月十五日、猪野瀬村上高島村社大己貴神社をも合併せり。

顯海寺 天台宗 大字平泉寺白山社畔にあり。明治維新、神佛分離の結果、平泉寺は、村名、大字名とのみなりて、僅に此寺の、教風を存するあるのみ。

〔明細帳〕 當顯海寺は靈應山平泉寺の分派なり抑も平泉寺は人皇四十四代元正天皇養老六年の御造營にして泰澄大師の開基たり後ち久安三年近衛天皇勅して天台別院の嘉號を賜る茲に於て始めて比叡山延曆寺の末寺となる降て天正二年四月兵燹に罹り當山六千坊舍盡く燒亡す同十一年故學頭賢聖院權僧正顯海當山に復歸し一の草庵を結び賢聖院ト號ス后寛永元年故有テ玄成院ト改ム之に居り白山中宮神社及六坊舍を再興す同十五年一寺を建設し顯海寺と號し以て舊寺務を修め而老す後相續て今に至る

〔大日本地名辭書〕 今白山神社の社務所の鄰坊を分ちて佛學を存し平泉の中興賢聖院學頭顯海の名を傳ふ。

西念寺(松尾山) 眞宗 本願寺派 本村平泉寺に在り、泰澄の開基にして、中興惠秀は、平泉寺白山社内に楠公碑を建て、同氏所縁の寺院にて、其遺物を存せりと云ふ。

〔緣起 元和元年五月〕

當山は…泰澄ノ開基天台宗ノ道場ナリシモ大師入寂ノ後ハ南都興福寺ニ屬シ其後延暦寺ニ附キ妻帶



惠秀律師の畫像

派トナリ：血統絶ユル事ナシ嘉曆三年ノ時補正成公ノ異母弟正遠ノ子正利當地白山神社ニ詣テ、菩提心ヲ發シテ止マズ：佛弟子ト成ラレ惠秀ト號セラレ當山ニ入テ法燈ヲ繼カレケル正秀正光惠光子々相傳：惠光ノ子智光法印ノ代ニ：蓮如：上人ノ御弟子トナリ四念ト名ヲ給フ：御自作ノ木像畫像：ヲ與ヘ給フ：其後天正二年四月十四日穢田信長按に一撰ノ爲ニ焦土トナル時數多ノ寶物燒失セシモ：五六ノ寶ヲ持：遺言ヲ守リ世々補公一族ノ位牌ヲ供養シ云々

〔寶物〕？ 補公遺言狀 補公鏡 太閤制札

〔島田忠右衛門系圖〕

惠秀律師補正遠 長男 幼名孫三郎若冠之□□觀有爲轉變無常薙髮染衣而負笈諸國遍歷焉到越之前州

大野郡白山平泉寺歡寂寬勝地於此地留錫則三千坊隨一妻帶派松尾正學院住職矣或時感伯父

正成之靈詫當山社邊建其靈廟吊彼菩提

〔丸 正法寺記〕 正成の兄弟應永三十二年九月八日死〔類聚國誌〕正成の弟正季〔平泉寺記〕正

遠の季子

光明寺

正秀法眼 平泉寺衆徒松尾正學院住職應永十一年三月二十六日寂七十五歳

光明寺 眞宗 大谷派 大矢谷村字中屋敷に在り、

〔明細帳〕 文明年中開基祐玄道場創立天明八年二月二十日留守居圓證本山限寺號免許明治十

二年六月三十日寺號公稱許可

竹峯庵 曹洞宗 岩ヶ野村字宮川に在り。

〔明細帳〕 寛文七年竹峯廣瀬和尚開闢而同年五月四日庵號許可明治十一年十一月一日本山管長より法地免許

竹峯庵

名勝古蹟墳墓

名勝故蹟墳墓 本村内には記すべきもの殊に多きも、最も世に聞ゆるは辨ヶ瀧なり。辨ヶ瀧 は、平泉寺の法恩寺山腰に在り、「辨ヶ瀧物語」と云ふ草紙さへ世に行はれて、兒ノ卒都婆と共に、其名高し。此瀧の附近は、郡林として造成中に屬せり。

五月端午與友人遊下辨兒瀧下

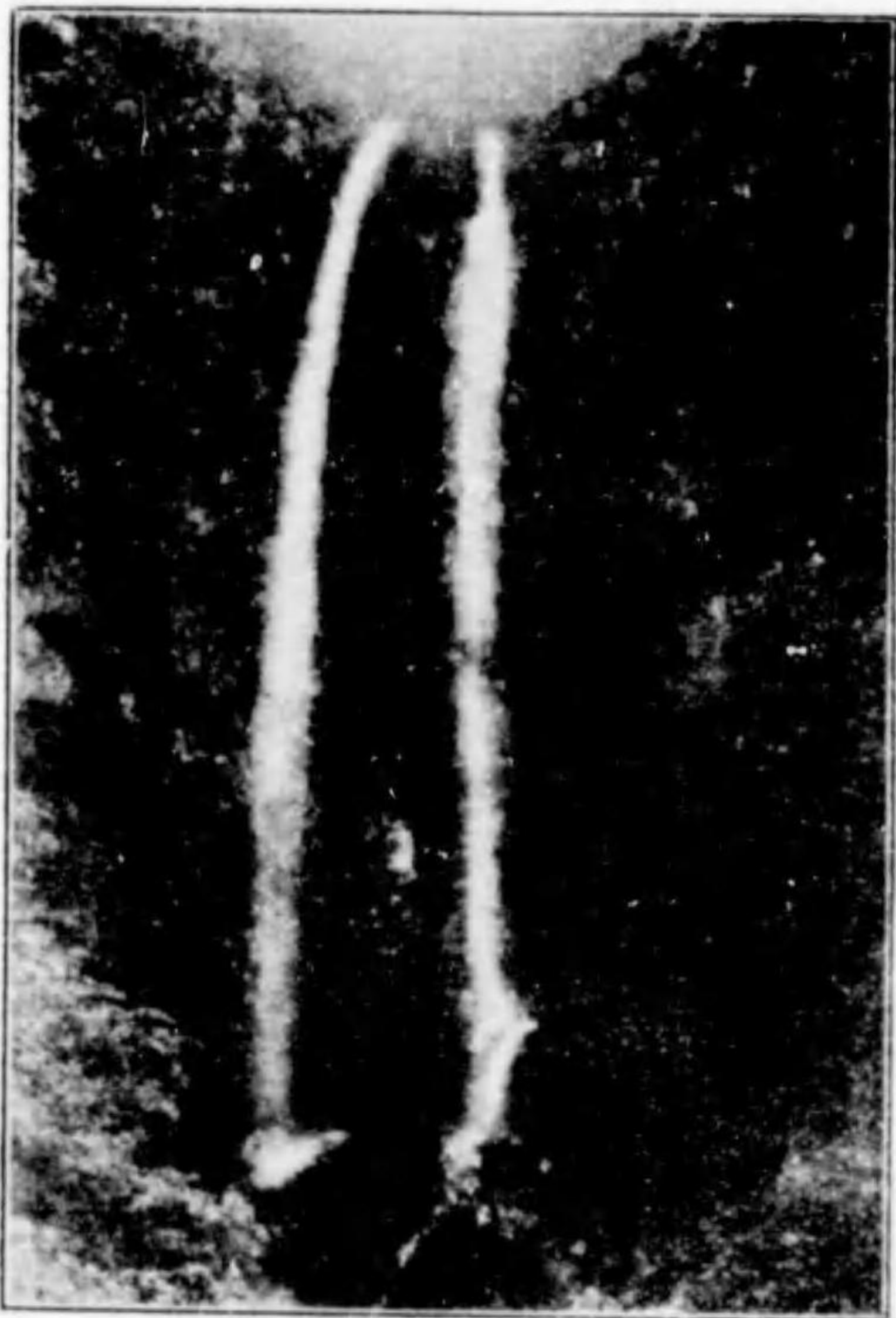
林 毛 川

斷崖如屏山欲頽、交枝喬木似空懸、天公故掬銀河水、澗作人間萬丈烟。

〔縣統計書〕 高サ拾丈巾七尺滝木は女神川トナリ九頭龍川ニ入ル

〔名勝志〕 辨ヶ瀧平泉寺の良にあたり一里許山中にあり何の時にか有けん平泉寺に和光といへる 兒あり容顏美麗にして心優也辨の君といへると互に志深かりしかいかなる故にや和光今の辨か瀧へ身を投て死しけり辨の君は戀慕して同く瀧に身

下編 町村誌 平泉寺村



辨ヶ淵の景

な投て死す是より辨か誰といふ

〔類聚國誌〕 辨遊女神川ノ源流ニシテ

平泉寺ノ東南ニ在往昔平泉寺ニ和光辨

君ト云二人ノ美童アリ故有テ和光此誰

ニ身ヲ投ケ死ス辨君其慈ニ堪ス權テ此

ニ投ス是ヨリシテ辨遊ト稱スト名勝記

ニ見エタリ

〔越前名蹟考〕 素長按するに辨か誰物

語といふ草紙にいへるは和光は足羽郡

益田細次と云人の子にて子細在て平泉

寺に叔父の御ありける許に寓す辨の君

は今立郡の大領生江廣人といへるが姪

女にてありけるを廣人養ひ置けるに廣人の妻にくまれ平泉寺のほとり何某長者とかやいへる伯父のもとにさすらひ居たる

由な載たり、又一書には辨の君といふは平泉寺衆徒の法師にて和光と男色の因みと聞えたり今いつれか是非を知らず

髮垂瀧 繪圖記)岩ヶ野村 此大字には、辨才天、河岸壁等の名所あり。

五郎丸館跡 繪圖記(壁倉村) 西に館跡あり御所五郎丸富士野に於て曾我五郎時宗を組留た

る時恩賞として木木領壁倉村近邊を拜領此邊御所堂と云て所々社跡あり且懷庄と號し知行し

五郎丸館跡

る由なり

宮渡舊跡 大渡の地籍、現今の荒井船橋附近なるべし。繪圖記)〔名勝志〕〔類聚國誌〕等に見

ゆ。交通條
参照

〔大日本地名辭書〕 大渡 今平泉寺村の大字にして眞名川穴馬川の落合の東岸を云ふ此航津をば箱渡と云ひ九頭龍を箱河と

も云ふ

朝倉の渡 〔朝倉始末記〕 (天正二年)二月上旬大野に境寺に式部太輔景鏡居住……一揆等攻討

ベキ風聞急ニ成故……平泉寺寶光院ヲ頼ミ夜中ニ二三十騎計ニテ壁倉ノ渡ヲシテ寺内ニコソ

入ラレケレ依之一揆共平泉寺ヲ攻ホロホスヘシトソ聞エケル

七難の岩窟又雉子上 〔名勝志〕平泉寺より白山禪定する道にあり雉子上と云ふは泰澄始て白山

へ登り玉ふ時山の頂に至て白山へ行くべき方角を知らず時に三足の白雉來りて導をなす白雉は

白山權現の仕者なり〔名蹟考〕泰澄の母泰澄を尋ねて此まで登山ある事上に見えたり。

燕ノ岩屋 〔村誌稿〕平泉寺の長一里許の所に在り。峨々たる岩石重疊して一の洞穴を成す廣さ

方二間許時々修験者の籠ることあり〔按〕七難の岩窟にあらざるか

一の宿 大矢谷に在り、六呂師村〔板谷〕の二の宿に對しての名にして、世に喧傳する岩窟なり。

〔國繪圖〕 六呂師の具窟あり内に毘沙門堂あり一の宿と云ふ

下編 町村誌 平泉寺村

俗野「同上」(大矢谷)村より東、六呂師との間に在り。
城跡?岡横江丸山庄九郎の宅地と其附近を城と稱し。又、同大字伊藤仁右衛門宅地よりは、續々石塔出づといふ。

楠公墓

楠公墓 平泉寺白山社内、奥ノ院三ノ宮の側に在り、「歸雁記」にも載す社寺條 参照。

〔越藩史略〕(寛文二年三月)平泉寺楠公墓の墓の四周に石柵を造る

〔越前名蹟考〕 越前郡平泉寺有攝河泉侯楠公墓侯弟僧惠秀雲相傳秀在平泉寺一日見介而騎者三宮神祠側流血被體威容甚壯就之侯秀愕然侯微笑曰此地南海觀音化現之處故來言畢不見秀甚怪付急遣問其安正其陣亡之日秀哀痛不已因有此舉天正火寺其墓亦宿草沒人至吾大安公。(光通)命終之仍標墓四周既而寺爲封外春秋不復事有司者數十年云々。

右は大瀧邑三田村周防墓の側に石を建て刻せむ事をおもひ清田儂叟先生に請て此詩文を記せしむ然に此舉果さずして止むれども其文章は猶三田村家に存せり今此數章は墓の建てし所由を委しくするを以て爰に鈔出するものなり。

〔國史實錄〕 延元元年丙子五月云々正成乃陣湊川西以當直義陸軍云々正成謂正季曰勤王之力究于此生不能平敵永矢則死以報之汝謂何正季曰豈不同志乎即兄弟相共自裁遂死之正成時年四十三正季年三十二。

〔本朝通記〕 正成橋元諸第十四孫兵衛正玄之子也正玄初無子禱志貴之神時夢武人握金色甲入口中因有身生而嗜癡好學善諷論以忠誠撫民以仁義勸士也人皆樂爲正成之麾下初年十二從父自擊矢尾顯幸以往每戰樹功無其於智謀計慮比肩者稱曰日本無雙。

〔類聚國誌〕 楠正成墓 平泉寺奥院三宮ノ側ニ在正成ノ弟帶刀正秀弟一世ヲ避ケ此ニ住シテ惠秀律師ト號ス正成攝州湊川ニ戰死セシ時ニ當テ其靈惠秀ニ見ユ其處ニ建タル墓ナリト云惠秀ハ丸岡正法寺ノ始祖ナリ

〔名勝志〕 平泉寺奥院三の宮の側に在り

(按)に、本村西念寺、亦た惠秀の開基と稱す、詳細は該寺の條に記せり。

泰澄大師墓 〔類聚國誌〕 又平泉寺ニ泰澄墓アリ

人物 古き歴史を有する本村には、傳ふ可き人少からず。

平泉寺長吏齊明威儀 平氏に返忠して、一時義仲を困しめしは人の知る所、されど、之は、當時の常習のみ、「人名辭書」にも載録する此僧を傳へずして可ならんや。

〔源平盛衰記〕 平泉寺ノ長吏齊明。木曾力下知ニ隨テ門徒ノ大衆ヲ驅催シ、一千餘騎ニテ大野郡ヲ打過テ、池田越ニ燬城ニ

橋籠ル、

〔長門本平家物語〕 義仲此事ヲ聞テ、我身ハ信濃ニ在リナカテ、平泉寺長吏齊明威儀師ヲ大將ニテ、五千餘騎ニテ、越前國

火打城ヲソ固ケル、

〔平家物語〕 去ル程ニ木曾自ラハ信濃ニ有リナカテ、越前國火打城ヲソ固ケル、彼城郭ニ籠ル勢平泉寺長吏齊明威儀師ヲ始

メトシテ、六千餘騎コソ籠ケレ、

〔源平盛衰記〕 源氏ノ大將ニ憑タル齊明、情案シケルハ、平家ハ聞體十餘萬騎、木曾ハ僅ニ十分カ一、サレバ軍ニ負ケテ、

平家ニ生捕ラレ奉テ、憂目ヲ見ンヨリモ、返忠シテ、平家ニ力ヲソヘント思フ心ゾ付ニケル、薄キ切紙ニ細々ト狀ヲ書テ、

幕目ノ中ニ入テ、平家ノ陣ヘ射渡シタリ、平家ハ此幕目ノ鳴ヌ事コソ怪シケレトテ、取上見レバ、中ニ切紙ノ文アリ、披テ

是ヲ見ルニ、云、源平ノ合戦ニ依テ、意ナラズ又木曾ガ爲ニ驅催サレテ、此城ニ籠テ候、身ハ源氏ニ加テ、心ハ平家ニ通、

此城難所ニアラズ、谷川ヲ塞テ下ニ堤ヲ築キ、シカラミテ橋、水ヲ關止タレバ、東西ノ山ノ根ニ湛テ海ノ如ク見ユレドモ、

夜ニ入テ水ニ心得タラン足輕共テ、東ノ山ノ根ヘ指遣ハシテ、シカラミテ切下ナラバ、山川ノ習ニテ、水ハ程ナク早落候ヘ

人物 齊明

シ、其後案内者シテ、後矢仕ヘシ、是ハ越前國平泉寺ノ長吏齊明ガ申狀ナリトゾ書タルケル。

〔源平盛衰記〕 齊明忽ニ心替シテ、一千餘騎ヲ引分テ平家ニ附、忠ヲ盡シテ後口矢ヲ射ル、源氏堪ヘズシテ引退キ、越前國河上城ニ立籠ル、玉海壽永二年五月一日條云、去平家ハ齊明ヲ先トシテ、河上城ヘ推ヨス。〔按〕に河上は吉田郡河合なるべし。

〔平家物語〕 平泉寺長吏齊明威儀師伊藤本八坂本云、手平家ニ附テ忠ヲイダス、

〔長門本平家物語〕 源氏大將軍齊明威儀師平家ノ勢十餘萬騎ニ及ベリ、叶ハシトヤ思ケン、忽ニ變ズル心アリテ、我城ヲソ攻サセケル。

或時城ノ内ヨリ、平家ノ方ヘ鎗矢ヲ一射カケタリ、怪テ思テ取テ見レバ、中ニ結ビタル文アリ、是ヲ取テ見レバ、城ノ内ヘ寄ベキ標チゾ書タリケル、此河ノ耳ニ五町許行テ、大キナル椎木アリ、彼木ノ許ニ瀨アリ、瀨瀨ト云、其瀨ヲ渡テ東ヘ行バ、ホソクトシタル谷アリ、谷ノ間々ニ二、三町許行バ道ニツニ分レタリ。弓手ナル道ハ城ノ前ヘ通タリ、妻手ナル道ハ後ヘ通タリ、此道ヲ城ノ後ヘ押寄テ、軍ノ間ヲ作タマヘ、間ノ聲ヲ聞ナラバ、城ニ火ヲ懸候ヘシ、然ハ北ヘノミソ落候ハズル、其時大手ヲ押合テ、中ニ取籠テ討給ヘ、又河ハセキアケテ候ヘバ、河尻ヘ足輕ヲ懸シテ、シカラミヲ切下シ候ハ、水ハ程ナク落候ヘシ。齊明カ一黨五千餘騎ニテ城ノ後ヘ落候ヘシ、若敵カトテ暗紛レニアヤマチシ給ナ。馳テ御方ヘ參候ヘシト、外戚ニ附テ親シカリケレバ、越中次郎兵衛殿ヘトゾ書タリケル。

〔參考源平盛衰記〕 義仲越前國平泉寺の長吏齊明を呼び、和僧は、土地の案内者なれば、急ぎ煙ヶ城に立歸りて籠城すべし、急げ〜とありければ、齊明は：千餘人を引率して、衆徒等を相催し、大野郡を進發して、池田越にかゝり煙ヶ城へと參着す。

〔冠註〕 實盛此度煙ヶ城の搦へを見分しけるに勿々力攻にては落城すべき體に非ざば如何はせんと種々工夫を運らしけるに當城の齊明は五條大納言國綱の腹中彼の伯母なるを以て、味方に由緒ある者なれば、越前の國人に腹中の附人として大納言扶持せられし者有るを知りて、彼國人共を語らひ其内に齊明に入魂せし者を選み出し齊明が方へ遣はし、内意を通

ぜんとしける斯程の由緒あるを知らずして義仲此者を大將に選みし事は畢竟彼を知らざるの落度と謂ふべきなり。

盛後は、實盛と密談して、是非に當城を援んとて、彼國人の内にて政子與治太夫と云ふ者に、下知して矢文を射込せける、抑々齊明は、元來反覆者にして、信義を知らざる法師なりければ、早速に同意して、返書を射出しけるにぞ、盛俊披見して、大に悦び、竊に便を遣し、味方の兵を引入れて、勝利するに於ては、越前國大野郡一圓を與へんと、誓紙を以て、申入けるゆゑ、齊明も大に悦び、相圖を定め、當所鞍ヶ岡の、日野川を堰留め、彼所を切落すに於ては即時に水落て、平地と爲る可きに因り、速かに押詰給ふべし、勿論其節は某しが持口の木戸を開くべき間此所より攻入申さるべしと返答しければ盛俊彌々勇み、實盛を案内者として、先手に進め、彼の締切りを切拂ひければ、忽ち水落て平地と成るに、平家の軍兵一萬五千人、我先にと進み、近づく所に、齊明木戸を開て引入れ云々。

齊明固く制し止め、源氏は地の利案内にて、只今引取し小袋坂の峠は至極の難所なる故、一騎打ちにして味方を惱まさんと控へしなり、味方之を知らずして進み行き、峠にて支へられなば敗軍せん事必定なり、依ては安宅に橋を繕ひ十萬餘騎殘らず渡し、俱利迦羅越の本街道、其外根七りの松、小袋坂の道々より大軍をもつて、無二無三に押し寄せ戦ふ程ならば、切所といふとも敵勿々支ふ事能ふまじ。此兩道をだに押切、やがて、般若野其外の所々へ味方亂入せば、源氏堪らず敗軍せんか、然らば北國日ならず、平均せん、速れ以來は此齊明に案内を命ぜらるべし、齊明こそ土地案内に候と、心の中には北國案内の棟梁齋藤實盛が十萬人の耳目となり、京家門の北國案内者が、實盛一人を自當の方と尊信する故、是を浦山しく思ひ、實盛が、職を奪ひ、己こそ實盛が如く尊信せられんとて斯ば願ひけり。權亮三位維盛薩摩守忠度は是を聞實盛は越前の生れにて、當時案内者には之有れども、老年といひ殊に二十年近く平家に仕へ、専ら六波羅京都にのみ在ければ、北國表の案内は昔の如くには參るまじ、夫に引かへ今齊明が案内者となるならば是實盛より詳らかなるべしと、是に於て齊明が請を許しければ、維盛然らば番手は薩摩守に候程に齊明此案内者たるべしと有りけるゆゑ、齊明悦び愚僧が案内仕つる上は、御不

自由なる儀あるべからず、身命を掛て勤候はんといふに、忠度、此上は汝次第の事なれば能々教導之有るべし。勝利の上は和僧が望に任せ出世を取成し致さんと彌々厚く待遇けるにぞ、齊明も勇み立ち然らば押渡し給へと既に評議一決して、安宅の橋を早速に取勝ひ、十余萬人残らず渡り、住吉の濱に屯し、斥候を出して源氏が様子を探はせしに、斥候立歸りて小袋坂本街道には敵一人も見えずと注進しければ、平家の諸將大に悦び然ば俱利伽羅越小袋坂を乗取手術を爲んと急ぎしに、齊明は忠度に向ひ、味方の猛威を示し、國人を懼れしむれば、源氏へ志へ通ぜし者も自然と味方へ變る事もある可きなれば、只今の内に諸方の神社、佛閣を片端より焼拂ひ、申さむと勤め込み、頓て火を掛けしかば、黒煙を諸所に立暫時の間に焼野となるに、國人共ば、却而是を憎み怒り、山林へ逃隠れて、降参する者一人もなく、其上斯と木曾殿へ注進し御屯馬あらば御味方仕つり候はんと申送りける云々。

〔長門本平家物語〕 齊明雖テ平家方ニ落加テ、北陸道ノ案内者ハ、齊明ニ任給ヘトゾ申ケル、

〔平家物語〕 齊明モ因レテ出來ル、木曾殿、其法師余リニ憎キニ先斬トテ斬セラル、云々、

〔源平盛衰記〕 平泉寺ノ長吏齊明ハ、隨分平家ニ忠ヲ盡シ、燈城ヲ落シタリケルカ、殊ニ氣色シテ余ノ兵ハ逃ハ逃ス共、齊明アマスト若者共、同ハ生捕ニセヨ、若者共ト下知シケレバ、岡木次郎成時、是モ主従五騎ニテ歩セ出シテ、耶麻共ニ山

寺法師思ニサコソアランスラメ、齊明ハ我得分ゾ目ヲ懸テ、四騎ノ武者ヲ打拂ヘト云ケレバ、四人ノ耶麻四人法師武者ヲ追拂フ、其間ニ齊明ト成時ト押並テ組ヲ落チ、角角操リ、本意ニ任テ、齊明ヲコソ崩ケレ。去六月北陸道ノ合戦ニ、崩レタリシガ平泉寺長吏齊明ヲバ、六條河原ニテ首ヲ斬ル。

東尋坊 壽永の頃、一山にもてあまされし悪僧なりしも、其死處三國海岸の一名勝區たるより、其名も世に喧傳せらる。

〔朝倉始末記〕 東尋坊トハ出家ノ坊號ニコソアレ謂有事ニヤ由來ハ不知カト御尋有ケレハ視ヲ始浦ノ老人一兩輩罷出夫東尋

坊ト申ハ平泉寺數千坊ノ其中ニ一人ノ惡僧大強力ノ者成バ一山是ヲ疎ケリ壽永元年四月五日平泉寺ノ衆徒等海邊遊覽ノ折即彼巖ノ邊ニテ酒宴ヲ成ケルカ其時節彼東尋坊酒ニ酔テ余嗜聽所ヲ各胸シテ眞柄覺念ト云侍巖壁へ突落シ忽海底へ沈ケリ然ト雖トモ傍ナル兒ヤ法師等ヲ搏ンテ共ニ治ヘゾ曳入ケル尙殘念ノ故ヤラン晴天俄ニ播曇車軸ヲ流雨降電震動シテ電公忽落懸リ多ノ人ヲ損害ス不審也シ奇特哉毎年四月五日白山平泉寺ノ川上御前ノ祭禮ナレハ彼東尋坊ガ怨靈雲ニ乘リ平泉寺へ發行事今ニ至テ諸人ノ眼前ニ有其時必颯風吹テ妨ヲ成ス故ニ近國遠里ノ者舟ヲ出サス怖惶モ信也假令天ハ晴連モ治瀾リ風荒ク執心ノ波ヲ寄セ申候嗚昔諸國修行ノ法師東尋坊ノ漣ノ際ニテ昔問ヘハ千尋ノ底ニ入ル人ノ名ヲハ岸根ノ水ニ游メテ又或人東尋坊ニテノ詩並ニ或歌ニ

青々水色幾千尋、兩岸屏風不耐臨、聞説昔人入波底、曇名仍泛舊地溼。

沈ム身ノ憂名ヲ替ヨ法ノ道四ヲ尋テ浮メ俊ノ世

又程經テ禪家和尙瑞雲〔歸雁記〕近比編ノ頌

好圖見性到心清、迷則平泉不太平、北海漫々風波靜、東尋何敢碍舟行。

按に〔名勝志〕〔歸雁記〕等亦た之を記し〔始末記〕同意

〔越前名蹟考〕 に左の文詩を載せ〔鐘物界之現象〕〔鐵道院 鐵道案内〕〔日本風景論〕 を始め東尋坊の寫眞を挿載するもの

汗牛不費以て如何に世に聞え人口に膾炙するかたすべし

東尋坊潭記

東尋坊潭在坂井郡安島浦…昔時平泉寺有僧稱東尋坊爲人騎橫多力僧徒惡之一日僧徒相共觴飲于此東尋坊既醉踰崖而嘯傲僧

何其昏冥即突起墮之東尋坊捷輒兩手提其僧與侍兒與身俱沒于潭忽暴雷雨亦多死傷矣因名其所云每年四月五日平泉寺有法會則必暴風甚雨巨湖噴激聲震萬雷舟人相戒至是日亦不敢濟蓋謂其怨鬼發于此必過平泉寺云

〔越前名蹟考〕東尋崖下水如天、宛轉廻旋孤島邊、一夜鮫人啼不絕、清光孰與淚痕新。東尋池月三國十景之一

名工三光坊

三光坊 面打の名工なり。〔越前人物志〕平泉寺衆徒三光坊の住僧、彫刻を能くし佛像を刻む、同寺は養老元年越前の秦澄大師の創立にして、秦澄自作の靈像多く、白山越知山、文殊山、吉野山、日野山の國中五山を開闢し、之に感得したる佛像を安置したり、其弟子佛像彫刻の系統を爲して三光坊に至りて面打を以て世に名を知られ、古作と賞翫せらる、壯年比叡山の某寺に住し、山城醍醐最勝院に移り、面打名人として世に六作と云ふ、其門より出目滿照、大光坊幸賢、近江の井關上總介親信、三名人を出す、三光坊文明年中歿す。

〔面目利書〕。寫本三光坊、彩色至て細に、柔成方也、光澤あり、俗に抽肌といふ物、これを元とするか、一體は強き方なり、裏手鈍目なり。

〔一書〕云三光坊作 小尉 大へしみ 小へしみ 金春大夫

〔工藝鏡〕三光坊の門より滿照幸賢親信出で遂に假面工を以て專學とするに至れり

出目滿照

出目滿照 三光坊の甥且弟子にして通稱二郎左衛門府中武生新町に住し舊幕時代の幕府御用面工越前出目家の祖先なり元和年中の人

大光坊

大光坊幸賢 平泉寺の僧にして、三光坊に面打の術を學び、中作の一に數へられ、其名斯界に著し、天下一出目は閑の師にして、戰國時代の人なり。

玄成院如

玄成院如々 如々僧正塔

紀元二千百三十三年

鷺田寬隆撰

釋如々原諱義敬、俗姓藤原、文化丁丑生於下毛國焉、父佐野眞虎、鎮守府將軍秀鄉裔母岡井氏也、天保乙未登日光山、戊戌始投慈觀大像正受戒辛巳就東臺邦範僧正、研究經律討論法華十三年於此終叙法印大僧都賜木蘭衣、嘉永甲寅八月允白山別當職、乃前一夜夢天女、蓋驗矣、九月住持玄成院、是院社堂宇火災廢壞、更有許多舊債、然克立其方盡修理淨債之、且建備荒倉于平泉一瀨兩地、令植杉白山、諭之半供社用、半給植者、村民欣然從焉、若賑貧恤老墾破田地利後人、事頗多、其爲人也淳正寡欲、持律嚴肅至是大樹賜衣服、慶應丁卯辭職上京、任權僧正賜紫衣、許升階十一月歸山棲菩提林號無漏庵、戊辰三月懸錫松尾寺、一夏講經、歸依輻素日甚一日、明治己巳隱越知山大谷寺、辛未出養病妙永寺、壬申復歸玄成院、終示寂時年五十有七、實明治癸酉一月二十三日也、福井友人竹內壽考、片山秋直、駒屋羽江、鷺田寬隆、及細村信者信行房、大野山内健三郎、妙永寺壇越等謀、起塔于細村、其藏遺骨。

玄成院大僧都に贈りたる

(橋)

塔

覽

柳町如芥の碑

さむさ日にけにそほりもてゆき雪さへもよほしかほなるにつけても、いかにおぼしまし過ぎせ玉ふらむと、先其御山の方はろばろみさげはへれば雲井たかういとしろうあらはれいでたる、けに白山の名は雪にそとひとりことふる、此比をもたゆみなう明くれないすまさせ玉らむ、御袖はいかばかりかばと、思ふ玉へらるゝにも、きえいるばかりにもなん、なみたてる高れつゝき白がれしけるやうにみがきぬたるに、夕月のほなやかにさしいてたらむ、鴉のおきいづとて、こすえなる枝うちちらしとひちかふらんなどの、よになきけしきはさばいへど御らんしころはたおほからむ、さいつころは八代先生のかくれたる物くさく見せ玉らせ、かたじけなうれしう思ひ玉へ、すなはちひろけもてゆきたけきことば、朝夕あからめもせてなん、今はとくこそかへしたつらめと、おもふに、さすがに取おさめん事のなして、いとほざりにばなりにて侍り、あまりれたりかましけれど、なほ此冬ばかり、かくてもみゆるし給らせなば、ならひなき身のさちばいならましあなかしこ

柳町如芥 白山社内一碑あり、關西の老儒の選文に係り、以て世に傳ふるに足れり。

從四位 杉田定一 題額

富好行其徳

柳町如芥幼名和吉又稱助太郎以天保十三年正月二十日生干越前大野郡平泉寺村君為人温厚篤實自奉儉素處事故為衆所推安政五年以藩主命承家文久二年學爲里正維新以降屢拜戶長明治十一年退隱改今名其年當縣會議員之選君辭之蓋君志專在興産業養民力也十二年疫蔓延君勸各戶行清潔法闔村無一人之罹此疫者十三年任山林局監守二十一年任石川縣大林區署巡邏二十三年再幹家事爾後爲農事監製藍牧牛馬等諸委員咸善盡其職二十七八年之役獻金以助軍費三十一年浮學子害災穀全圖被其災君與石油於邑民以防之收穫倍他郡大野之爲郡也山嶽四圍九頭龍川中斷、其間地味肥沃人情朴魯皆重農業近年政體一變自由民權之說盛行寒村僻邑之民擲耒鋤犁而狂奔橫談者比比皆是君深憂之置身於政黨以外主獎勵農桑嘗自巡視各府縣遠涉北海之野以廣其聞見多所釐革又設製藍傳習所養成生徒當總郵校修道路也君卒先捐資且自督其工又慨神祠佛宇之荒廢圖其保存前後功績不遺牧官賞之農會亦追賞之三十二年七月五日病歿享年五十有八娶廣瀬氏生五男六女長男某承家君後鄉民追慕不已相

謀建石欲紀其功勞請銘於余嗚呼立於黨派紛爭之間不顧一身之利害盡心于公益者今之世界有幾人如君者可以戒薄夫勸情夫矣
明治三十四年七月 西肥(贈正四位) 藍田谷口中秋撰 林覺謹書

中村小市

忠僕中村小市 本村平泉寺の人、父の志を紹きて梅田家に仕へ、忠勤僚朋を率ゐ、年中行事の豫定、戸締、夜警等、一意同家に盡し、主人の遺訓、積善之家必有餘慶積惡之家必有餘殃可恐可慎の語を、唯一信條とし、其篤行轉た人をして感歎せしめしが、明治四十三年十一月三日、中村本縣知事之を旌表せり。

〔表彰狀〕

平民農 中村 小市

資性直實幼時父母ニ事フルコト篤ク慶應三年居町梅田治右衛門ノ家僕ト爲リ爾來五代ニ仕ヘテ忠勤ヲ勵ミ殊ニ明治六年以來現主稔家督相繼チ爲スニ至ル迄二十有二年餘ノ間主人ノ死歿四人ニ及ブ其困難甚シキ秋ニ處シテ毎ニ善後ノ計畫ヲ爲シ刻苦經營能ク家道ヲ維持シ或ハ農耕ニ努メ植樹ヲ爲シ日夜主家ノ裨益ヲ圖リテ懈ル所ナク益々其繁榮ヲ見ルニ至ラシム其他篤行ノ見ルベキモノ少カラズ純チ儉儉ノ僕婢ニ示ス等其志行ノ堅實ナル故ニ四十有四年一日ノ如シ洵ニ奇特トス依テ其賞金參圓下賜候事

從軍

從軍

明治二十七八年戰役 出征者七名

同 三十七八年戰役 同 七十名戰死者八名

三十七八年戰役 戰死者

戰死者

下編 町村誌 平泉寺村

法名	釋	陸軍歩兵一等卒勳八等	大久保福松
明治三十七年八月二十日			
法名	釋 至 誠	陸軍歩兵一等卒勳八等	福田 藤 松
明治三十七年九月十九日			
法名	釋 友 知	陸軍歩兵二等卒勳八等	山内 九平次
明治三十七年十一月二十三日			
法名	釋 勇 猛	陸軍歩兵一等卒勳八等	山形 彌 作
明治三十八年二月十九日			
法名	釋 教 念	陸軍歩兵伍長勳八等	南 七太郎
明治三十八年三月二日			
法名	釋 精 報	陸軍歩兵上等兵勳八等	土居 仁 作
明治三十八年三月八日			
法名	釋	陸軍歩兵一等卒勳八等	石黒 松 藏
明治三十八年三月十日			
法名	釋 行 圓	陸軍砲兵輸卒勳八等	永井 與 太郎

明治三十八年十一月二十一日清國盛京省通江口竝病院に於て病死

生存殊勳者

生存殊勳者

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級	山 端 直
陸軍歩兵上等兵勳八等功七級	永 井 寅 吉
陸軍歩兵上等兵勳八等功七級	幸 河 巳 與 次
陸軍砲兵上等兵勳八等功七級	松 田 初 三 郎
陸軍砲兵上等兵勳八等功七級	山 木 辰 次 郎
陸軍輕重兵上等兵勳八等功七級	中 村 太 次 郎
陸軍歩兵一等卒勳八等功七級	大 林 市 松
陸軍歩兵一等卒勳八等功七級	西 駒 吉
陸軍歩兵一等卒勳八等功七級	山 本 惣 太 郎

猪野瀬村

叙説 位置廣表

叙説 位置廣表 郡の中央よりも西北に偏在し、勝山盆地の東南隅を占む、東西二十餘町南

下編 町村誌 猪野瀬村

北約一里。

境界 北は、勝山町の市街地、及び、奥山部と林野田圃家屋の間に於て相連り。東南も、亦た林野田疇の間に、平泉寺村平泉寺、笹尾、大渡と境を分ち。西南は、九頭龍川を隔て、羽村下荒井、山崎、北山、蓬生、比島と相對せり。

地勢 東北隅の大師山を頂點として、殆ど三角形を成せる本村は、最高點大師山より、底邊の九頭龍川に向ひて緩く傾斜し、溪流も悉く西北しく該川に入る、口碑に據れば、昔時は、九頭龍川、坂谷村檜ヶ壁より、勝山町の崖下に向ひ、本村の中央を南北に貫流せしものにて、其間の俗稱幅即ち七里ヶ壁は、該川の斷崖若しくは堤坡なり、片瀬と、勝山町とか中間と、夫かあらぬか、壁上に位置する猪野口、猪野、片瀬は高低多く、殊に、片瀬は地勢階段状を爲せり。

(按)に、片瀬、高島、畔川の名か川に因み、畔川が、天正頃の新開地なる沿革條に徴すれば、流域の變遷は案し得るも、片瀬の地名、天文頃上の文書に見ゆれば、其變遷は天文以前なるべし。

大師山は、本村唯一の峯巒にて、山頂の眺望佳なるを以て名あり、西に沿へる九頭龍川は措き、南部を東西に貫く女神川は、沿岸に伊野ヶ原の沃野を開き、且暴漲の慘話を傳ふ。

(越前名蹟考) 政筆記云享保十一年丙午二月廿九日勝山領井野口村十月谷の山崩れ其音雷の如し人畜多く死す泥土を押し事二里ばかり井野口村人家五十軒男女百餘人をそこなひ黒龍川濁りてすまざること三十日ばかりなり

境界

地勢

區劃
戸口

土地

(名勝志) 女神川 先年十月平の山崩れて猪野口村を押し流したる川なり

(村誌稿) 獨り來村藤兵衛のみ其厄を免かれ得たりといふ。

區劃、片瀬、若猪野、猪野口、畔川、猪野、猪野毛屋、下毛屋、下高島、北市、上高島、戸口 本年六月末現在を左に掲げむ。

大字	片瀬	若猪野	猪野口	畔川	猪野	猪野毛屋	下毛屋	下高島	北市	上高島	合計
戸數	八六	七	三	四	二	二	二	二	一	三	三
人口	五二二	五九	三六	一九	一六	九	一八	三三	六	二二	三

土地 本月六月三十日調如次。

地目	大字	片瀬	若猪野	猪野口	畔川	下毛屋
田反	一八、〇〇一	一、八六九	一、七五二	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
畑反	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
宅反	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
山林反	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
地反	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
別價	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
別價	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
別價	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
別價	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一

下編 町村誌 猪野瀬村

地目	原野		其他		合計
	反	地	反	地	
宅	1,577	2,020	779	1,311	5,687
合計	1,577	2,020	779	1,311	5,687

地目	田		畑		宅		山林		其他		合計
	反	地	反	地	反	地	反	地	反	地	
下高島	11,400	2,900	3,000	3,000	2,800	2,800	1,000	1,000	1,000	1,000	23,800
上高島	8,700	3,300	1,800	1,800	3,700	3,700	1,700	1,700	1,700	1,700	20,600
北市	1,700	6,600	2,900	2,900	1,100	1,100	4,000	4,000	4,000	4,000	18,300
猪野	1,200	5,000	4,000	4,000	7,700	7,700	1,800	1,800	1,800	1,800	28,300
猪野毛屋	1,400	6,300	3,300	3,300	2,500	2,500	1,000	1,000	1,000	1,000	16,500
計	38,400	19,800	14,000	14,000	19,800	19,800	9,500	9,500	9,500	9,500	104,800

交通

交通地、勝山、大野間に當り、且、平泉寺に近きを以て其西、北端には坦々たる大道を通せり。

勝山道

縣道勝山道は、平泉寺村大渡地籍より本村に來り、若猪野、北市、兩高島を貫き、勝山町に入る、此道は、本村の西端を通過するも車馬の往來繁く、本村交通の中心たるの觀あり、

平泉寺道

平泉寺道甲種郡道勝山町の南端より本村に入り、村の西部田圃間を貫き平泉寺村に去る坦路なり。畔川は勝山道に、猪野、下毛屋、猪野毛屋は平泉寺道に近く、不便少きも、猪野口、片瀬は、車馬全く通せず。

沿革

〔國繪圖〕(下高島)中島船渡川幅八十五間水九尺岸五尺、沿革〔元享釋書〕に見ゆる伊野原墳墓條が、本村の猪野なりとすれば、本村は、奈良朝時代より開けしと認めざるべからず。〔和名抄〕の毛屋郷が、本村の毛屋に其名を留めて、本村、勝山、村岡を含めりとの説は既に定れるも、郷名の來由については諸説一ならず。

〔足羽社記〕略崇神紀云紀伊國荒川戸畔女遠津年魚眼眼妙媛生豐城入産命按豐城入産之後有大野朝臣者是上野君下野君祖也今猶此郡有荒川下毛野村等之名也其所以據焉○郷名毛屋今云下毛野村

〔按〕に下野君に因りてと變するも、其所由に至りては明瞭か缺けり。況んや、大野の地名は、全國到る處に右じ、下野毛野の名は、關東にもあり且之をケヤと訓むも妥當を缺く感あり、之れ異説ある所以。